

令和5年度第3回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議

次 第

日 時：令和5年11月7日（火）

10:00～12:00

場 所：オンライン開催

（事務局：福祉部会議室）

1 開会

2 議事

（1）第2期埼玉県ケアラー支援計画（素案）について

3 その他

4 閉会

埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議委員名簿

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

No.	氏名	所属・役職	分野
1	イシヤマ レイコ 石山 麗子	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 教授	学識
2	シブヤ トモコ 瀧谷 智子	成蹊大学文学部現代社会学科 教授	
3	ハヤシ ヒロエ 林 裕栄	埼玉県立大学保健医療福祉学部看護学科 教授	
4	タナカ ハジメ 田中 一	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事	関係団体
5	ハナマタ ヨミ代 花俣 ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部 代表世話人	
6	ホリコシ エイコ 堀越 栄子	一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事	
7	カトウ ヒデアキ 加藤 英明	公募委員	一般公募
8	タキザワ レイコ 滝澤 玲子	公募委員	
9	ヒロサワ ケンイチ 廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事	事業者
10	ヒラオ ミキオ 平尾 幹雄	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長	労働者
11	ツチヤ ユウコ 土屋 裕子 (R5.4.1～)	志木市地域包括支援センター柏の杜 センター長	支援機関
12	イシヤマ ヒデオ 石山 英雄	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 次長	
13	トヨダ キヨアキ 豊田 清明 (R5.4.12～)	埼玉県高等学校長協会 会長	教育機関
14	ワカバヤシ マナブ 若林 学 (R5.4.1～)	さいたま市福祉局副理事	行政機関
15	フジオカ マリ 藤岡 麻里	埼玉県福祉部地域包括ケア局長	行政機関

(敬称略・順不同)

令和 5 年度第 3 回
埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議
資料

実態調査結果（速報版）の概要について

実態調査結果（速報版）の概要について

1. 大学生・短大生の若者ケアラーの実態調査

- 目的

主に県内大学生、短大生を対象に若者ケアラーの実態を調査し、若者ケアラーの支援策の検討の参考とする。

- 対象及び回答数

県内大学・短大に通う学生 1,409人/約11万人

- 実施方法

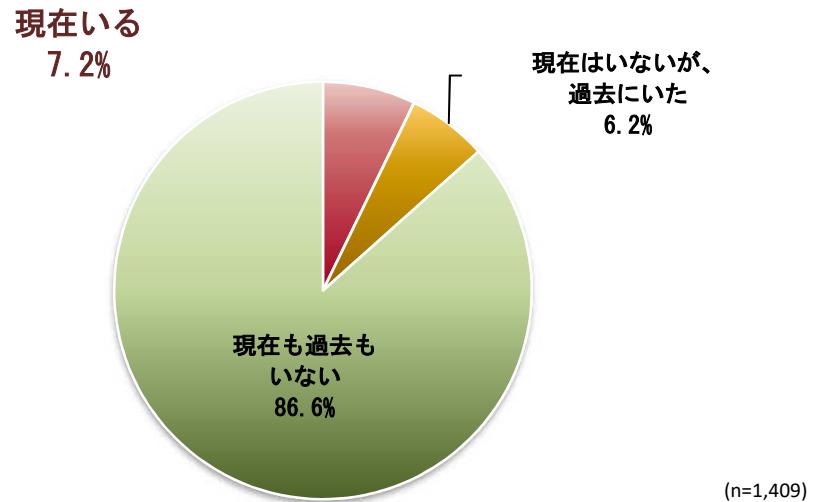
県内の大学・短大を通じ学生へURLを配布し、オンラインで回答

- 調査時期 9月～10月

実態調査結果（速報版）の概要について

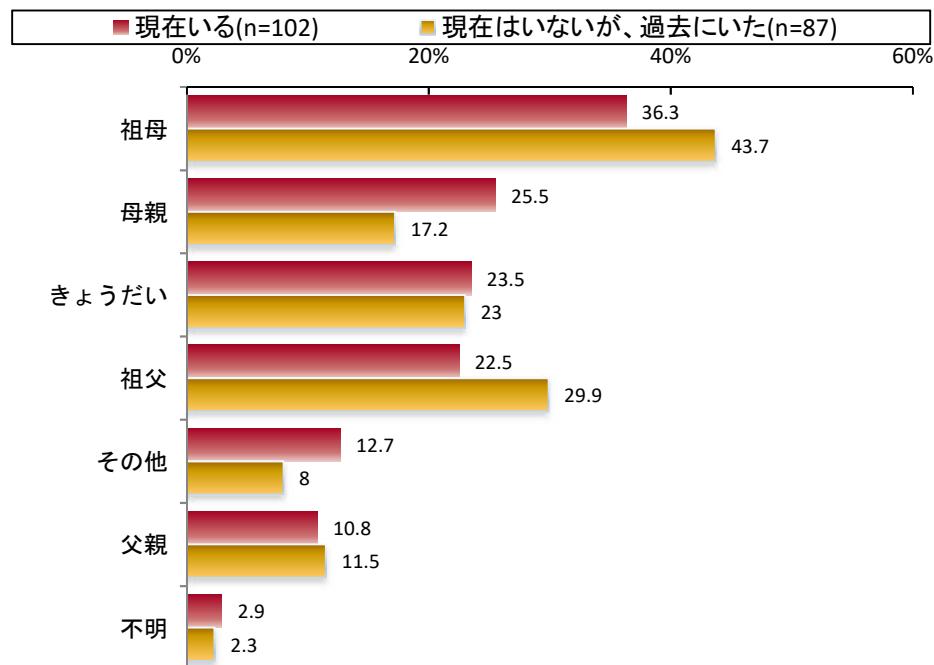
Q 同居・別居を問わず、家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。

現在いる 7.2%
現在はいないが過去にいた 6.2%
現在も過去もいない 86.6%



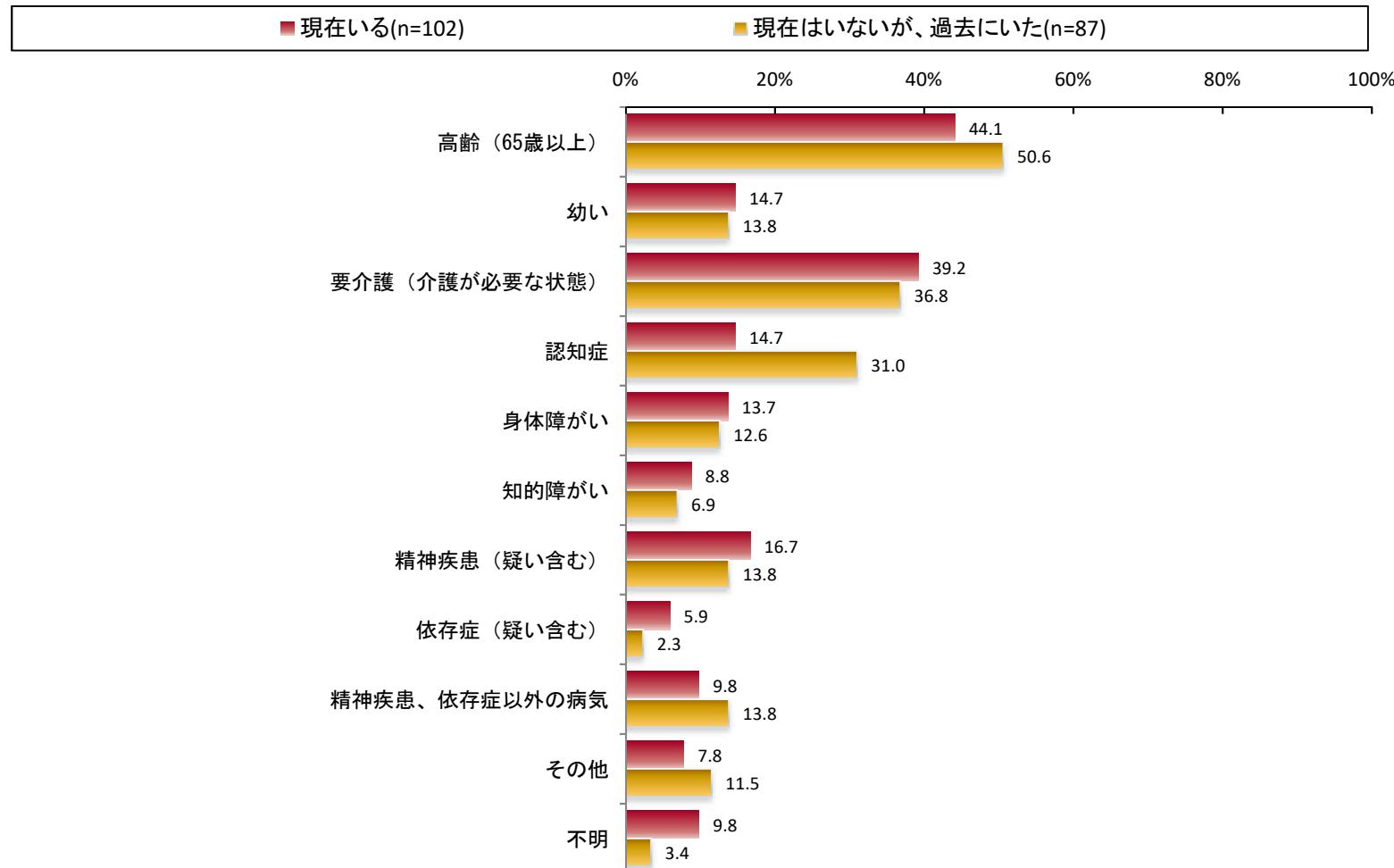
Q お世話を必要としている（いた）方はどなたですか？

現在いる
祖母、母親、兄弟、祖父の順



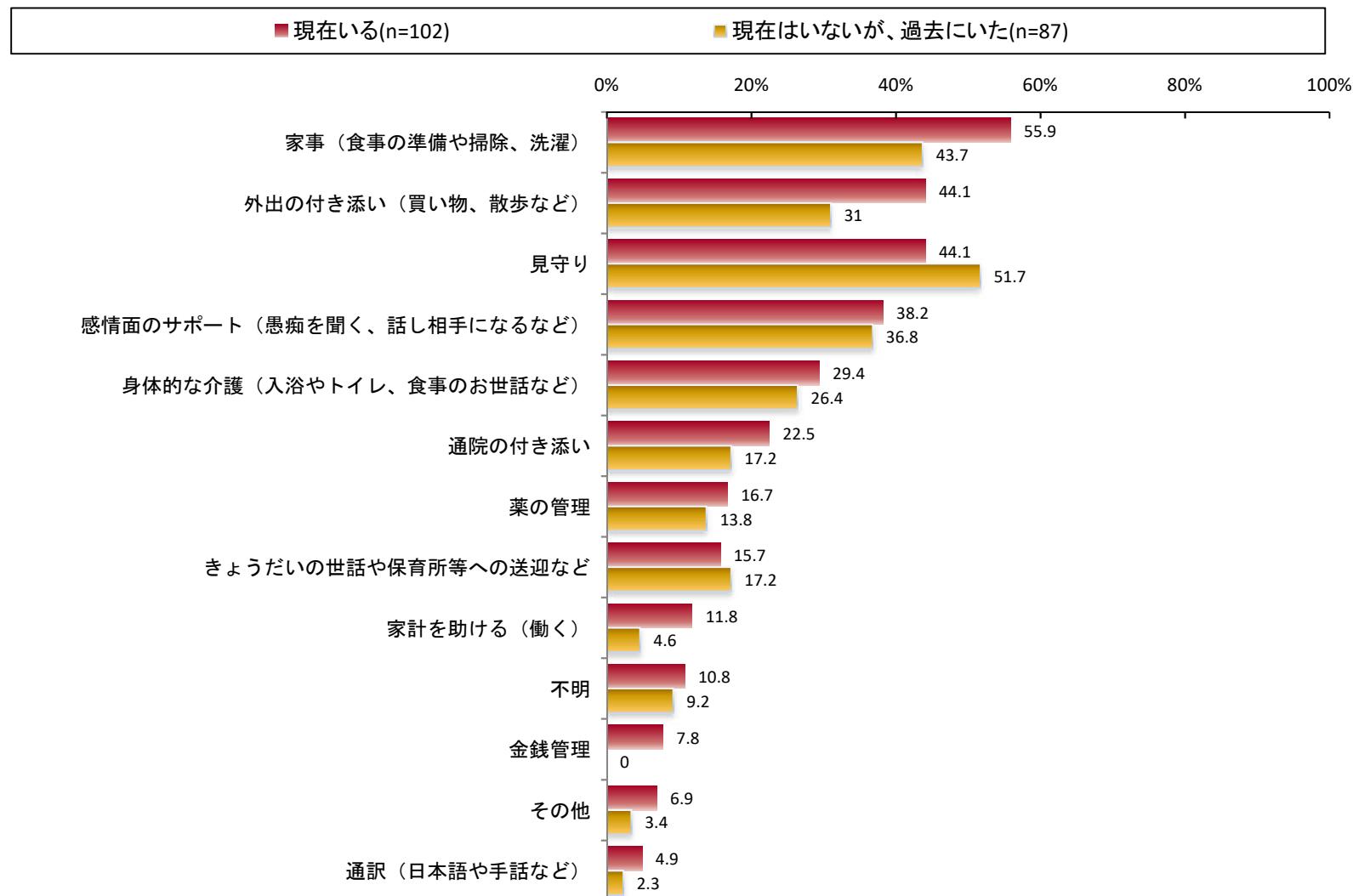
実態調査結果（速報版）の概要について

Q お世話を必要としている（いた）方の状況について教えてください。



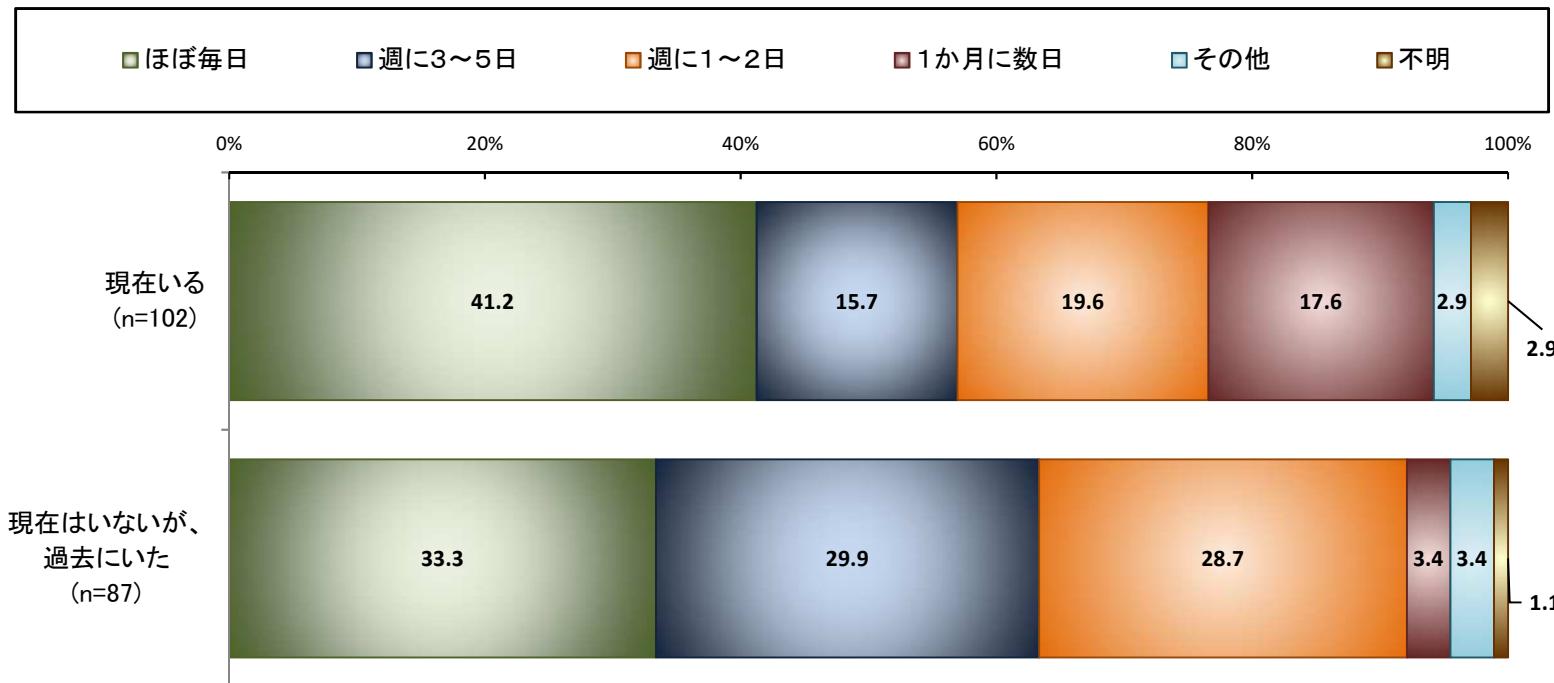
実態調査結果（速報版）の概要について

Q あなたが行っている（いた）お世話の内容を教えてください。



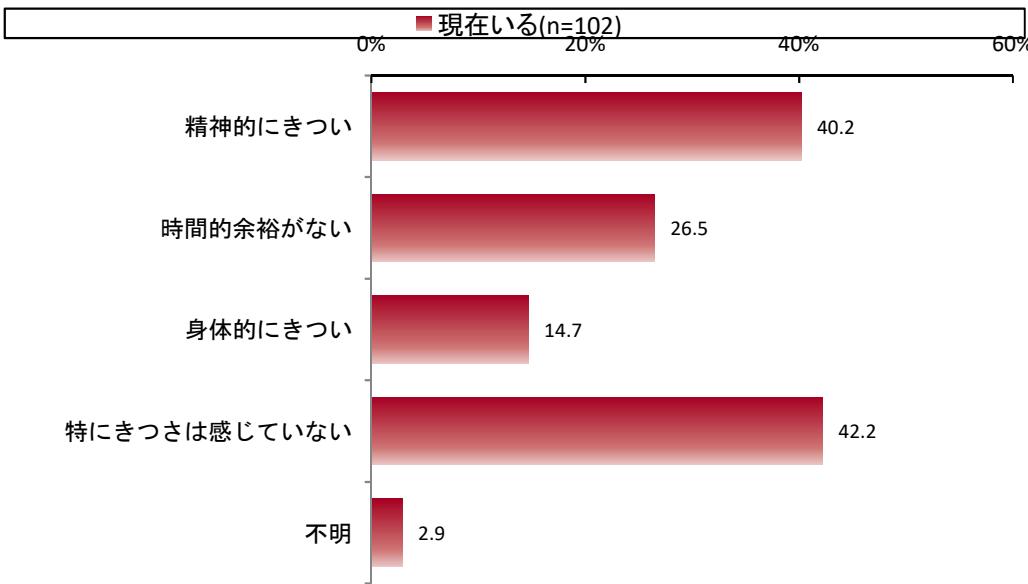
実態調査結果（速報版）の概要について

Q お世話をしている（いた）頻度を教えてください。

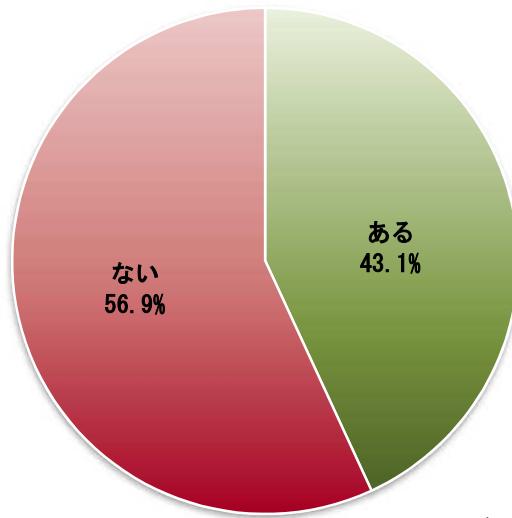


実態調査結果（速報版）の概要について

Q お世話をすることにきつさを感じていますか。



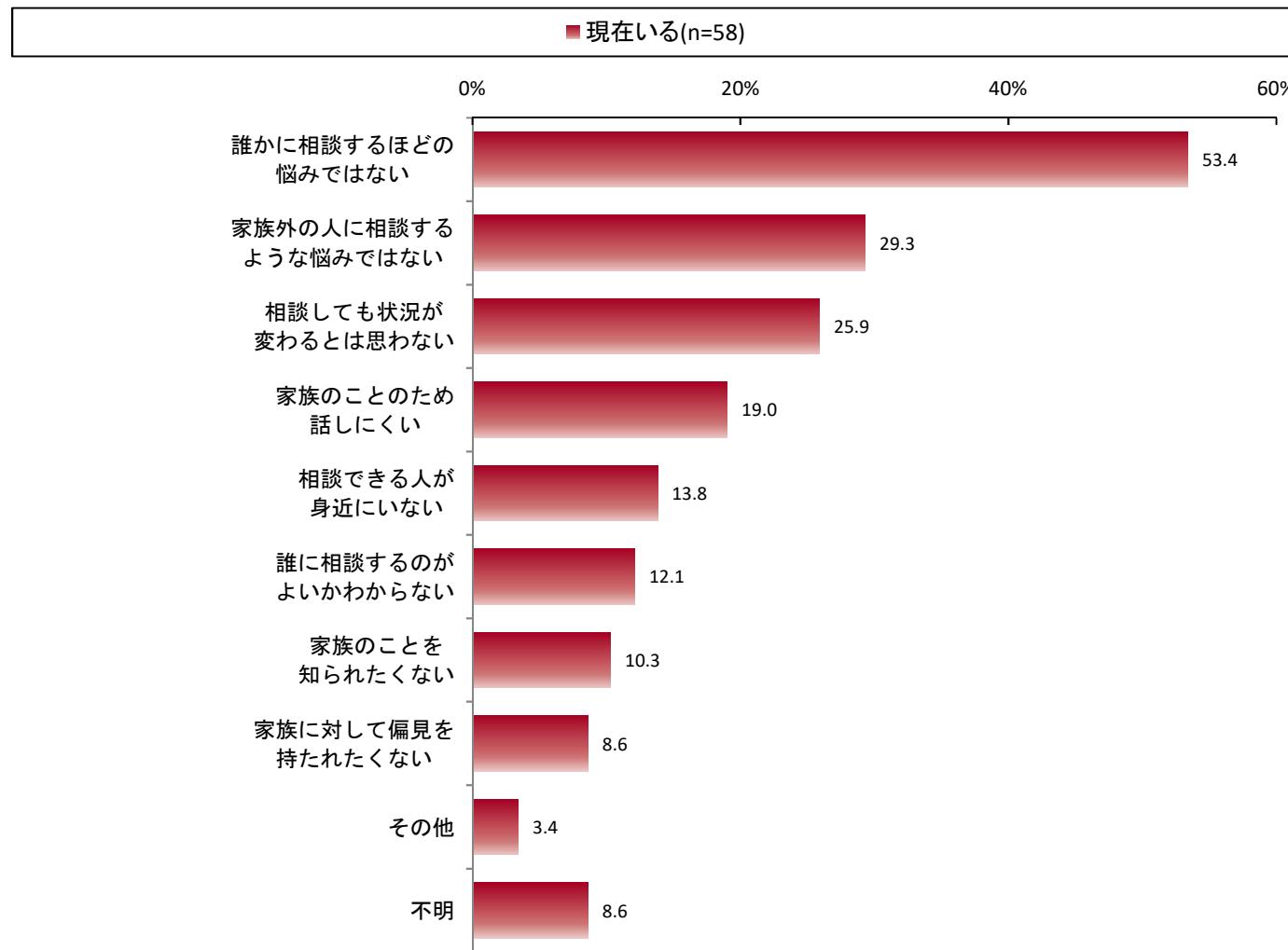
Q お世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことはありますか。



(n=102)

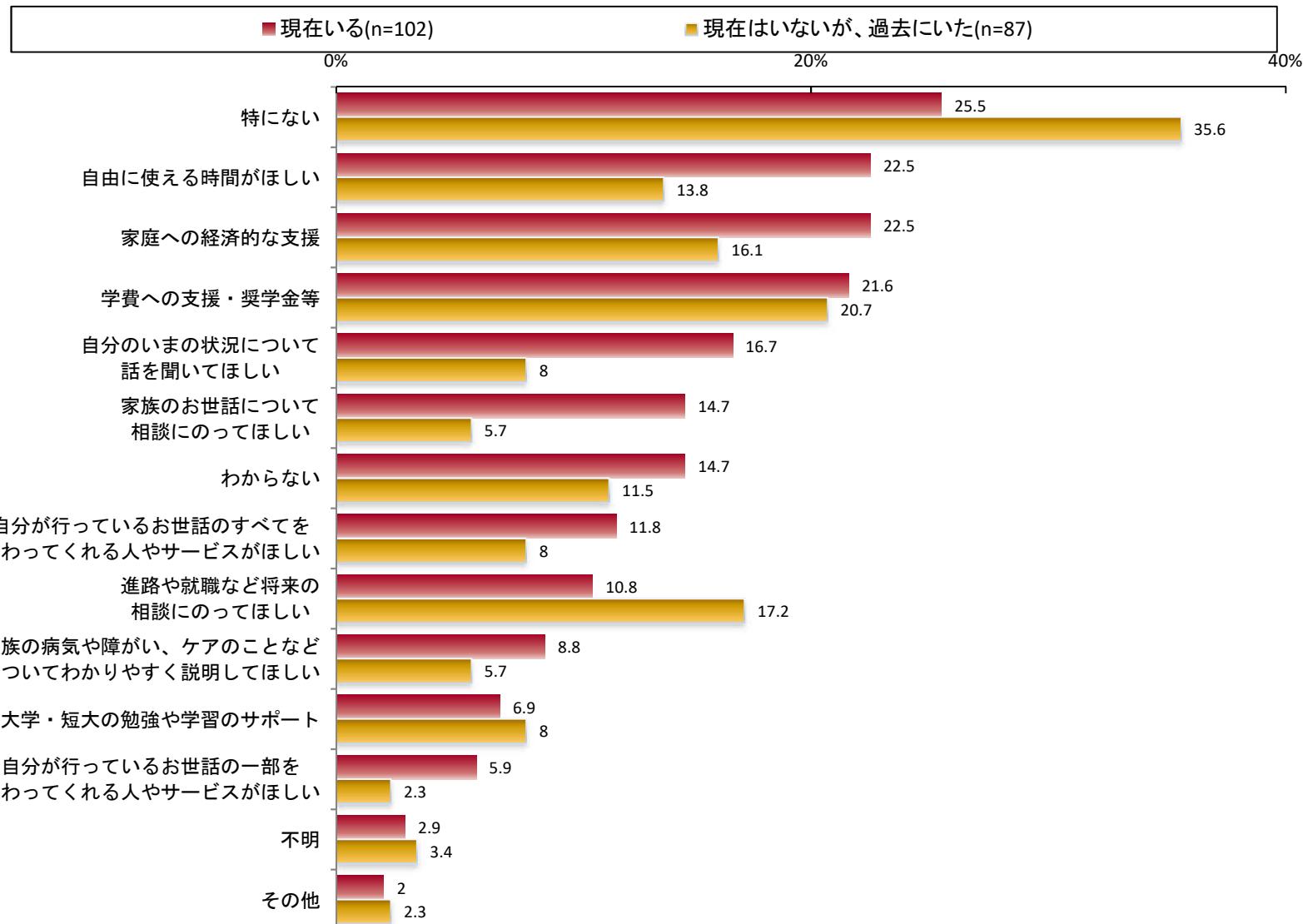
実態調査結果（速報版）の概要について

Q 相談していない理由を教えてください。



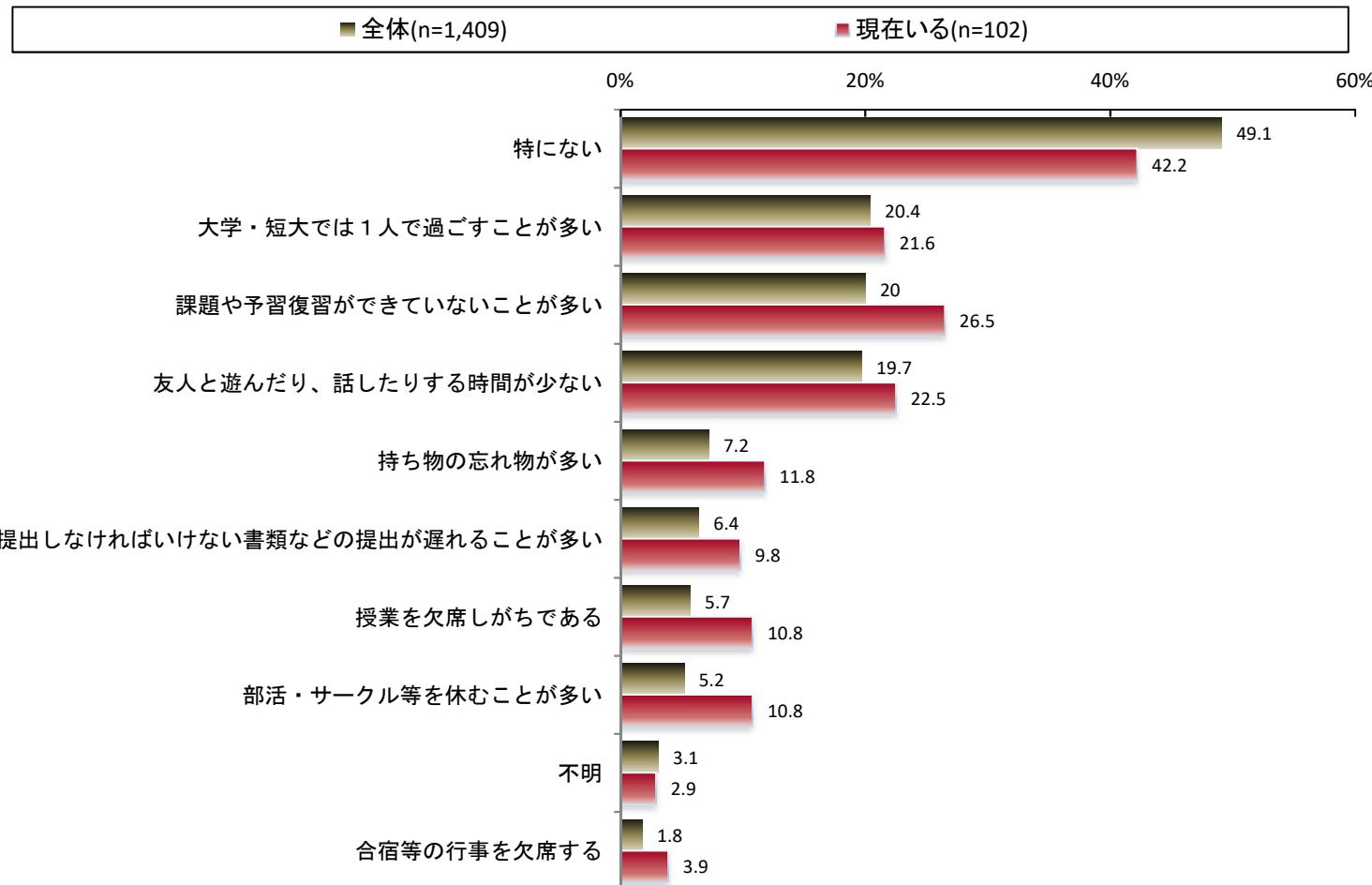
実態調査結果（速報版）の概要について

Q 大学・短大や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援はありますか。



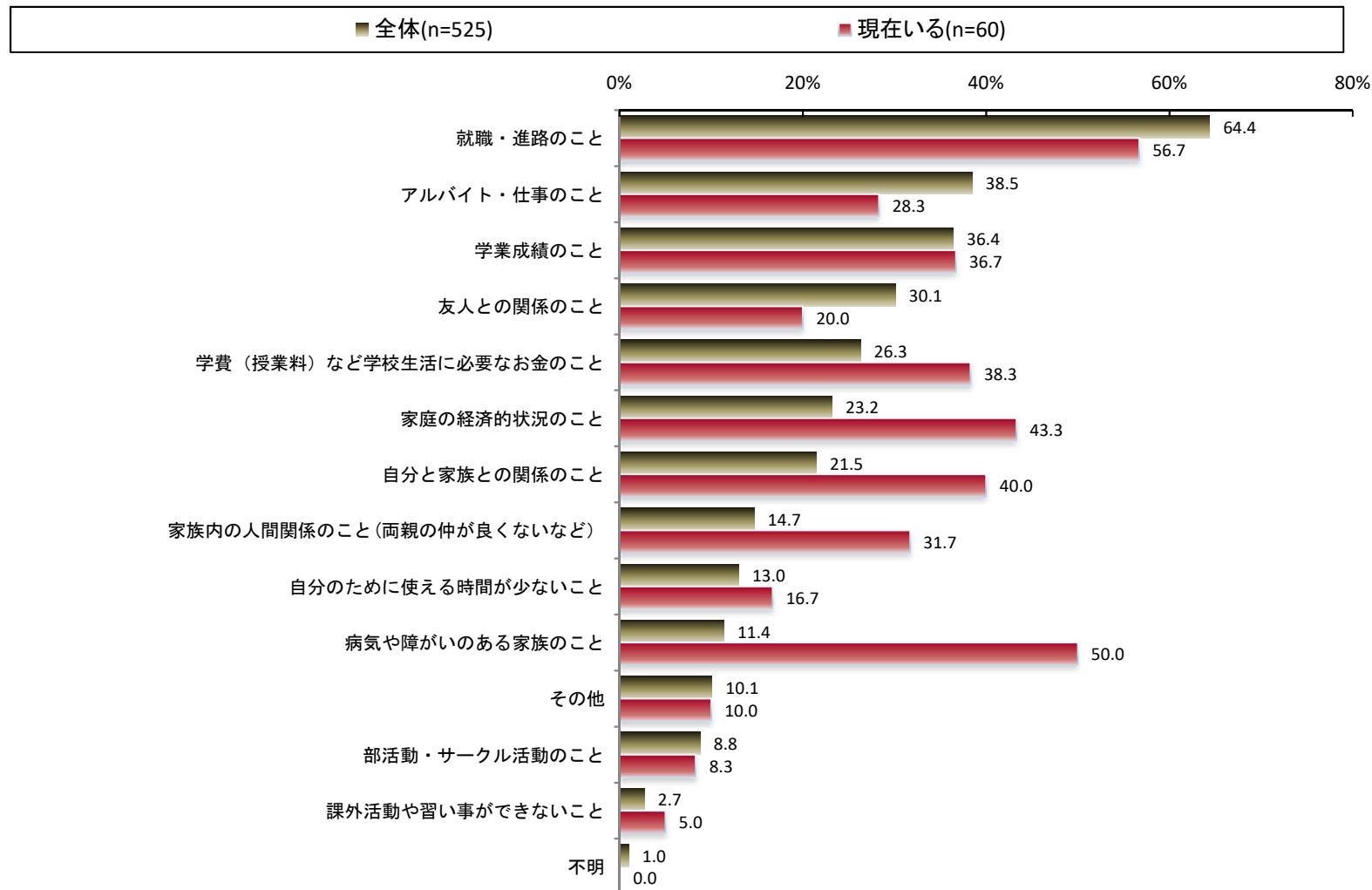
実態調査結果（速報版）の概要について

Q ふだんの大学・短大生活等において、あてはまるものがありますか。



実態調査結果（速報版）の概要について

Q どのようなことで悩んだり、困っていますか。



実態調査結果（速報版）の概要について

2. 支援者向け調査（ケアラー）

- ・目的

地域包括支援センター等の支援者を対象に、ケアラー支援にあたっての課題や支援例を調査し、ケアラー支援策の検討の参考とする。

- ・対象及び回答数

①地域包括支援センター	201/289か所
②市町村障害者相談支援事業受託事業所又は 基幹相談支援センター	87/107か所
③市町村（高齢福祉担当課）	61/63市町村※現時点
④市町村（障害福祉担当課）	59/63市町村※現時点

- ・実施方法

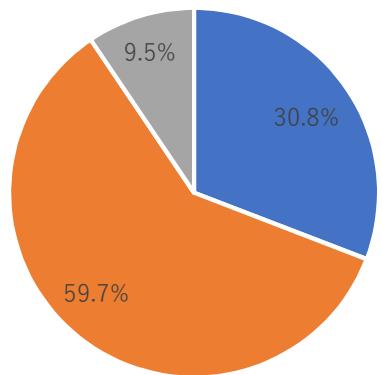
URLを配布し、オンラインで回答

- ・調査時期 8～10月

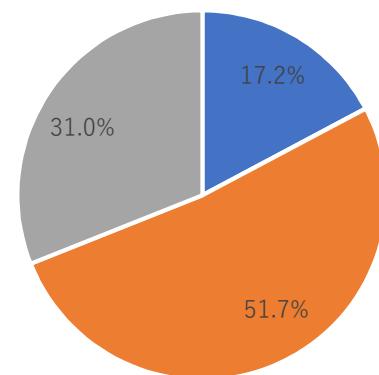
実態調査結果（速報版）の概要について

Q 相談実績

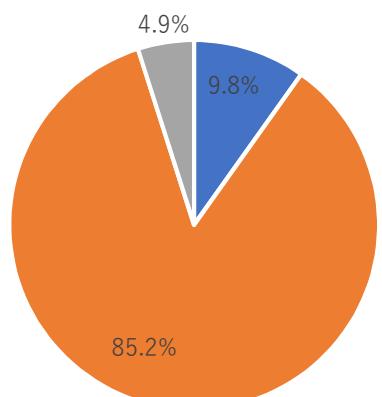
地域包括支援センター (N=201)



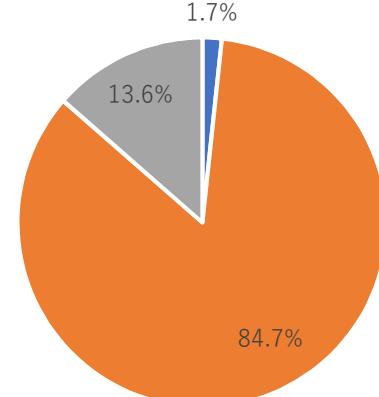
基幹相談支援センター等 (N=87)



市町村（高齢） (N=61)

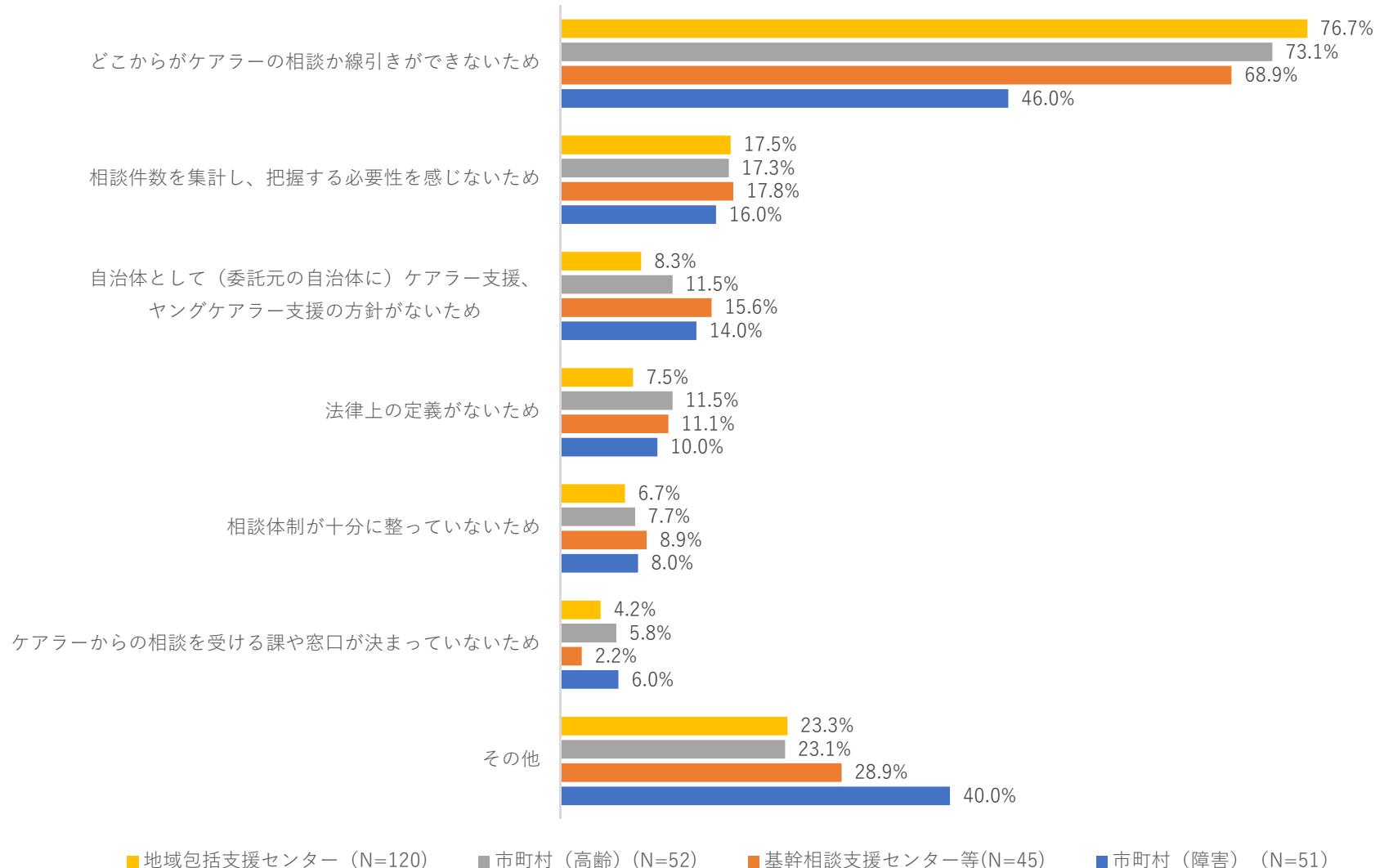


市町村（障害） (N=59)



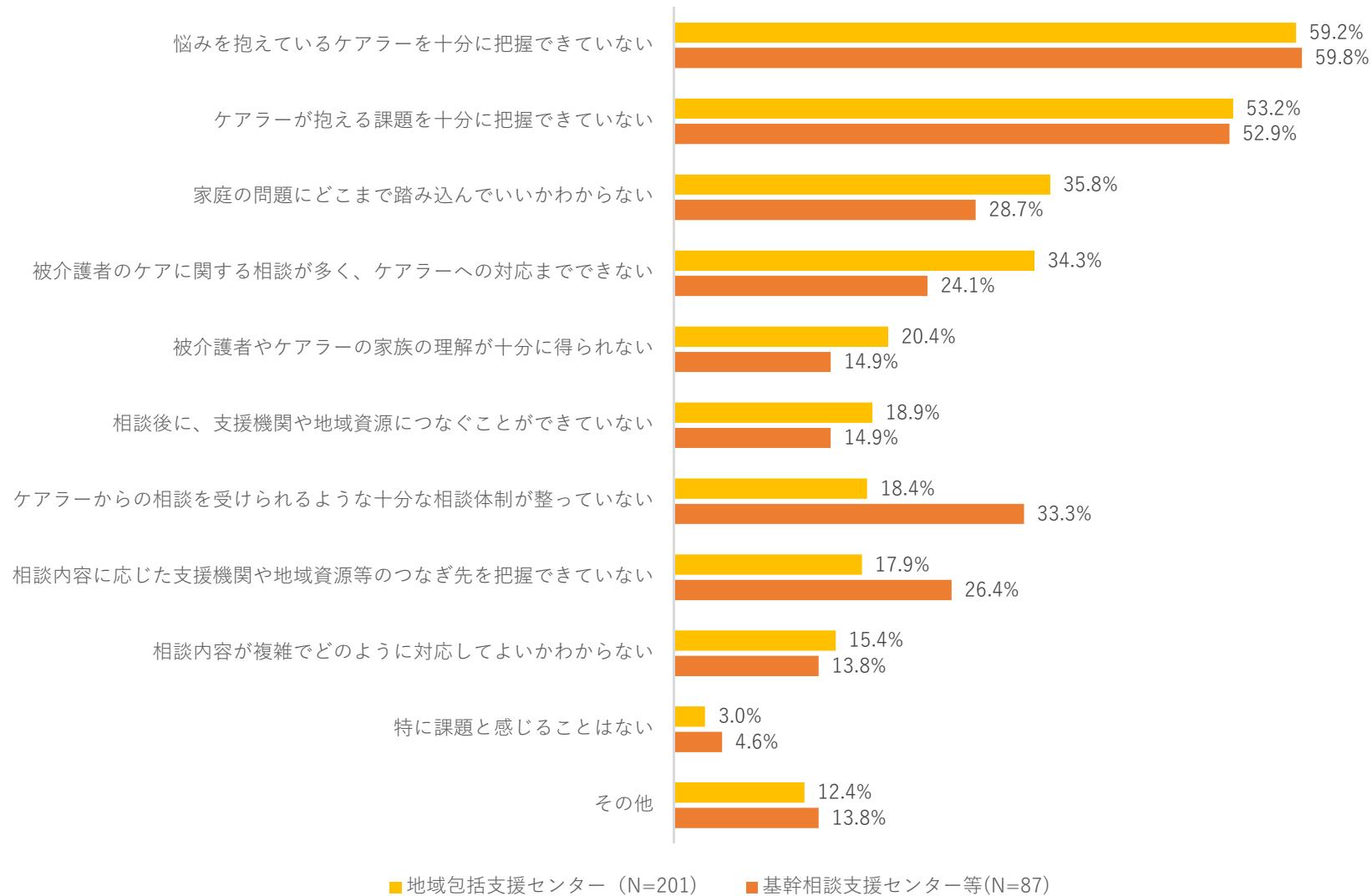
実態調査結果（速報版）の概要について

Q 相談件数を把握していない理由



実態調査結果（速報版）の概要について

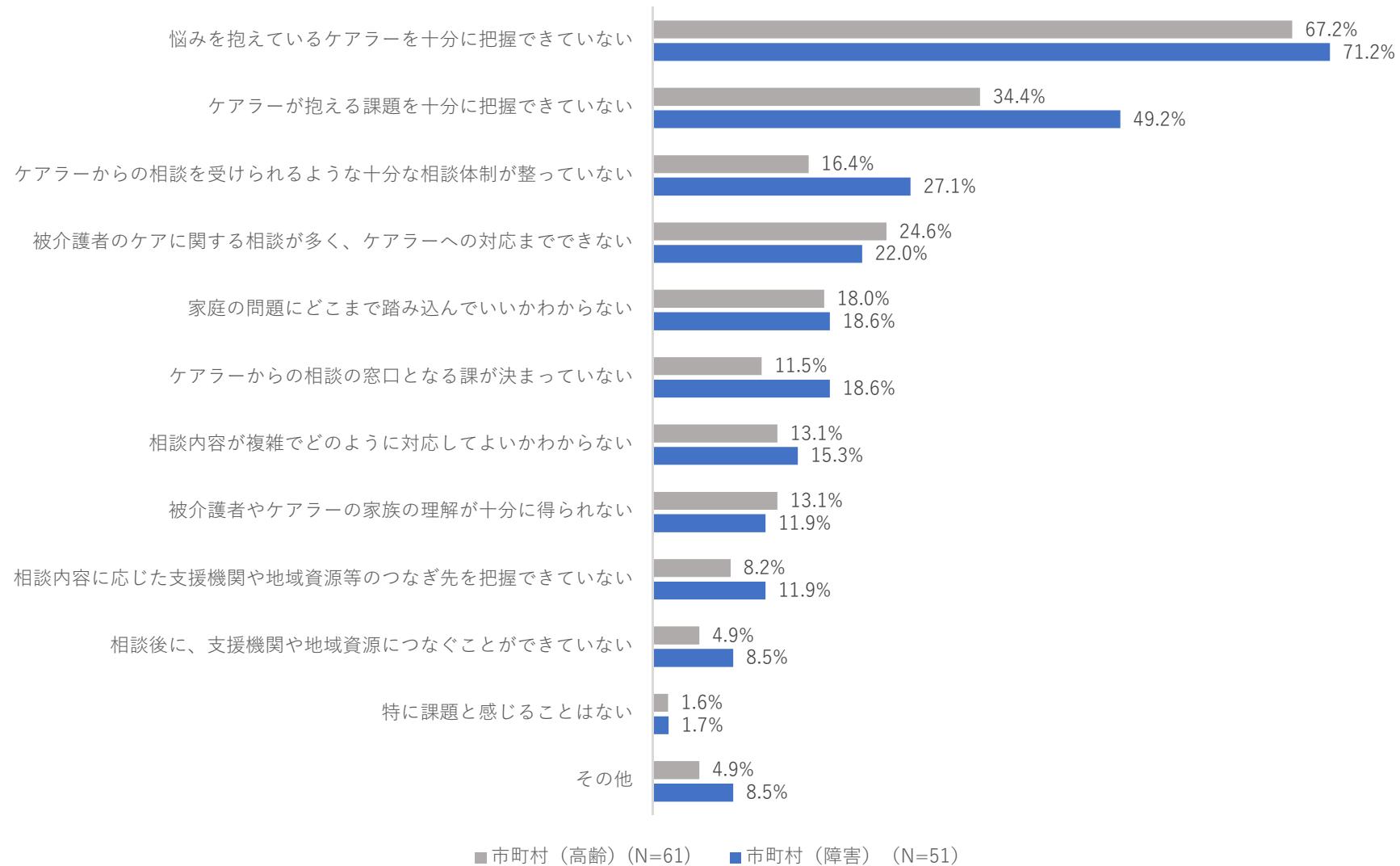
Q 相談対応に際してどのような課題がありますか



■ 地域包括支援センター (N=201) ■ 基幹相談支援センター等(N=87)

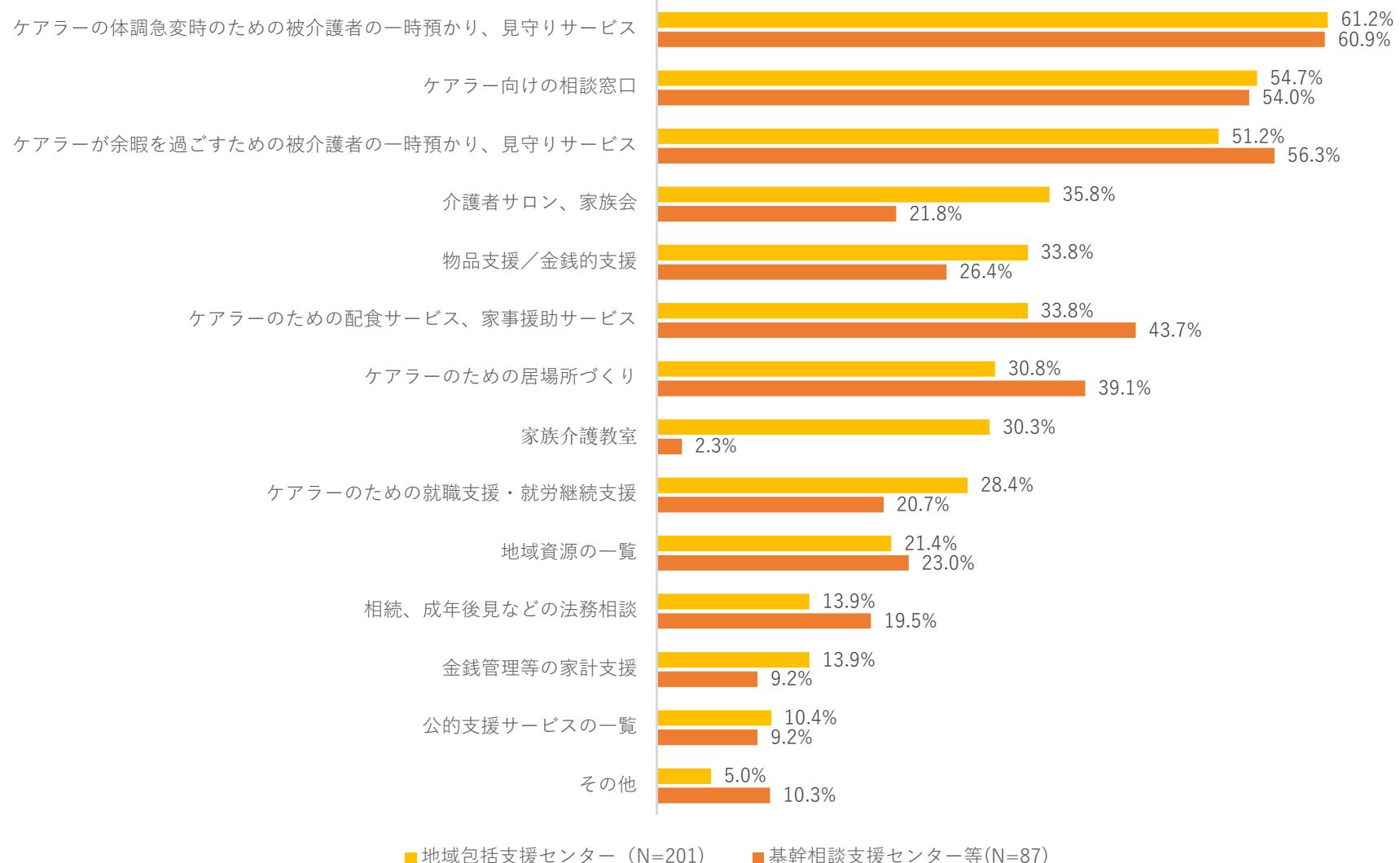
実態調査結果（速報版）の概要について

Q 相談対応に際してどのような課題がありますか



実態調査結果（速報版）の概要について

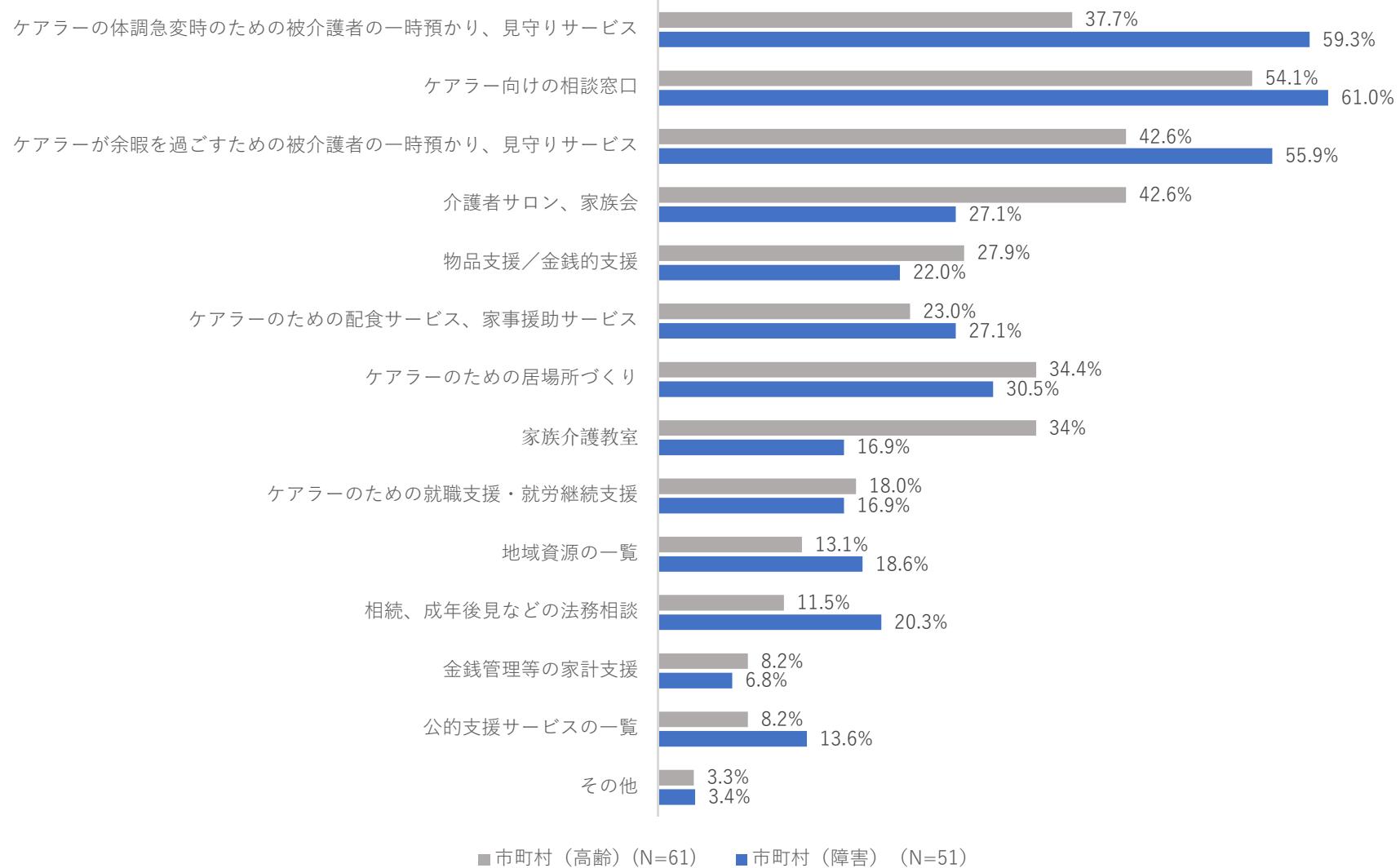
Q あつたら良い取組



■ 地域包括支援センター (N=201) ■ 基幹相談支援センター等(N=87)

実態調査結果（速報版）の概要について

Q あつたら良い取組



実態調査結果（速報版）の概要について

3. 支援者向け調査（ヤングケアラー）

- ・目的

学校等の支援者を対象に、ヤングケアラー支援にあたっての課題や支援例を調査し、ヤングケアラー支援策の検討の参考とする。

- ・対象

①高校、小中学校等	1, 323/1, 476校
②SSW（スクールソーシャルワーカー）	61/78名
③市町村（児童福祉担当課）	57/63市町村※現時点

- ・実施方法

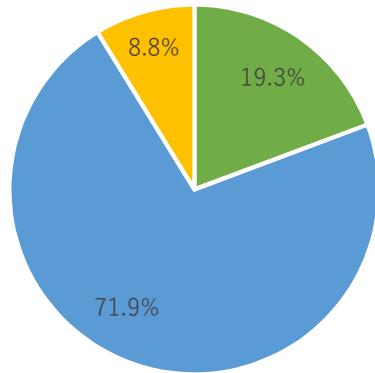
URLを配布し、オンラインで回答

- ・調査時期 8～10月

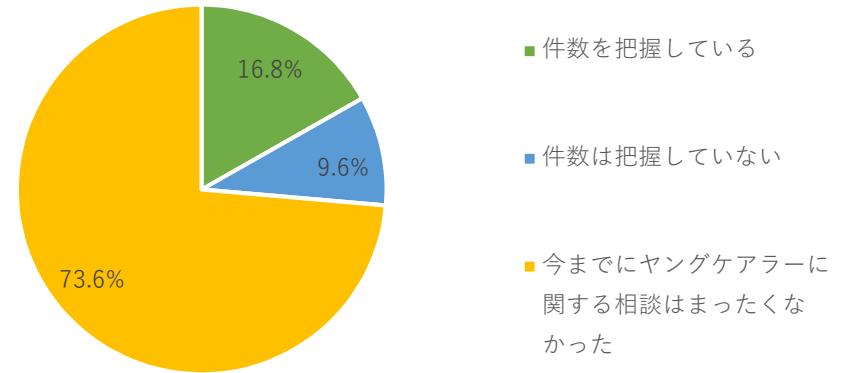
実態調査結果（速報版）の概要について

Q 相談実績

市町村（児童）（N=57）

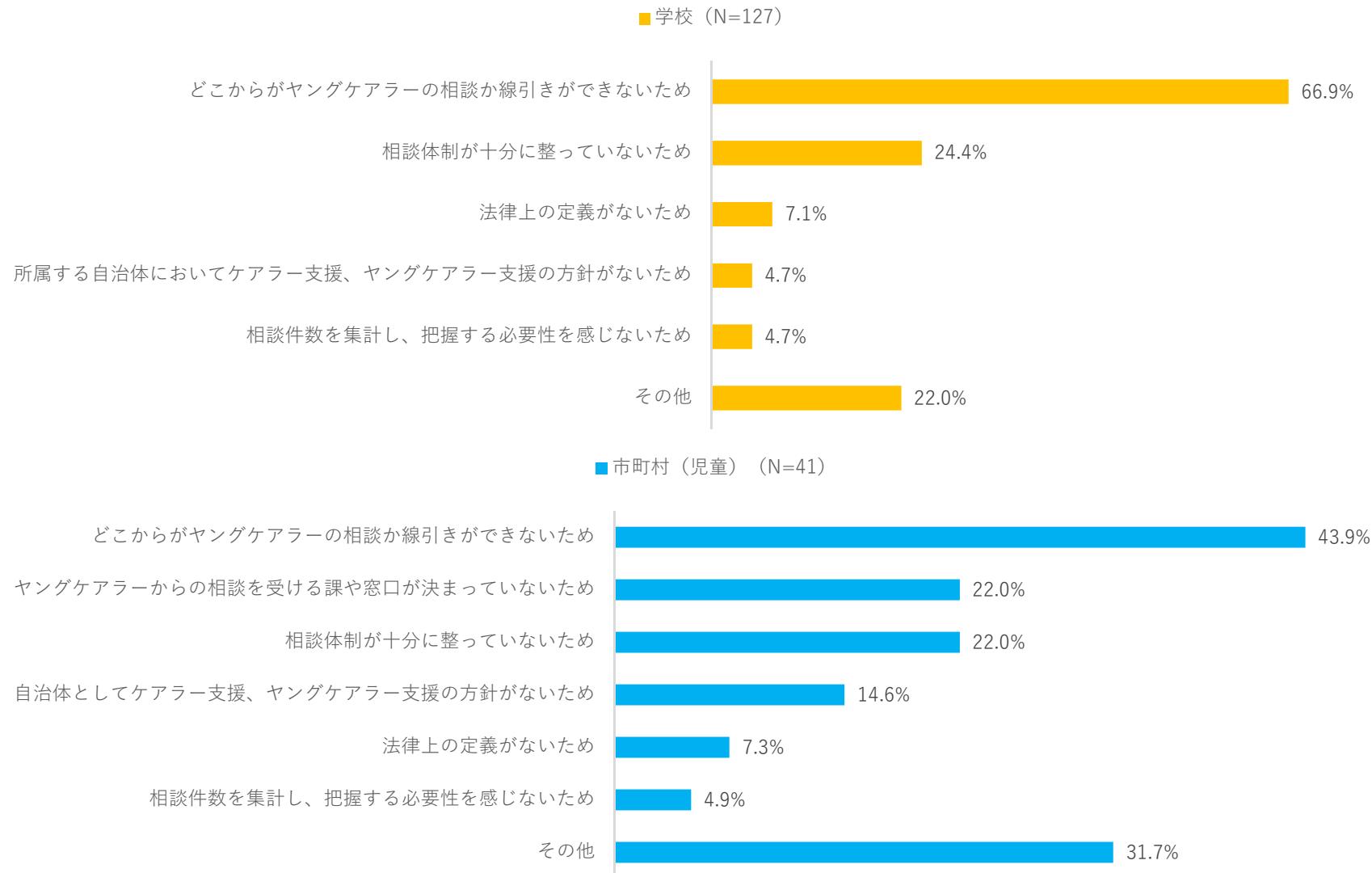


学校（N=1,323）



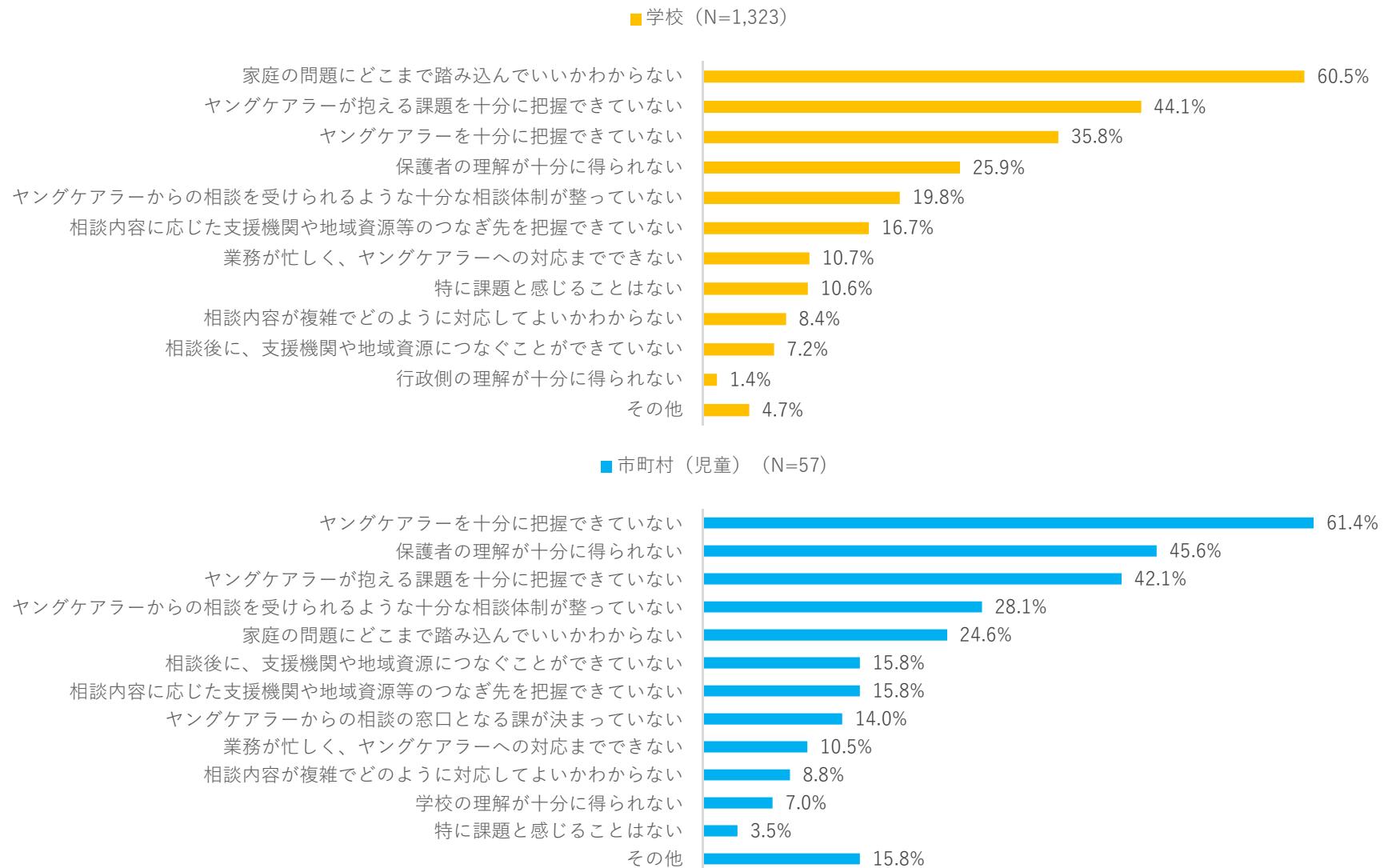
実態調査結果（速報版）の概要について

Q 件数を把握していない理由



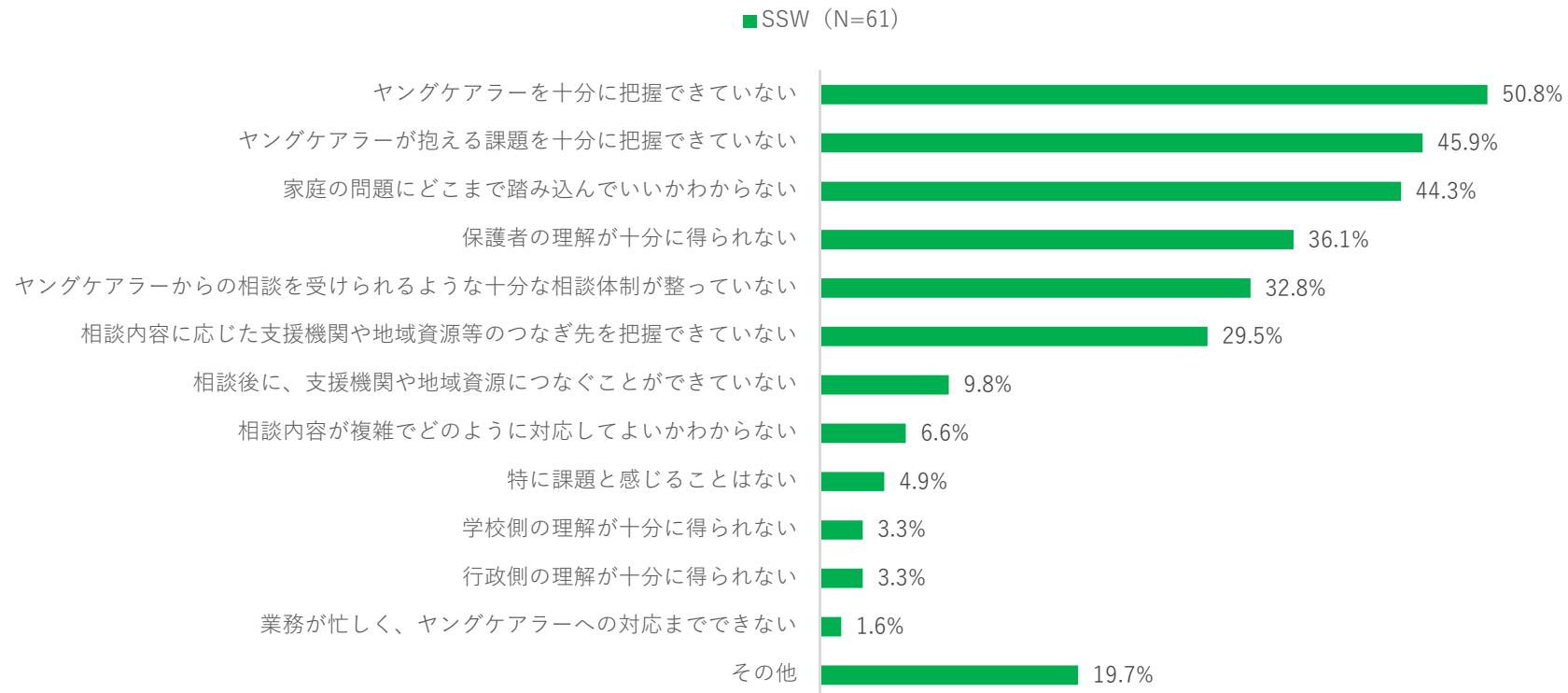
実態調査結果（速報版）の概要について

Q 相談対応に際してどのような課題がありますか



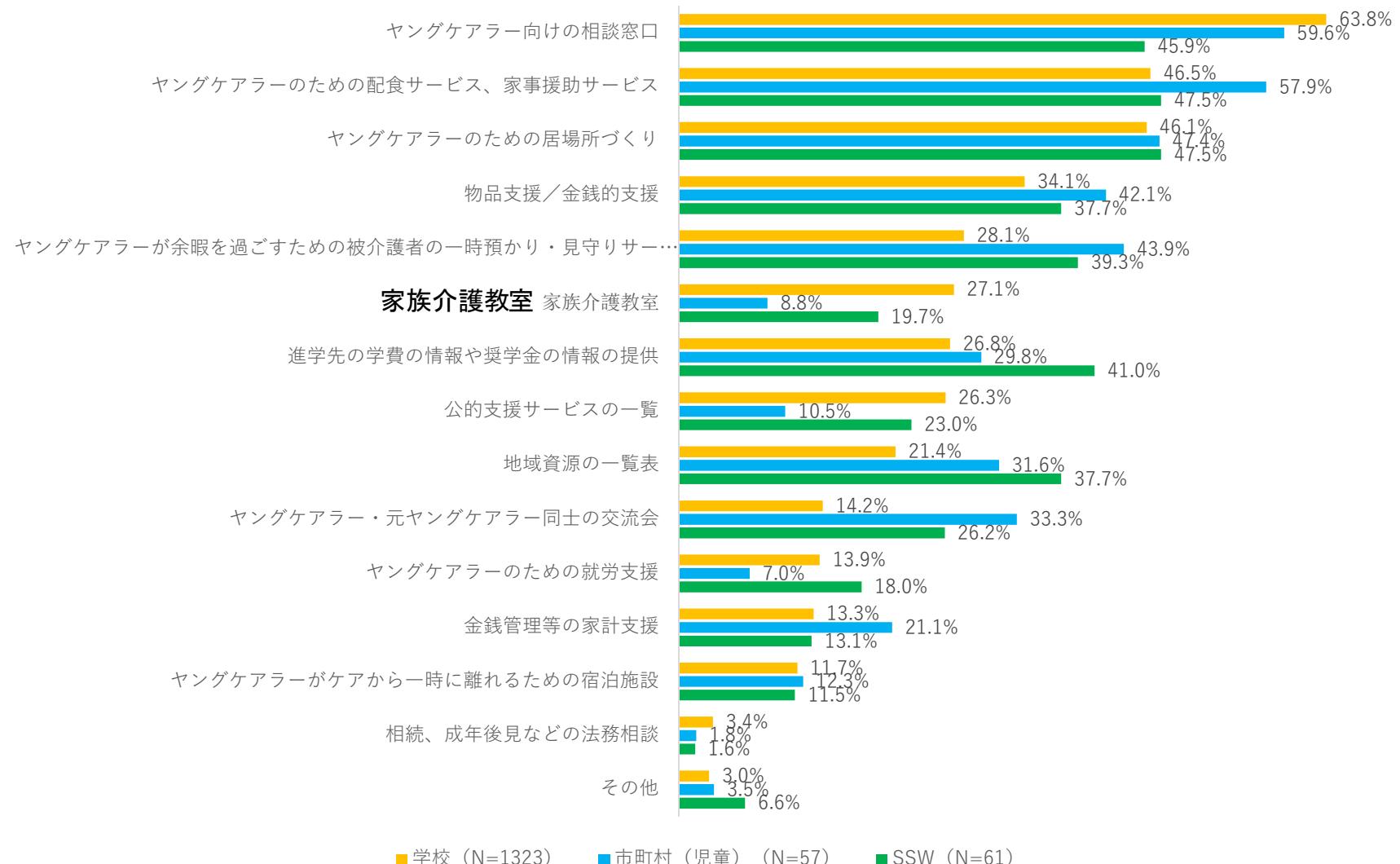
実態調査結果（速報版）の概要について

Q 相談対応に際してどのような課題がありますか



実態調査結果（速報版）の概要について

Q あつたら良い取組



(参考) 若者ケアラーへのアンケート

若者ケアラー・元ヤングケアラー本人の声

- 相談したかったが、自分でもなんて言葉にしたら良いか分からなかった。
- 自分の家庭のことを話しても理解してもらえるのか、どのくらい話せばよいのか分からず相談できなかった。
- 就活で自分のことをどう伝えるか悩んだ。
- 生活保護の件が絡んでくるとどうしても偏見や差別的な目線で見られることが多く、それ以上言えなくなる時がある。
- 相談しても救われると思わなかつたため、それなのに話しても場の雰囲気が悪くなると思い、相談しづらかった。
- ケアを知らない人にとっては話に共感できないので、話したところで自分の気持ちが良くならず相談できなかつた。
- ケアしながらでも働く環境の構築が必要だと思う。
- お手伝いをしていたことがきっかけで、いろいろとお世話を求められるようになった。自分の時間をなかなか作ることができなかつた。
- 同世代の人との交流ができなかつた。辛さを共有できる人もいなかつた。
- 学業・仕事と家事のバランスが難しかつた。
- 自分の人生がなかつた。

(参考) インタビュー調査での意見

ケアラー（高齢）支援団体（介護者サロン運営者等）

- 介護サービスで身体的な支援をしても、心の底を支えられるのはピアサポートしかない。
- もっと相談して良い、SOSを出して良いという雰囲気が世間的に醸成されると良い。
- 地域包括支援センターの認知度が低く、介護のことを相談できるということを知らない人が非常に多い。また、仕事を続けるにあたっては介護に関する会社側の理解も大切。
- 職場の中に昼休みにでも集まれる場所があった方が良いと思う。
- 包括がサロンの場をつくってくれるのは大変ありがたいが、包括は日常生活圏域ごとに設置しているため、サロンでは本来近所の悪口だとどろどろした部分を吐き出すのが大事なのに、それができないという面がある。さらに、聞き役が包括の専門職だと、なかなか本音は言えない。専門職が仕切っているだけでなく、運営側に同じ介護者の立場の人がひとりでもいれば雰囲気はがらりと変わるとと思う。包括で場所は提供するけど、やるのは介護者同士で、というのが良い。つどいで集まった人たちがLINEグループつくってやりとりしていたりするので、そのきっかけを支援者がすればよい。
- LINE相談は有効だと思うが、温度感やニュアンスが伝わりづらいのでリスクもある。そのため、LINEでつながって対面で集まる、というのが一番良い形と思う。
- いろんな支援が充実してきたとしても、ピアサポートは必ず続けなければならない。

(参考) インタビュー調査での意見

ケアラー（医ケア児）支援団体（NPO、障害者相談支援事業所等）

- 障害のある子と外に出るといろんな目を向けられるが、生活のためには自分たちは外に出て行かなければならない。だから、知ってほしい。
- 医ケア児の親は、知り合いはできても、ママ友はできない。本当に悩みを共有できる人はいなかった。
- 医ケア児の家族が集まって“分かる分かる”と言い合えるのはすごくストレス発散になる。発散だけでなく情報交換ができるのは大きい。
- 発達の遅い子の親は発達の相談室には行きたがらない人が多い。なので、相談じゃなくても、何でもいいから話を聞いてくれる場所というのがとても大事。
- 障害に限らず、気になるかも、という段階で話を聞いてもらえることが大事なのではないか。
- 障害児の家族は、人に知られたくないといって相談をしない傾向がまだまだある。家族の認識もそもそもえていかないといけない。

ヤングケアラー支援団体（子ども食堂運営者、社会福祉士等）

- 行政や支援者ではない、子どもと既につながっている信頼できる「普通の大人」が周りにいることが重要。
- 子どもたちは電話はしないのでLINE相談は有効な手段だと思う。
- ヤングケアラーに関わるようになってやっと市役所や支援者の動きが分かるようになったが、これをみんなが共有できることが大事。同じケースをみんなで共有、検討することが大事。
- どういう資源があるかを把握しているかどうかでずいぶん変わる。自分の仕事の範囲でしか動いていないと自分の仕事の範囲の中でしか話が聞けないので、普段から視野を広く持ち知識を得ることが大事。
- 貧しいことが恥ずかしいという風潮が日本にはあるため、相談するのも恥ずかしいと思われる社会になっている。そんなことはなく、相談していいんだということをもっと知ってもらいたい。選択肢が限られてしまっている状況は相談すべき状況と知ってもらいたい。
- グレーゾーンについて行政が手が出せないところをカバーするのがこども食堂など民間団体だと思う。

埼玉県ケアラー支援計画

令和6年度～令和8年度

(2024年度～2026年度)



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

ご あ い さ つ

調整中

埼玉県ケアラー支援計画 目次

調整中

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

調整中

2 計画の性格と位置づけ

埼玉県ケアラー支援条例第9条に規定する「ケアラーの支援に関する推進計画」として策定します。

県の総合計画である「埼玉県5か年計画」の分野別計画としての位置付けです。

「埼玉県地域福祉支援計画」、「埼玉県高齢者支援計画（埼玉県認知症施策推進計画）」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画」など各個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載します。

各計画の位置づけの図表（調整中）

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度（2024年度～2026年度）までの3年間とします。

ケアラーとは、ヤングケアラーとは

埼玉県ケアラー支援条例の第2条では、

- 1 ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などの援助を提供する者をいう。
- 2 ヤングケアラーとは、ケアラーのうち、十八歳未満の者をいう。

とされています。

この計画でも、特に付記がない限り「ケアラー」には「ヤングケアラー」を含むものとします。

第2章 ケアラーを取り巻く状況

2-1 ケアラーを取り巻く状況

2-1-1 人口・世帯等に関する状況

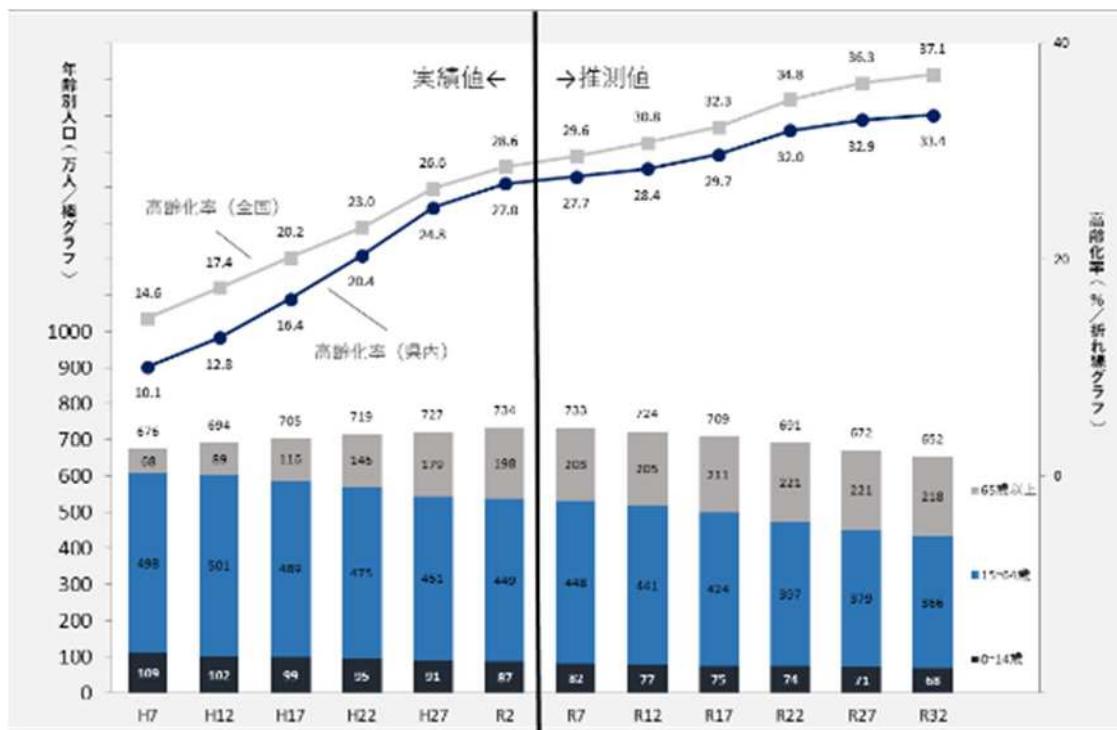
①人口減少と高齢化の進行

埼玉県の総人口は、昭和30年代から平成2年（1960年代～1990年）にかけて急激に増加し、平成17年（2005年）には700万人を超えるました。令和2年（2020年）国勢調査結果を基にした推計では、令和2年（2020年）頃に人口ピークを迎える、その後緩やかに減少に転じるとされています。なお、令和7年（2025年）10月1日現在の県推計人口は約733万人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は昭和55年（1980年）の146万人をピークに減少が続いている。また、生産年齢人口（15～64歳）は、全国では平成7年（1995年）頃から減少しており、埼玉県においても平成12年（2000年）の501万人をピークに減少が続いている。

一方で高齢者人口（65歳以上）は令和2年（2020年）に198万人、高齢化率も27.0%となり、超高齢社会（高齢化率21%超）となっています。

■図1 本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



※国勢調査の人口総数には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない

H7～R2：総務省「国勢調査」

R7～R27：埼玉県「市町村別将来人口推計ツール」

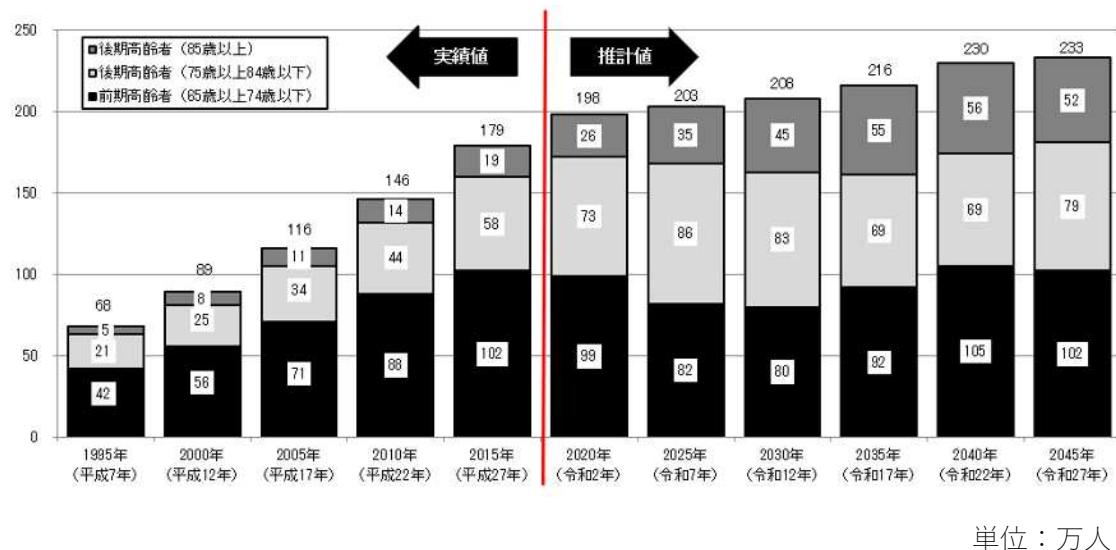
②高齢者人口における前期高齢者・後期高齢者の構成の見通し

令和 2 年（2020 年）の本県の前期高齢者人口と後期高齢者（75 歳以上の方）人口はともに約 99 万人となっています。

今後、本県は、全国トップクラスのスピードで後期高齢者が増加すると見込まれています。いわゆる団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）には約 121 万人、令和 22 年（2040 年）には約 125 万人に達する見込みです。

また、後期高齢者のうち、特に介護ニーズが高い 85 歳以上の高齢者は、令和 22 年（2040 年）には、約 56 万人に増加し、令和 2 年（2020 年）に比べて約 2 倍以上に増加することが見込まれます。

■図 2 本県の前期高齢者・後期高齢者数の推移



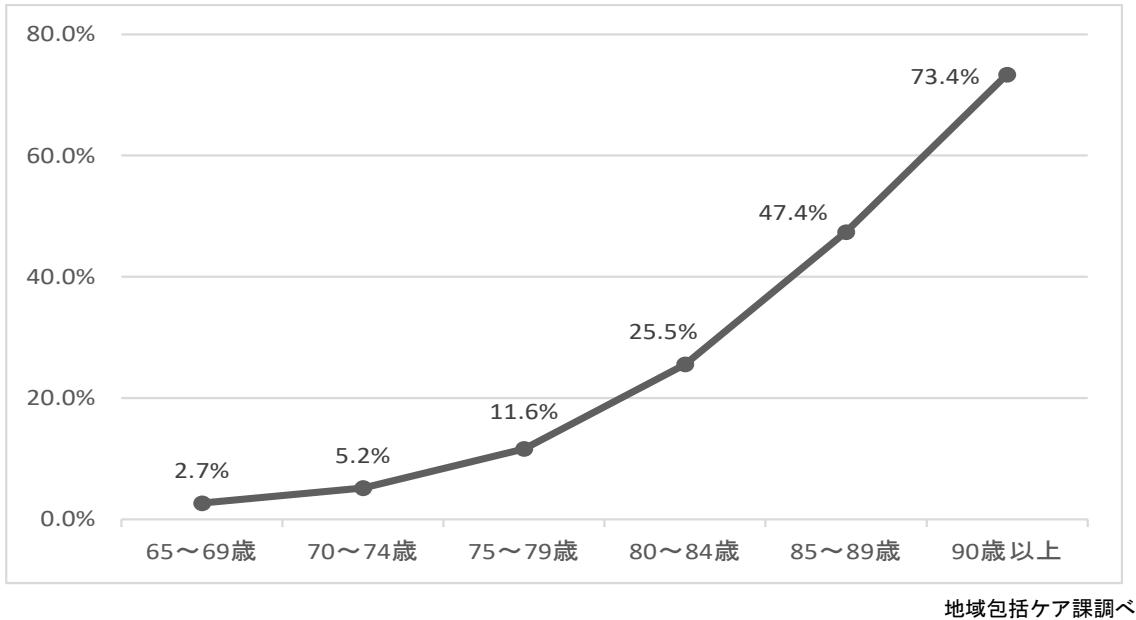
単位：万人

[H7～H27 : 総務省「国勢調査」]

[R2～R27 : 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)推計）」]

本県の65歳～69歳の要介護認定率は2.7%であるのに対し、85歳以上の後期高齢者の認定率は47.4%、90歳以上は73.4%であり、高齢になるほど高くなっています。

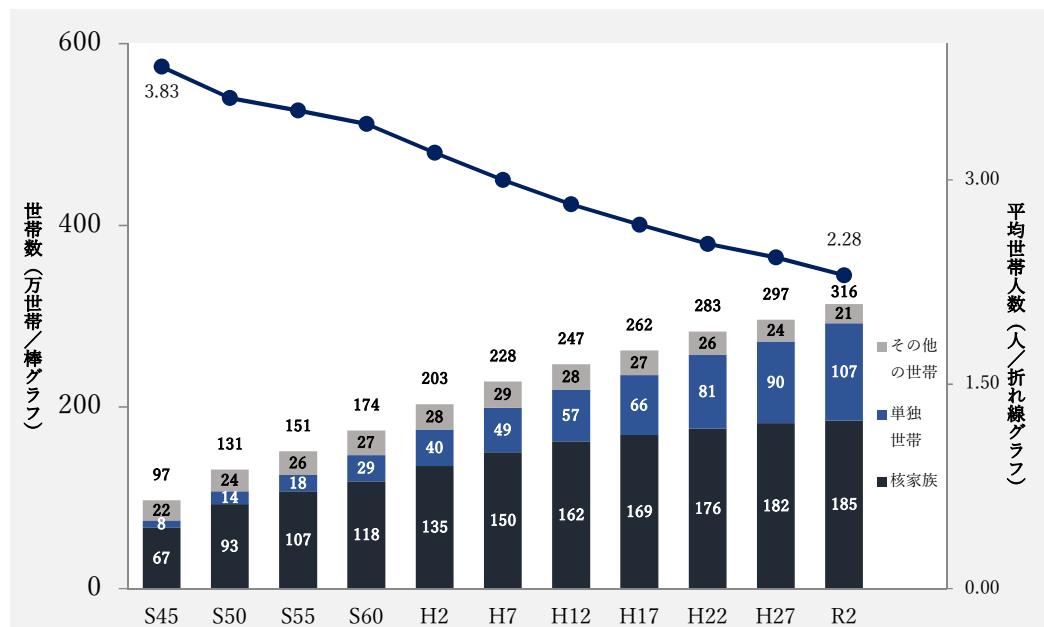
■図3 年齢階級別要支援・要介護認定率



③世帯の変化と単独世帯の増加

世帯数は増加傾向にあり、昭和45年（1970年）の97万世帯から、令和2年（2020年）には316万世帯に増加しました。一方で、平均世帯人員数は減少傾向にあり、昭和45年（1970年）の3.83人から、令和2年（2020年）には2.28人に減少しています。世帯構成をみると、核家族世帯（夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親又は女親と子供から成る世帯の合計）が昭和45年（1970年）には67万世帯で全世帯の69%でしたが、令和2年（2020年）には185万世帯と全世帯の59%となっています。また、単独世帯（世帯人員が一人のみの世帯）が近年増加しており、昭和45年（1970年）には8万世帯でしたが、令和2年（2020年）には107万世帯と約13倍に増加し、全世帯に占める割合も34%に増加してきています。

■図4 本県の世帯数と平均世帯人数の推移

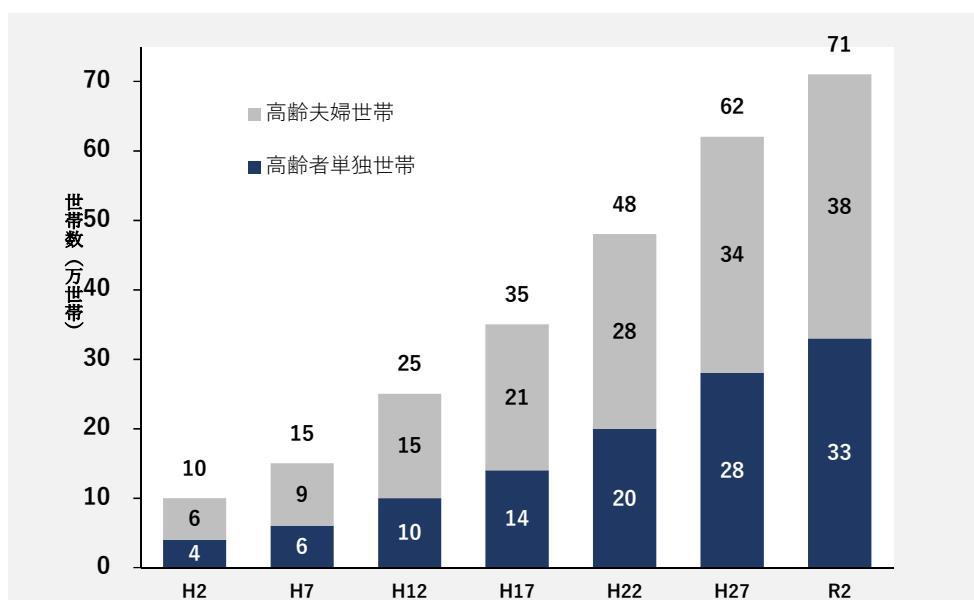


※国勢調査の世帯数については、四捨五入してあるため、内訳の合計とは一致しない。

総務省「国勢調査」を基に作成

また、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）及び高齢者（65歳以上）単独の世帯である高齢者世帯は、平成2年（1990年）には合わせて10万世帯で、全世帯の5%にすぎませんでしたが、令和2年（2020年）には71万世帯と30年間で約7倍となり、全世帯の22%を占めています。

■図5 本県の高齢者世帯数の推移

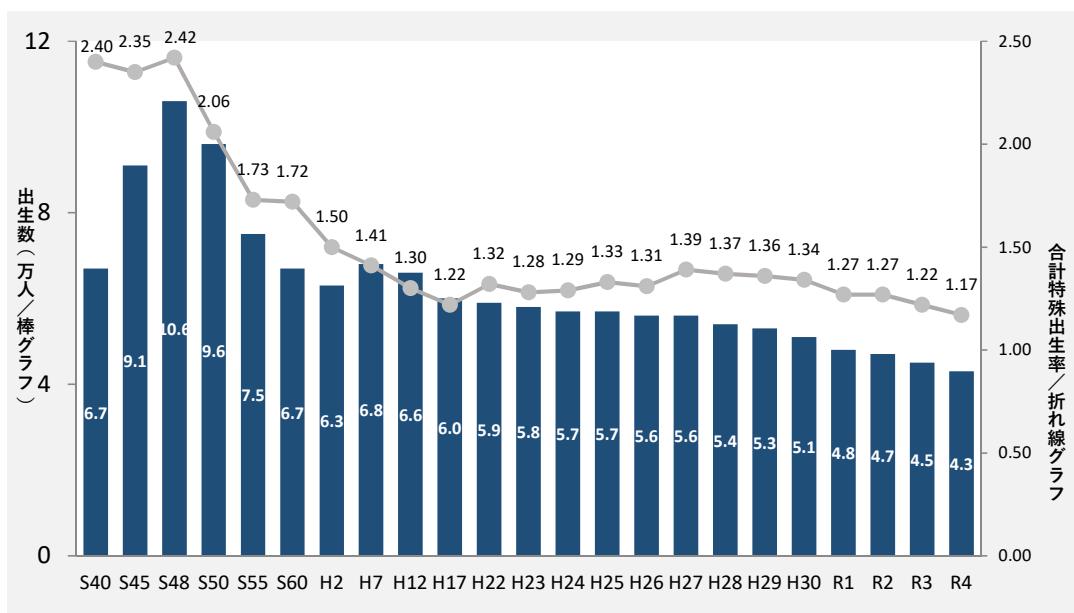


厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

④少子化の進行

本県における出生数は昭和 48 年（1973 年）以降、平成 2 年（1990 年）頃まで減少を続け、いったん増加したものの平成 12 年（2000 年）から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、昭和 60 年（1985 年）から平成 17 年（2005 年）年にかけて、1.72 から 1.22 へと減少し、それ以後上昇に転じたものの、近年は再び減少が続いている。令和 4 年（2022 年）は 1.17 で、これは全国第 44 位となっています。

■図 6 本県の出生数と合計特殊出生率



厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

2－1－2 福祉サービスの提供の状況

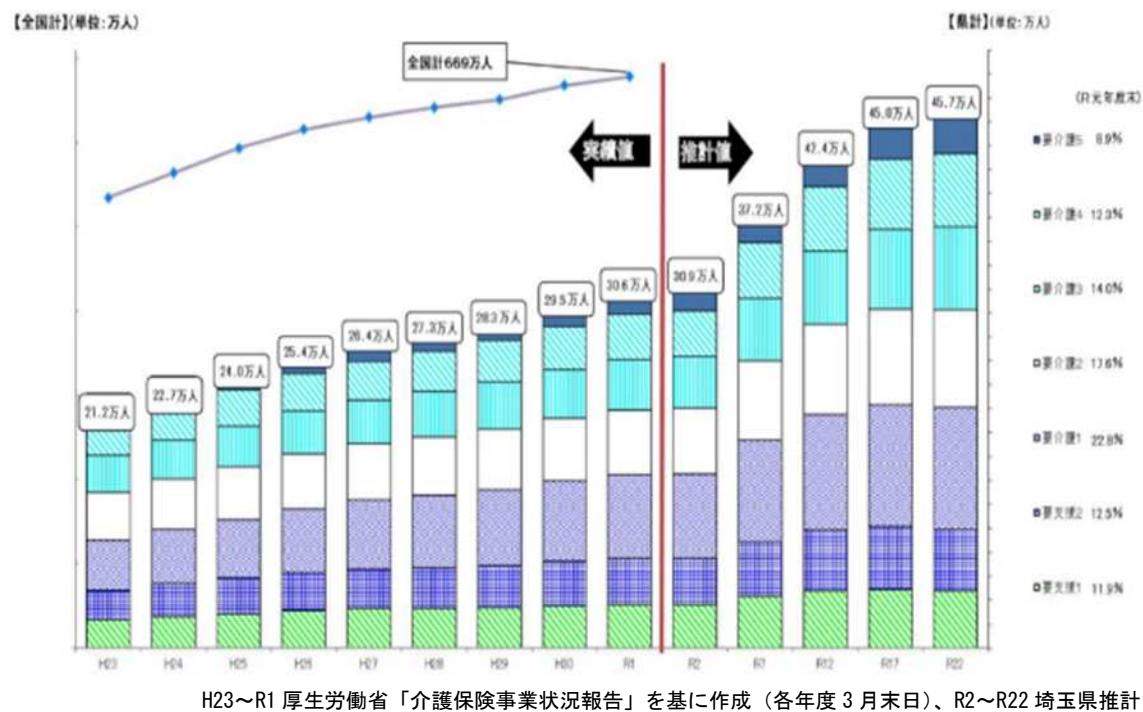
①高齢者に関する状況

本県の令和元年度（2019年度）末の要介護（要支援）認定者数は約31万人で、介護保険制度創設時の平成12年（2000年）4月と比較すると、約4.7倍に増加しています。

要介護（要支援）認定者の割合を要介護度別にみると、要介護1が69,717人（22.8%）で最も高く、次いで要介護2が53,959人（17.6%）、要介護3が42,759人（14.0%）となっています。

また、介護保険の第1号被保険者約194万人のうち、要介護（要支援）認定者は約30万人であり、その割合は約15.4%となっています。

■図7 要介護認定者及び介護度別認定者数



②認知症高齢者に関する状況

令和2年（2020年）現在、県内の認知症を有する高齢者は約34万人と推計されています。認知症高齢者は、今後、これまで以上のペースで増加すると見込まれており、令和7年（2025年）には約40万人に達する見込みです。

③障害者に関する状況

障害者に関する状況は、令和4年度（2022年度）末で障害者手帳所持者数は、334,566人、県人口に占める割合は4.6%で、おおむね県民25人に1人が手帳を所持していることになります。県人口に占める割合も年々増加の傾向にあります。

また、発達障害の可能性のある子供（15歳未満）、高次脳機能障害者、指定難病医療給付受給者（難病患者）は約15万7,000人と見込まれています。

■表1 本県の障害者手帳所持者数

年 度 区分等	平成24年度 (県人口比)	平成29年度 (県人口比)	令和4年度 (県人口比)
県人口	7,207,748人	7,310,878人	7,328,073人
a 身体障害者手帳 所持者数	198,079人 (2.8%)	204,973人 (2.8%)	201,687人 (2.8%)
b 療育手帳所持者数	39,059人 (0.5%)	47,711人 (0.7%)	54,496人 (0.8%)
c 精神障害者保健 福祉手帳所持者数	35,537人 (0.5%)	52,815人 (0.7%)	76,383人 (1.0%)
手帳所持者数 計 a + b + c	272,675人 (3.8%)	305,499人 (4.2%)	334,566人 (4.6%)

※手帳所持者数は各年度末現在の数字。

※県人口（翌年度4月1日現在）は県統計課「埼玉県推計人口」による。

※精神障害者保健福祉手帳制度は平成7年（1995年）10月に創設。

障害者福祉推進課調べ

■表2 本県の発達障害の可能性のある子供（15歳未満）、高次脳機能障害者及び難病患者数

項目	対象者数	備考
発達障害の可能性のある子供（15歳未満）	76,000人	国の調査を基に推計
高次脳機能障害者数	19,000人	国の調査を基に推計
指定難病医療給付受給者数（難病患者）	52,684人	令和4年度末現在

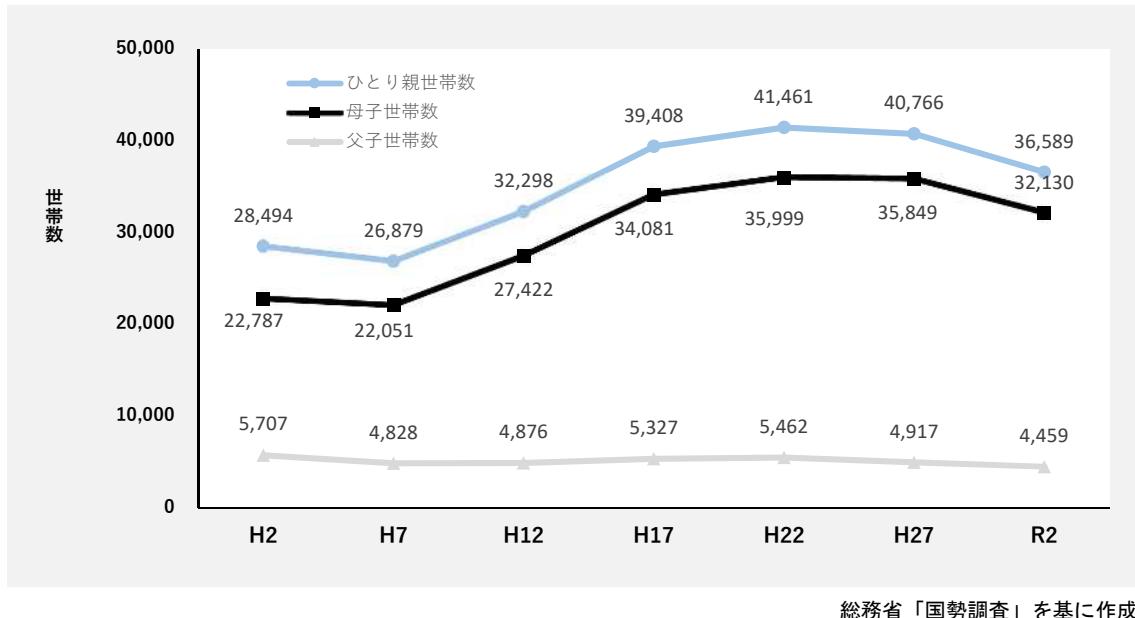
県障害者福祉推進課・疾病対策課調べ

④ひとり親家庭に関する状況

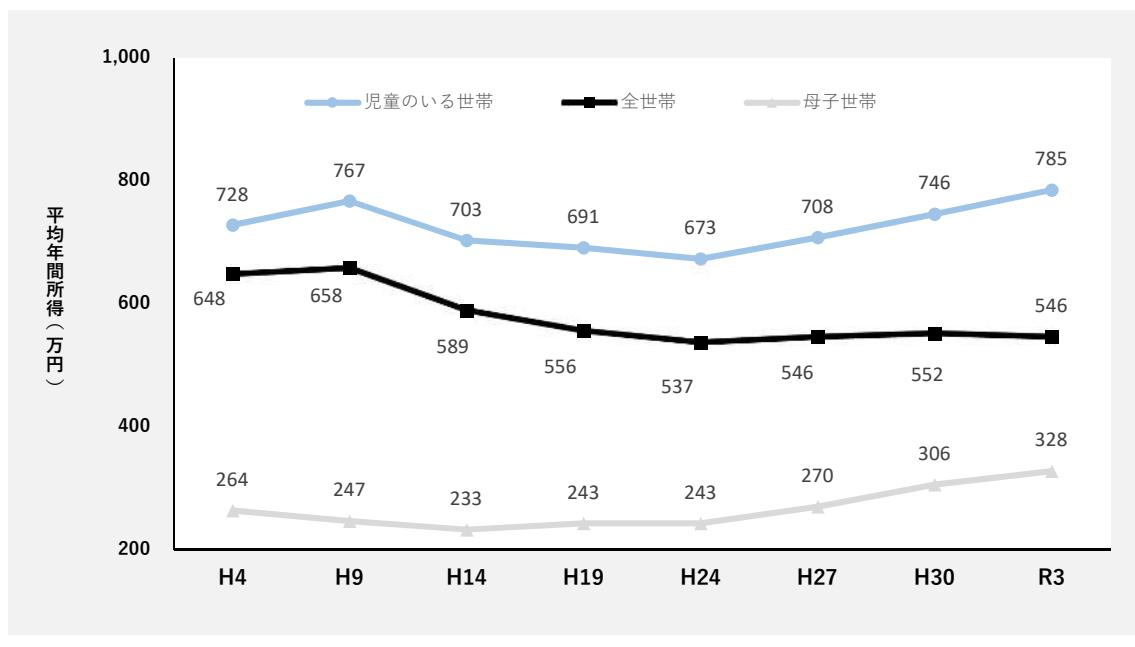
本県におけるひとり親世帯数は、令和2年（2020年）には、36,589世帯と平成7年（1995年）の26,879世帯と比較すると、約1.4倍増加しています。

全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、依然として母子世帯は、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得額に大きな差がある状況です。

■図8 本県のひとり親世帯数の推移

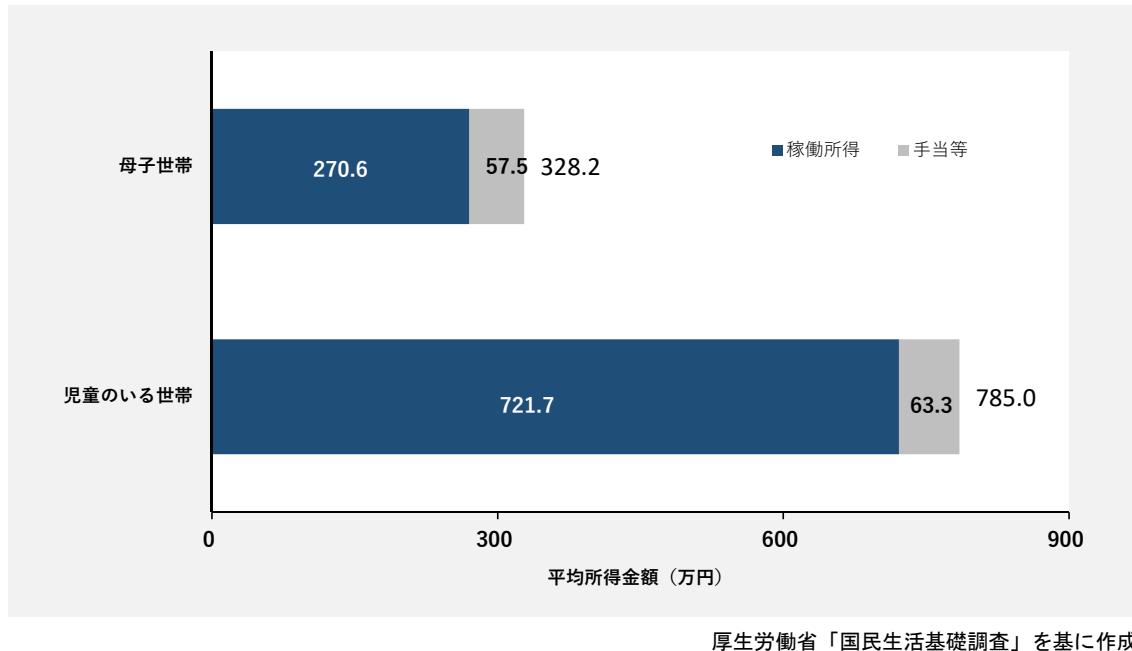


■図9 全国の世帯当たりの平均年間所得の推移

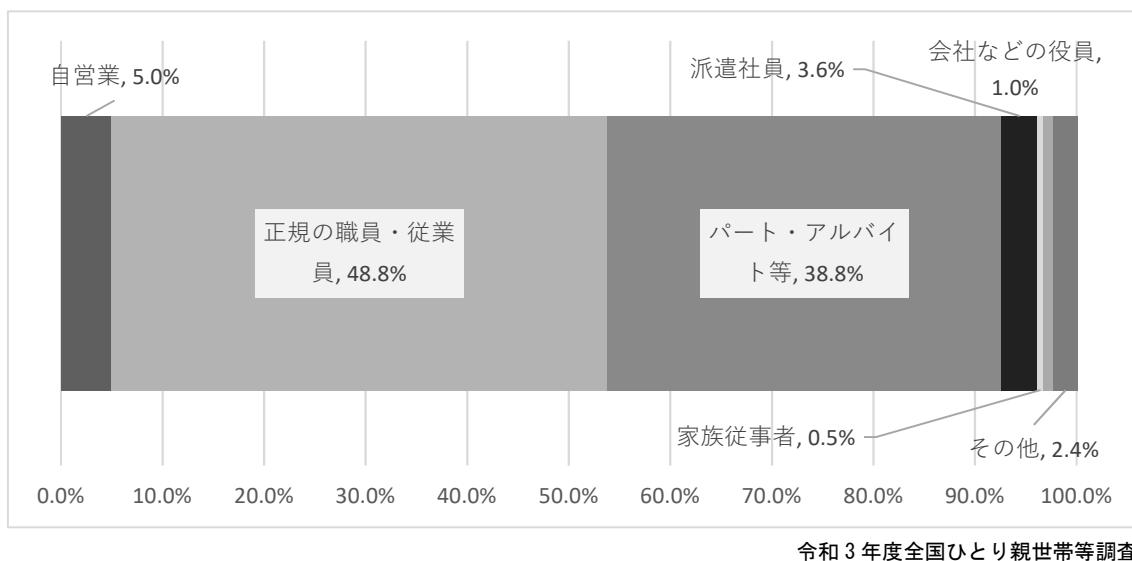


母子世帯の総所得は平均で年間 328 万円と、児童のいる世帯の総所得の 42%に留まっており、経済的に厳しい状況がうかがえます。パート・アルバイト等の割合が高いなど、就業の状況等が不安定であることが影響しています。

■図 10 児童のいる世帯と母子世帯の平均所得金額（全国）



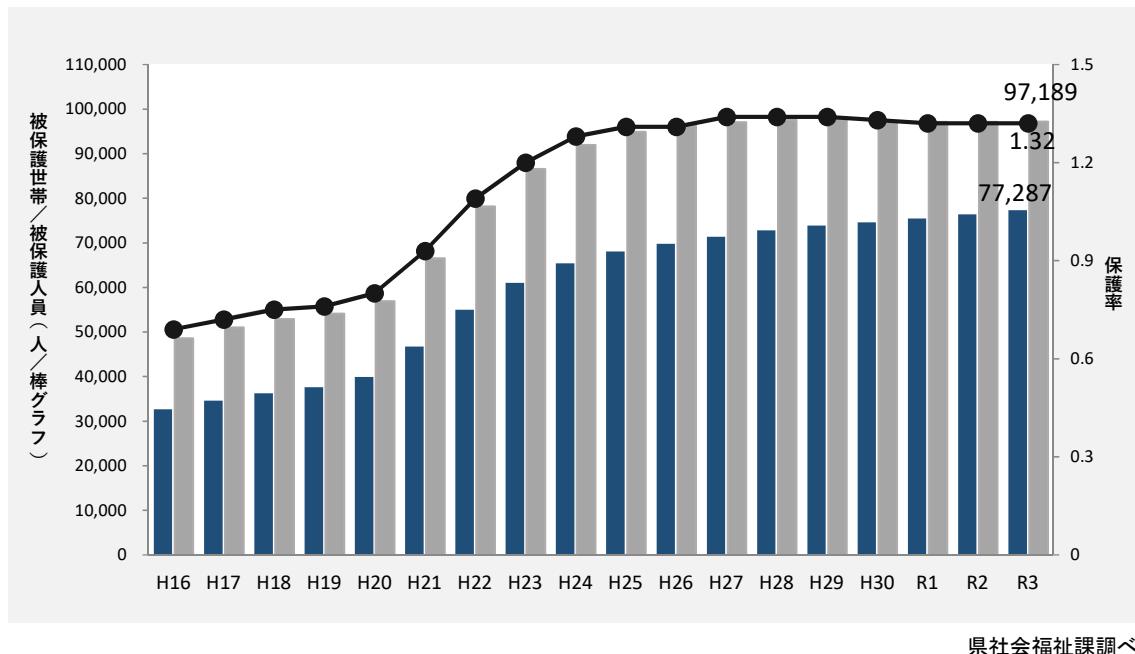
■図 11 母子世帯の就業状況（全国）



⑤生活保護に関する状況

令和5年（2023年）6月現在の生活保護の世帯数は79,348世帯で、保護者数は98,193人です。近年は、平成20年（2008年）9月のリーマンショックなどを契機とした経済情勢の悪化により、保護を受給する世帯が急増しましたが、平成27年（2015年）以降は、ほぼ横ばいとなっています。

■図12 年度別保護率（12ヶ月平均）等の推移



■表3 世帯類型別世帯の割合

	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他世帯
埼玉県	53.6%	25.4%	4.0%	17.0%
全国	55.6%	24.9%	4.1%	15.5%

令和4年度月平均の数値

※構成比は端数処理しているため、合計が100%にならない場合がある。

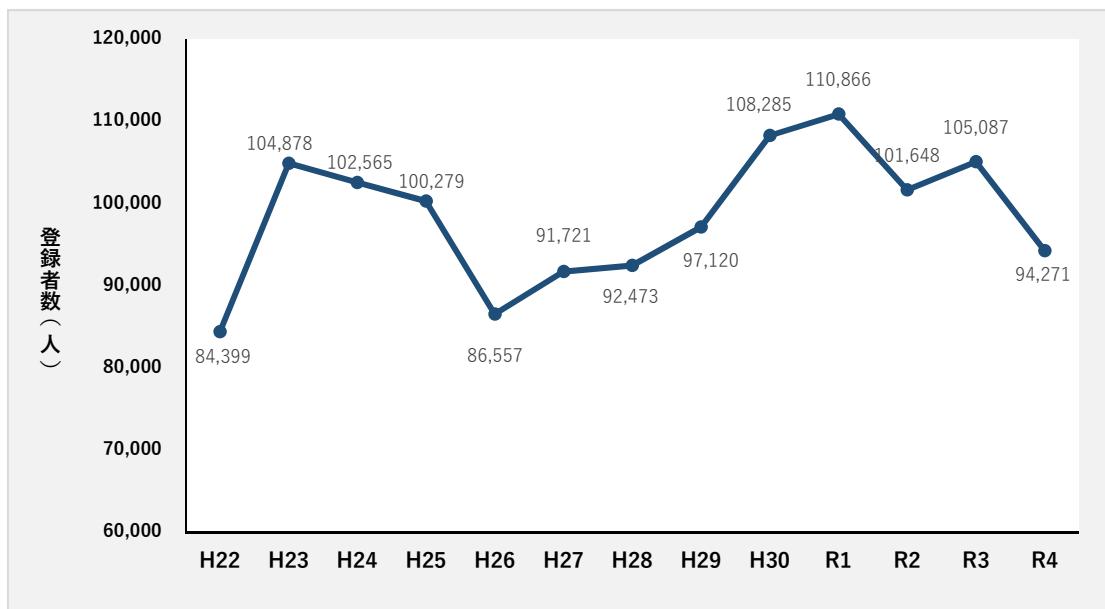
県社会福祉課調べ

2－1－3 地域における担い手の状況

①NPO＊等の状況

NPO 法人について、令和 4 年度末（2023 年 3 月末）時点で 2,147 団体が認証を受けています。ボランティア活動に取り組む人材は平成 26 年（2014 年）以降、令和元年（2019 年）頃まで着実に増加してきましたが、令和 2 年（2020 年）以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、大幅に減少しています。令和 4 年時点で 94,271 人がボランティア登録をしています。

■図 13 ボランティア登録者数の推移

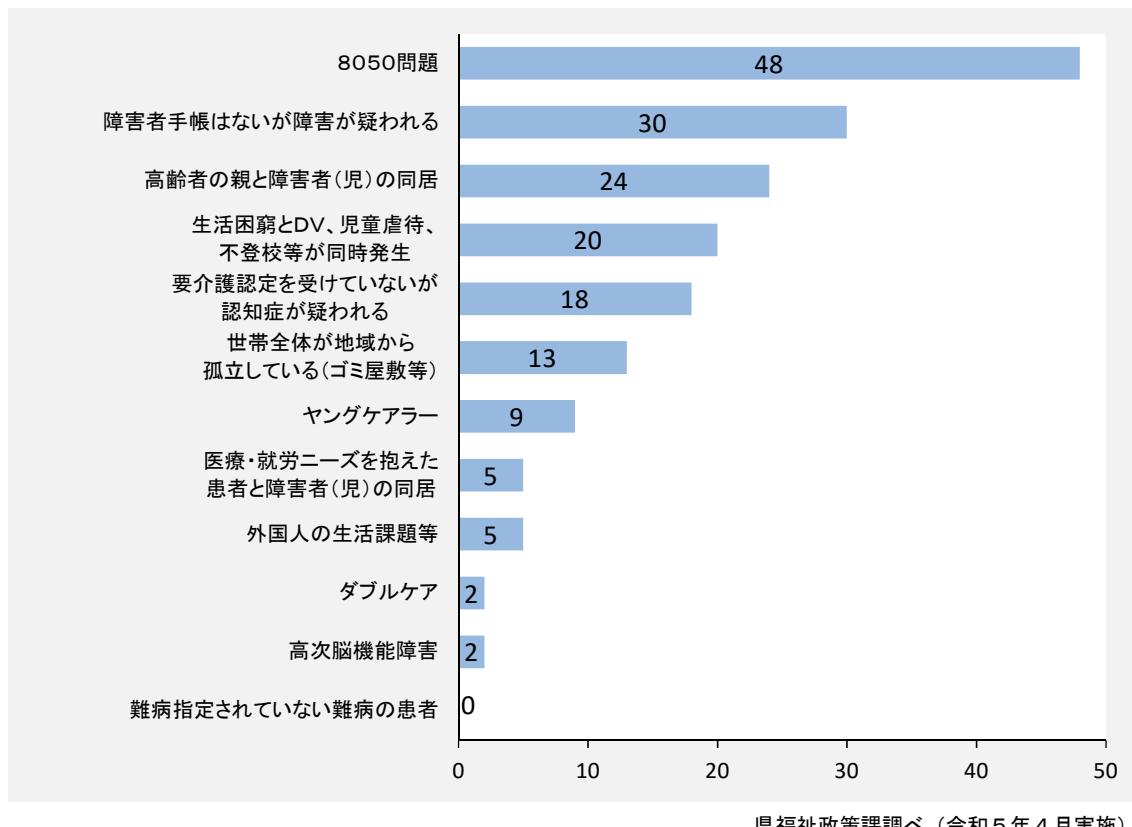


2－1－4 複合課題の増加

公的福祉サービスについては、これまで高齢者・障害者・児童・生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談支援機関による支援の充実が図られてきました。

しかし、現場では複合課題を抱える人・世帯が増加しており、分野ごとの相談支援体制では十分に対応できない状況となっています。そのため、市町村関係各課、各分野の相談支援機関の連携が今まで以上に必要になっています。

■図14 相談が増加している複合課題の内容（市町村数：複数回答）



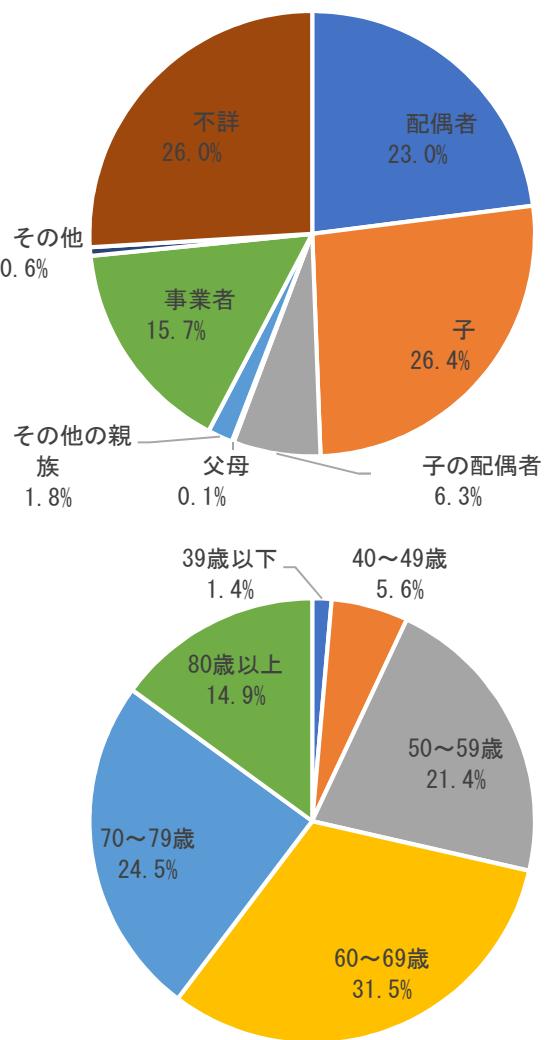
2-2 ケアラー・ヤングケアラーの現状

2-2-1 ケアラー・ヤングケアラーの状況

1 介護の担い手の状況

令和4年国民生活基礎調査によると「要介護者等」と「主な介護者」の続柄をみると、配偶者が23.0%、子が26.4%、子の配偶者が6.3%、その他の親族1.3%となっており、「主な介護者」のうち、57.7%をその他の親族も含めた家族が占めています。さらに、年齢別でみると、「60～69歳」が31.5%、「70～79歳」が24.5%、「50～59歳」が21.4%となっています。

■図15 主な介護者の続柄



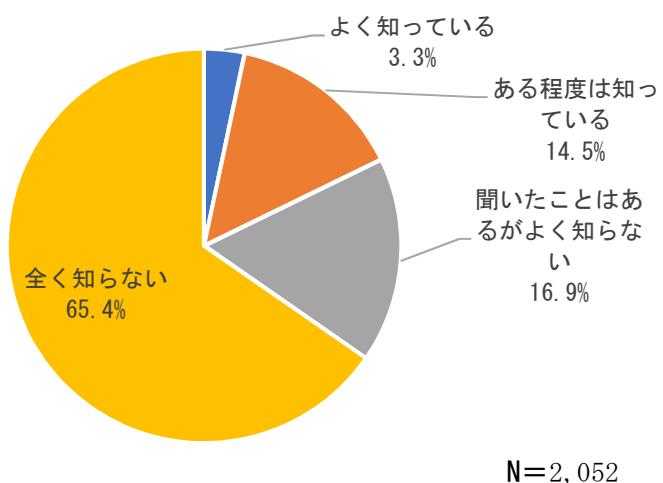
令和4年国民生活基礎調査を基に作成

2 「ケアラー」・「ヤングケアラー」という言葉の認知度

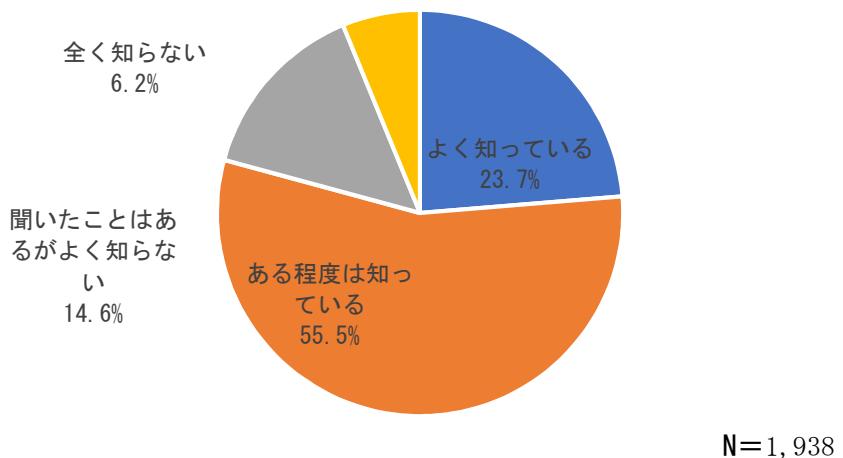
ケアラーやヤングケアラーは、様々な負担があるにも関わらず、社会的にも十分認知されていませんでした。しかしながら、近年、報道等で取り上げられたこと等により、急速にその言葉の認知度は高まりました。

県政サポーターアンケートの調査では、「あなたは「ケアラー」という言葉を知っていますか」という問い合わせに対して、令和2年度では、「ある程度は知っている」は14.5%、「よく知っている」は3.3%に留りました。しかしながら、令和4年度には「ある程度は知っている」は55.5%、「よく知っている」は23.7%となりました。同様にヤングケアラーについては、令和2年度では「ある程度は知っている」は13.5%、「よく知っている」は2.8%に留りました。しかしながら、令和4年度には、「ある程度は知っている」は56.3%、「よく知っている」は25.6%となりました。

■図16 ケアラーの認知度

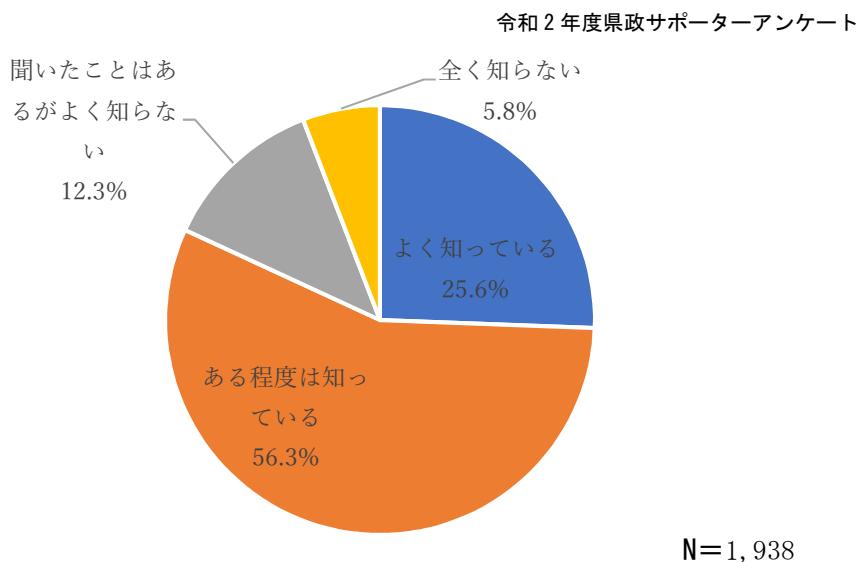
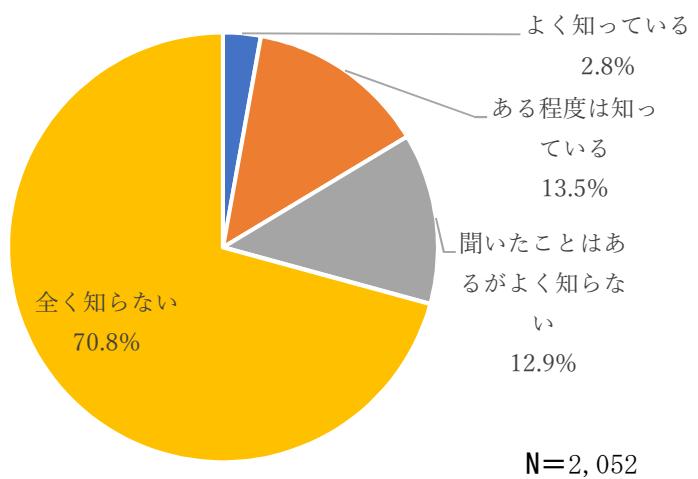


令和2年度県政サポーターアンケート



令和4年度県政サポーターアンケート

■図17 ヤングケアラーの認知度

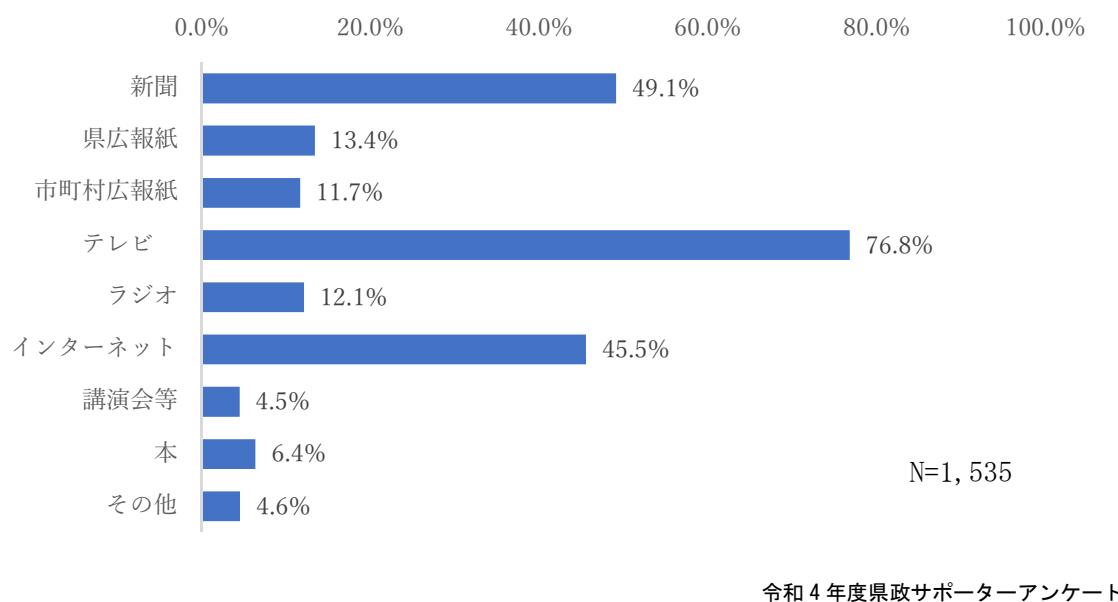


令和4年度県政サポーター調査

3 「ケアラー」・「ヤングケアラー」という言葉の認知経路

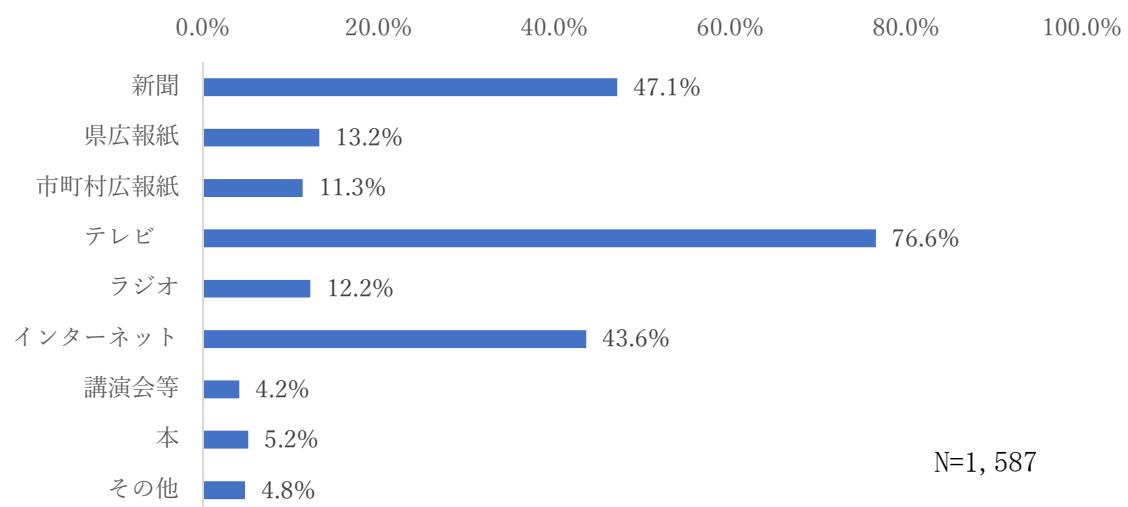
回答者にどこで知ったか尋ねたところ、ケアラーについては、「テレビ」76.8%、「新聞」49.1%、「インターネット」45.5%、ヤングケアラーについては、「テレビ」76.6%、「新聞」47.1%、「インターネット」43.6%が多くなっています。

■図18 認知経路（ケアラー）



令和4年度県政サポーターアンケート

■図19 認知経路（ヤングケアラー）



令和4年度県政サポーターアンケート

4 「ケアラー」・「ヤングケアラー」に必要な支援

令和5年度県政世論調査では、自身がケアラーである（あった）と回答した方に対し、ケアラーに必要な支援について聞いています。

「経済的支援」が　　%、「ケアラーに役立つ情報の提供」が　　%、「勤務しやすい柔軟な働き方」が　　%、「ケアラーが病気などになった際にケアの対象者の一時預かり等を行うサービスの提供」　　%となっています。

■図20 必要な支援（ケアラー）



令和5年度県政世論調査

同様に自身がヤングケアラーである（あった）と回答した方に対して必要な支援について聞いたところ、「困ったときにいつでも気軽に話ができるスタッフや場所」が　　%、「福祉サービスに関する情報がわかりやすく得られること」が　　%、「ケア（介護、看護、子の世話など）のサポート」が37.9%、「信頼して見守ってくれる大人がいること」が　　%となっています。ケアラー、ヤングケアラーともに情報の入手を求めていることがわかります。

■図21 必要な支援（ヤングケアラー）



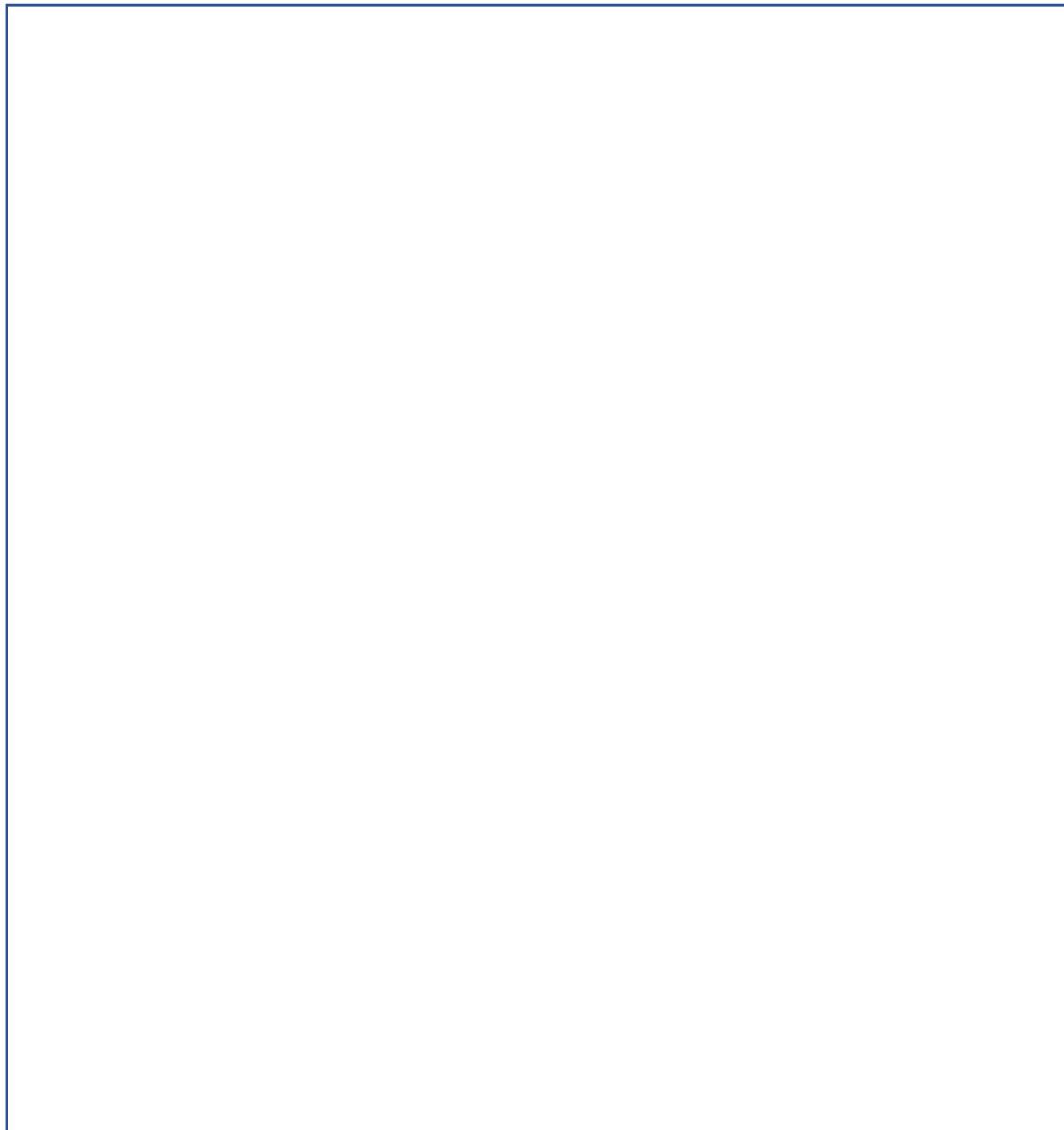
令和5年度県政世論調査

5 親や家族などの介護、看護に対する意識

令和5年度県政世論調査によると、「(将来のことも含め) 親や家族などの介護、看護等のことが気になりますか。」という問い合わせに対し、「とても気になる」が　　%、「気になる」が　　%と、多くの方が関心を持っているということがわかります。

また、年代別でみると、とくに40代、50代の方の関心が高いことが伺えます。

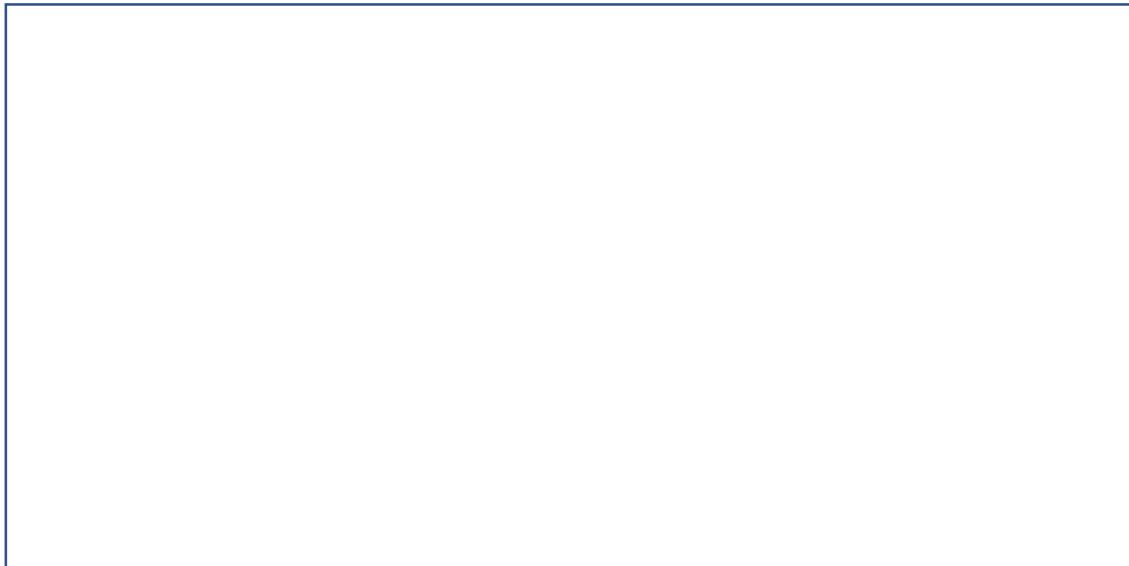
■図22 親や家族などの介護、看護等のことが気になるか



令和5年度県政世論調査

「親や家族などの介護、看護等の備えとして何かしていることはありますか。（ケアラーニングの方はしておいてよかったです）」という問い合わせに対し、「介護や看護等に関する知識の習得」、「介護や看護等にかかる費用の計算やお金の準備」が16.6%、次いで「介護や看護等に関する相談先の確保」が_____%、「親や家族などと介護や看護等についての事前の話し合い」が_____%となっています。一方で「特に何もしていない（しなかった）」が_____%を占めています。

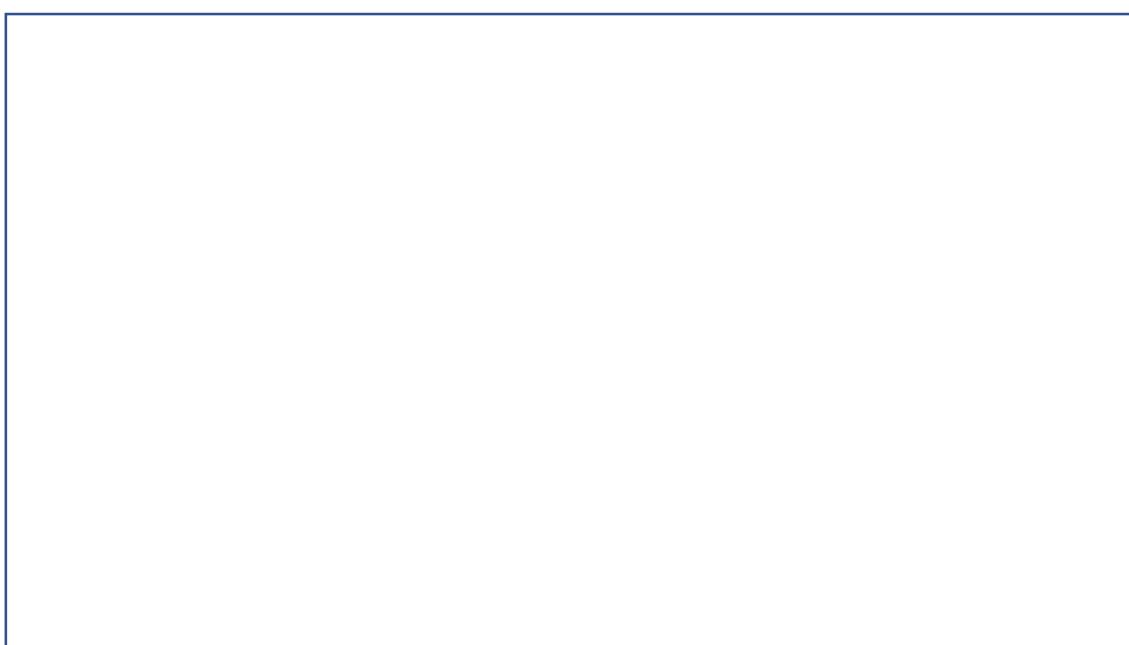
■図23 親や家族などの介護、看護等の備えとしていること



令和5年度県政世論調査

また、介護、看護等の相談窓口として知っているもの（利用したことがあるもの）はありますかという問い合わせに対し、「知らない」と回答した方が_____%を占めました。多くの方が両親や祖父母等の介護で関わる可能性のある地域包括支援センターについても認知度は%に留まっている状況です。

■図24 介護、看護等の相談窓口として知っているもの（利用したことがあるもの）



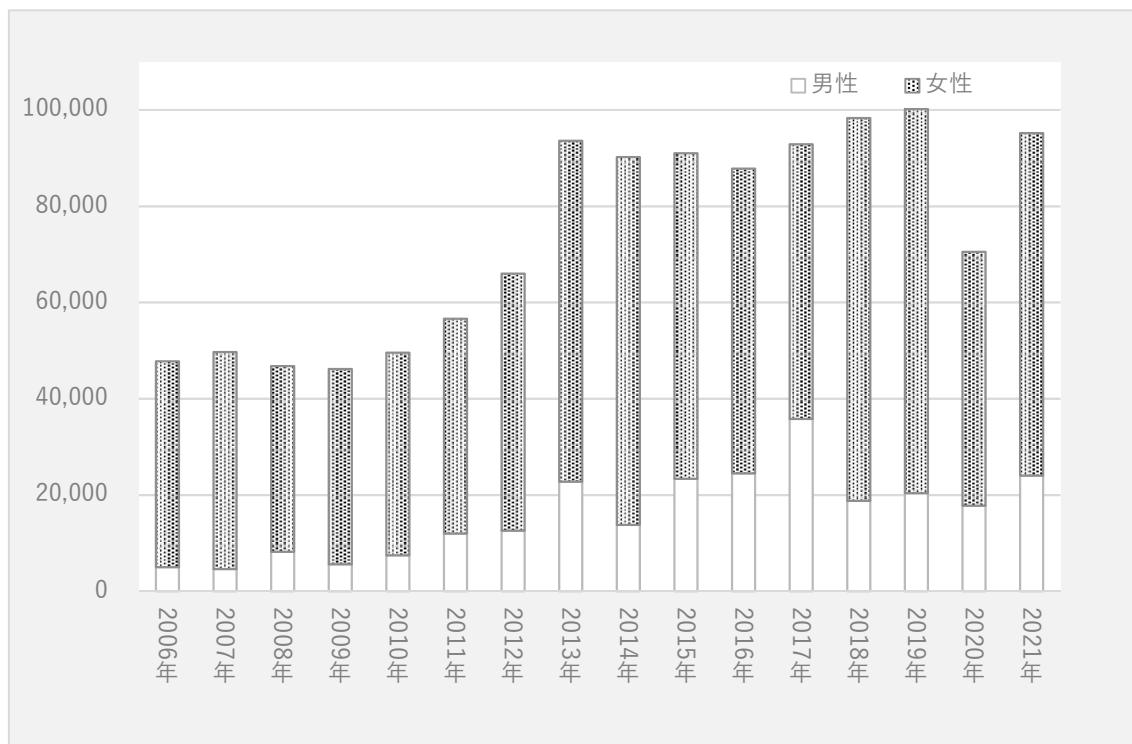
令和5年度県政世論調査

2-2-2 仕事と介護めぐる状況

1 介護離職者数の推移

雇用動向調査によると「介護・看護」を理由とした離職者数は2006年に4万7,800人でしたが、2013年には9万3,700人となり、以降、増減はあるものの9~10万人で推移しています。

■図25 介護・看護を理由とする離職者数



厚生労働省「雇用動向調査（2006～2021年）」を基に作成

2 ビジネスケアラーの増加

令和4年就業構造基本調査によると、本県内の15歳以上人口648万700人のうち、「介護をしている」のは34万6,900人(5.4%)いることがわかっています。

このうち、有業者（ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている者及び仕事を持っているが現在は休んでいる者）が20万3,700人おり、年齢別に見ると40歳～59歳の働き盛りの世代が62.1%を占めています。※ ここでいう、ふだん家族の「介護をしている」とは、日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをする場合をいい、介護保険制度の要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含まれます。ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する介護は含まれません。

■図26 年代別介護者数（埼玉県）

	15歳以上人口	介護を している者 (A) + (B)	構成比 %	有業者	構成比 %	無業者	構成比 %
				介護を している者 (A)		介護を している者 (B)	
30歳未満	1,098,000	10,700	5.3	5,500	2.7	5,200	3.6
30～39歳	825,900	16,000	7.9	12,500	6.1	3,400	2.4
40～49歳	1,063,100	48,000	23.6	36,400	17.9	11,600	8.1
50～59歳	1,074,500	118,700	58.3	90,100	44.2	28,700	20.0
60～69歳	823,200	85,400	41.9	45,700	22.4	39,600	27.7
70歳以上	1,596,100	68,100	33.4	13,500	6.6	54,600	38.1
合計	6,480,700	346,900	100.0	203,700	100.0	143,200	100.0

総務省「令和4年就業構造基本調査」を基に作成

経済産業省では高齢化の進行に伴い、日本全体でビジネスケアラー（仕事をしながら家族の介護に従事する者）の数が増加し、2030年には、ケアラーのうち約4割（約318万人）がビジネスケアラーになる見込みと推計しています。今後、仕事と介護に関する問題の顕在化が進むと予想され、仕事と介護の両立困難による労働生産性損失等により、その経済損失は2030年には約9.1兆円と見込まれています。

■図27 家族介護者・ビジネスケアラー・介護離職者の人数の推移



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」、総務省統計局「就業構造基本調査（平成24年、平成29年）」、厚生労働省「雇用動向調査（平成25年～令和3年）」

※1 2012年及び2017年の家族介護者・ビジネスケアラーの数は就業構造基本調査結果より
※2 2012～2020年の介護離職者数は雇用動向調査結果より
※3 就業構造基本調査における有業者のうち「仕事が主な者」をビジネスケアラーとして定義している。
※4 介護離職者数の将来推計は、厚生労働省「雇用動向調査（平成29年～令和3年）」をもとに算出したものであり、将来的な施策効果等は加味していない。

その他の推計値は、各調査における年齢階層別人数割合と将来推計人口の掛け合わせにより算出。

経済産業省「令和4年度ヘルスケアサービス社会実装事業（サステナブルな高齢化社会の実現に向けた調査）」より

3 企業における従業員、労働者の介護の実態の把握状況

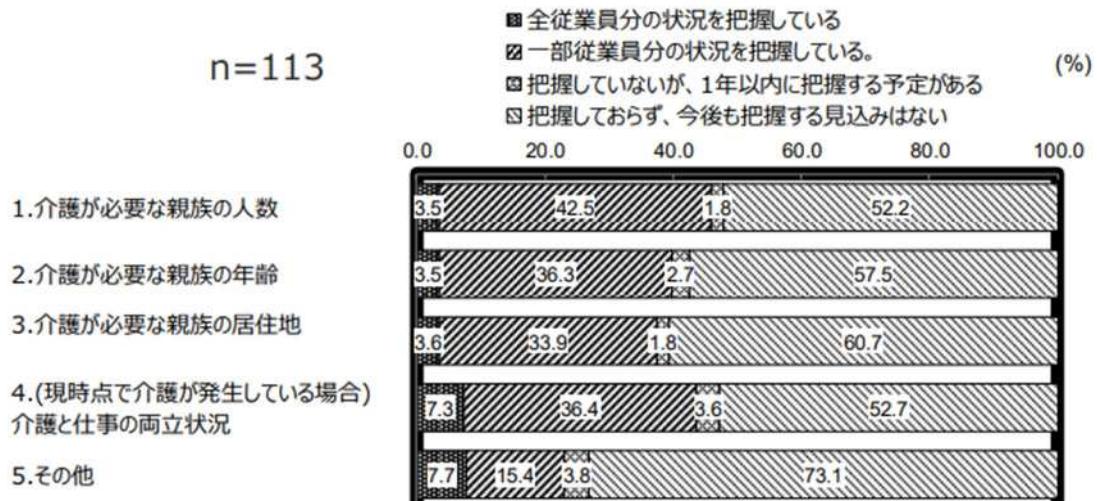
経済産業省の調査によると、約5～6割の企業が従業員の現時点の介護の状況について把握を行っていないことがわかります。

また、本県が県内企業を対象に実施した「令和4年度埼玉県就労実態調査」（県産業労働部）によると、家族等の介護をしている労働者の実態把握方法として、中小企業では「介護を抱えている人に対して声を掛けるなど、普段から把握に努めている」が最も多く41.7%、次いで「定期的に実施する人事面談等で状況を確認している」が31.3%の順となっており、大企業では「介護休暇など、制度の利用申請の際に把握している」が最も多く44.9%、次いで「定期的に実施する人事面談等で状況を確認している」が37.7%の順となっています。しかしながら、中小企業の28.3%、大企業の23.2%が「とくに把握していない」と回答しています。

さらに、仕事と介護の両立支援の課題として、大企業、中小企業ともに「代替要員を確保することが難しい」ことや「人員配置や業務分担が難しい」が回答の多くを占める一方で、中小企業の48.1%、大企業の39.5%が「これまで事例がないのでわからない」と回答しています。

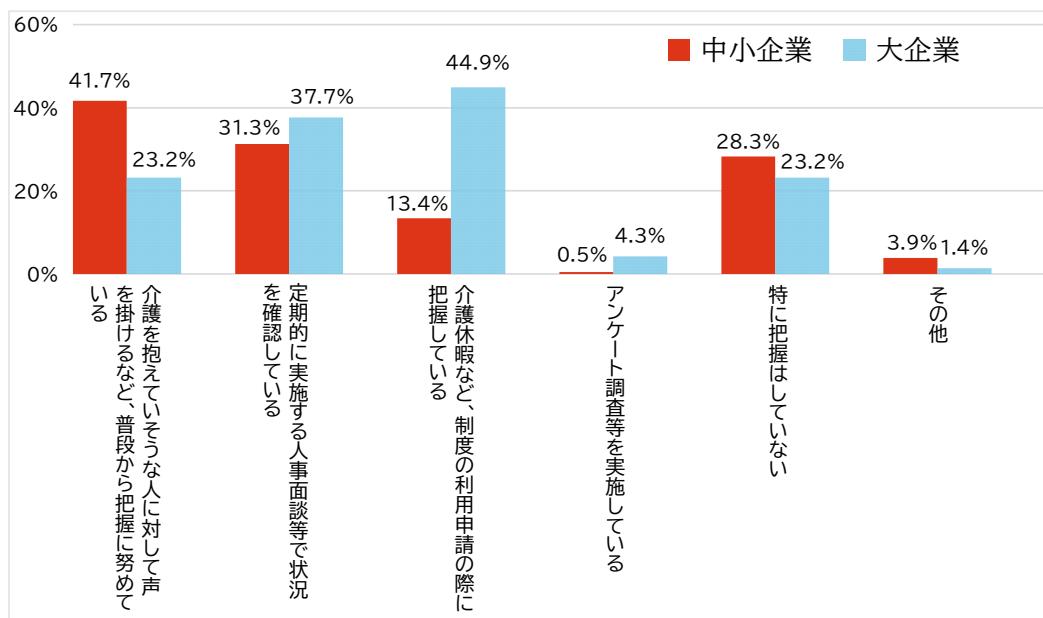
■図28 従業員の現時点の介護の状況の把握

＜現時点の状況＞



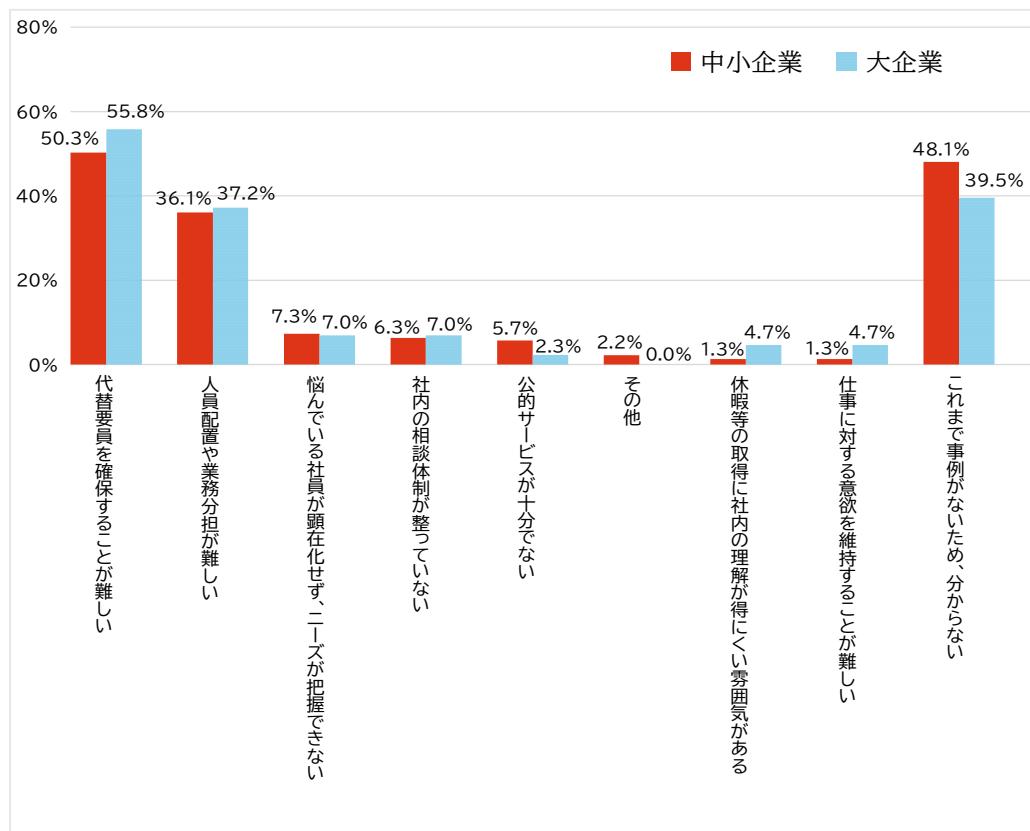
経済産業省「令和4年度ヘルスケアサービス社会実装事業（サステナブルな高齢化社会の実現に向けた調査）」より

■図29 介護を抱える労働者の実態把握方法（割合）



県産業労働部「令和4年度埼玉県就労実態調査」

■図30 仕事と介護の両立を支援する上での課題（割合）



県産業労働部「令和4年度埼玉県就労実態調査」

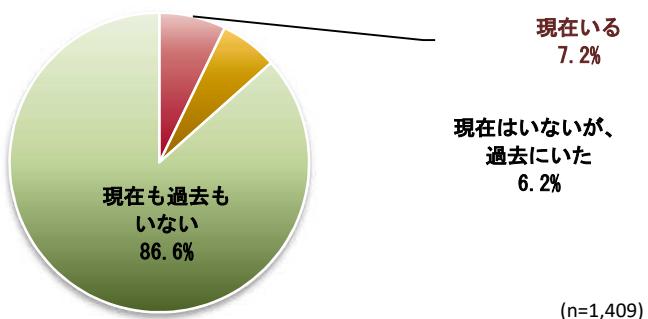
2-2-3 大学生・短大生のケアラーの状況

県内の大学、短期大学に通う学生約11万人を対象に調査を実施しました。令和5年9月15日～10月13日まで調査を実施し、1,409人から回答を得ました。

1 お世話をしている家族の有無

家族の中にお世話をしている人の有無については、「現在いる」7.2%、「現在はないが、過去にいた」6.2%となっています。

■図31 お世話をしている家族の有無

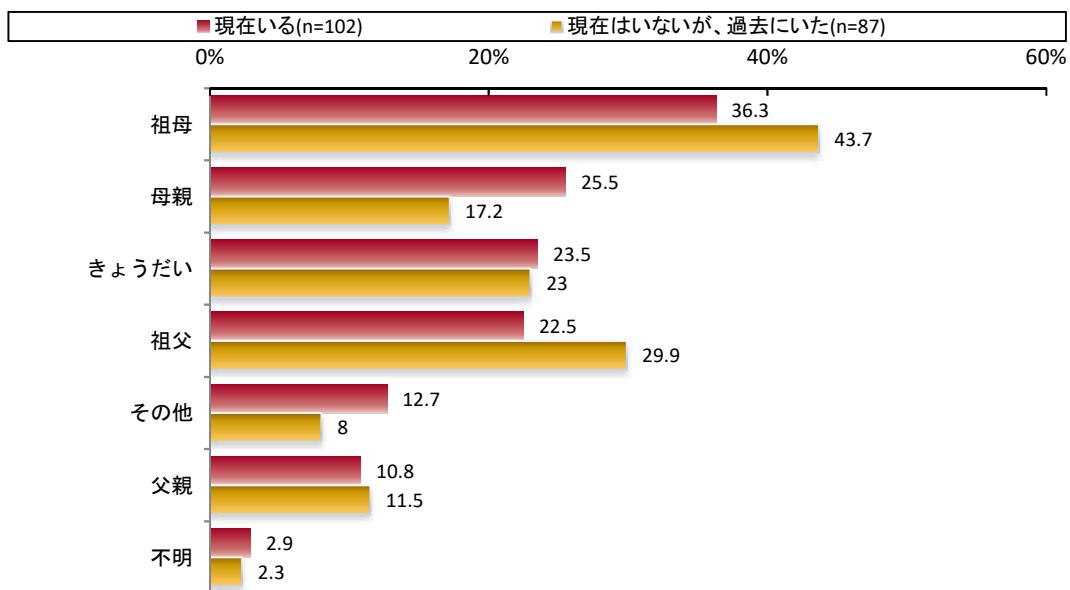


2 ケアの状況

(1) お世話をしている（いた）家族

お世話を必要としている（いた）家族について、「現在いる」方においては、「祖母」の割合が最も高く36.3%、次いで「母親」25.5%、「きょうだい」23.5%となっています。

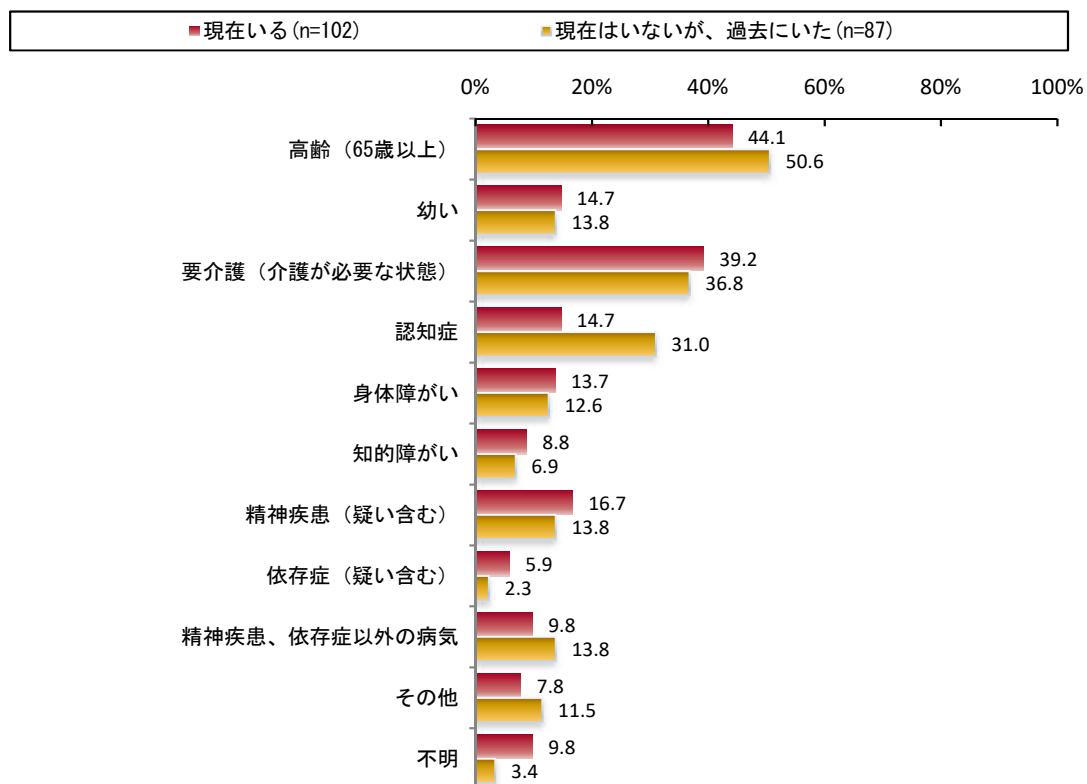
■図32 お世話を必要としている（いた）家族



(2) お世話を必要としている（いた）方の状況

お世話を必要としている（いた）方の状況について、「現在いる」方においては、「高齢」の割合が最も高く 44.1%、次いで「要介護（介護が必要な状態）」39.2%、「精神疾患（疑い含む）」16.7%となっています。

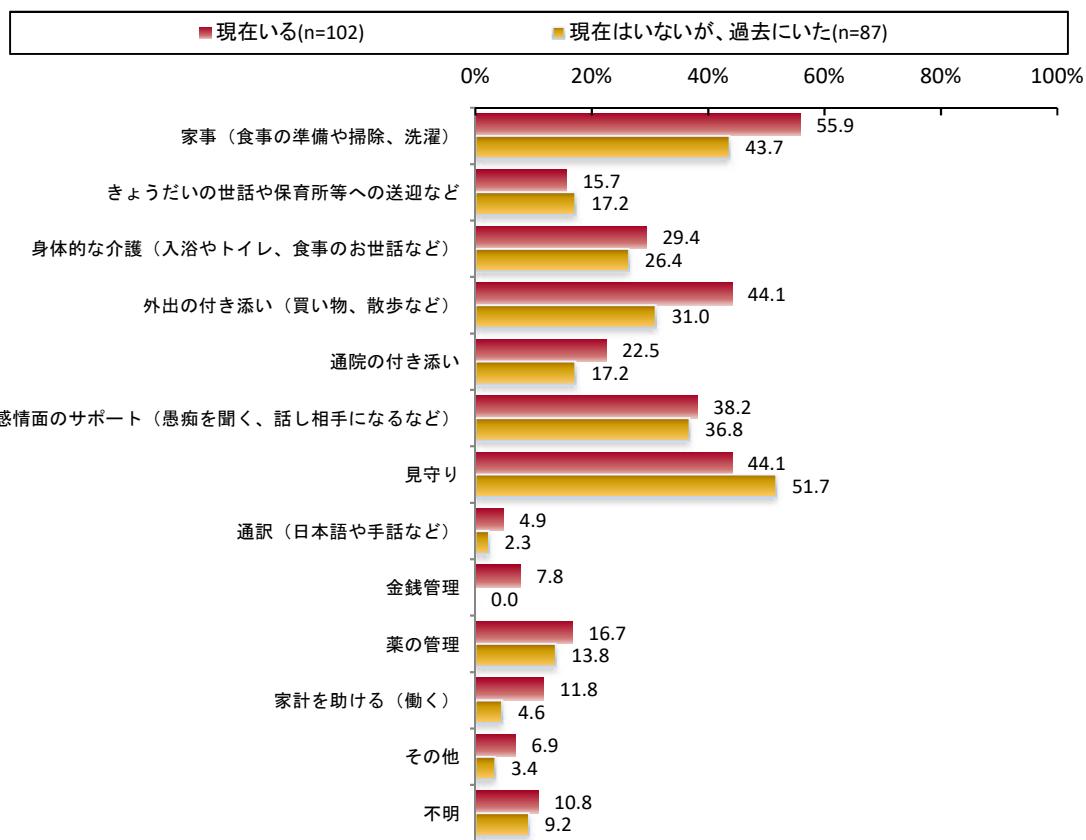
■図 33 お世話を必要としている（いた）方の状況



(3) 行っている（いた）お世話の内容

行っている（いた）お世話の内容について、「現在いる」方においては、「家事（食事や掃除、洗濯）」の割合が最も高く 55.9%、次いで「外出の付き添い（買物、散歩など）」及び「見守り」が 44.1%、「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手をするなど）」38.2%となっています。

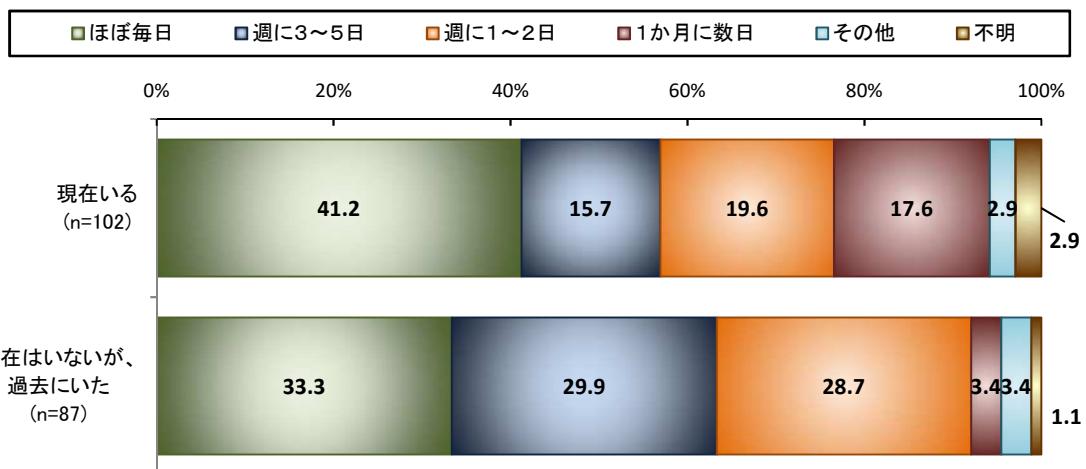
■図34 行っている（いた）お世話の内容



(4) お世話をしている（いた）頻度

行っている（いた）お世話の内容について、「現在いる」方においては、「ほぼ毎日」の割合が最も高く 41.2%、次いで「週に 1～2 日」 19.6%、「1か月に数日」 17.6% となっています。

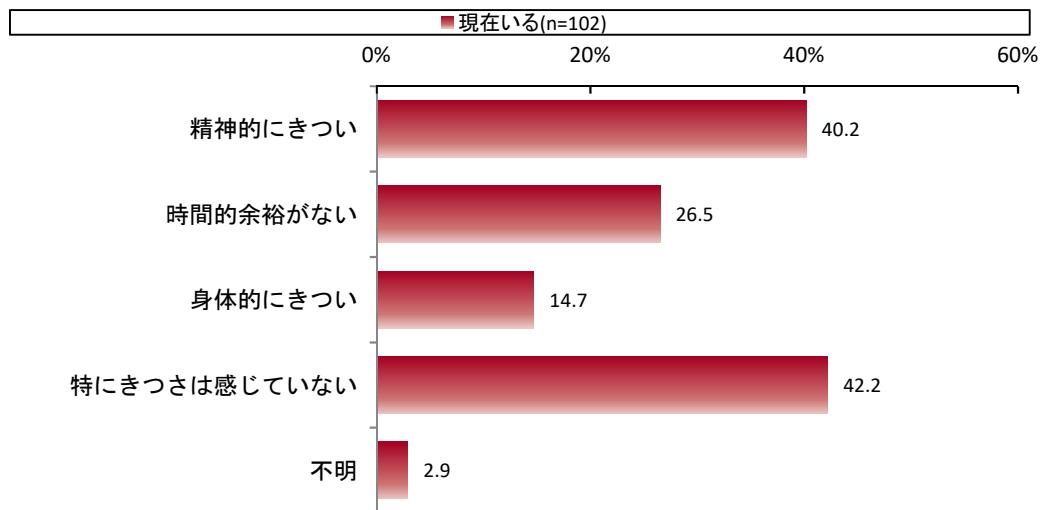
■図35 お世話をしている（いた）頻度



3 お世話をして感じたきつさ

お世話をして感じたきつさについては、「特にきつさを感じていない」の割合が最も高く42.2%、次いで「精神的にきつい」40.2%、「時間的余裕がない」26.5%となっています。

■図36 お世話をすることで感じるきつさ

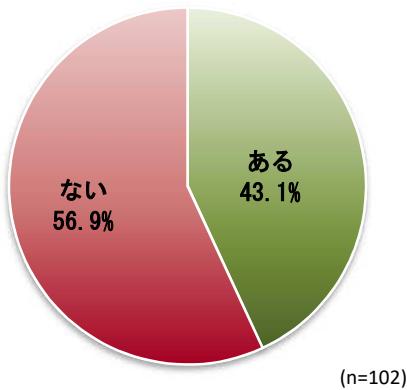


4 お世話について相談した経験の有無

(1) お世話について相談した経験の有無

お世話を必要としている家族のことやお世話の悩みを誰かに相談したことがあるかについては、「ある」が43.7%、「ない」56.9%となっています。

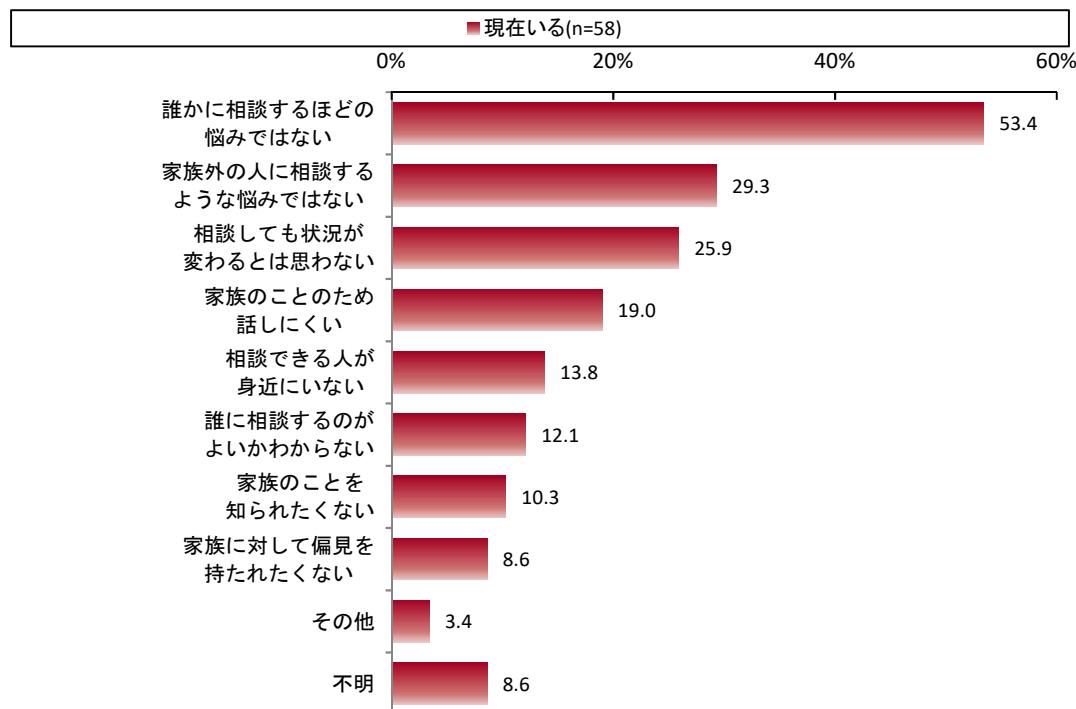
■図37 お世話について相談した経験の有無



(2) 相談していない理由

相談していない理由については、「誰かに相談するほどの悩みではない」の割合が最も高く 53.4%、次いで「家族外の人に相談するような悩みではない」 29.3%、「相談しても状況が変わるとは思わない」 25.9%、「家族のことのため話しにくい」 19.0%、「相談できる権限が身近にいない」 13.8%となっています。

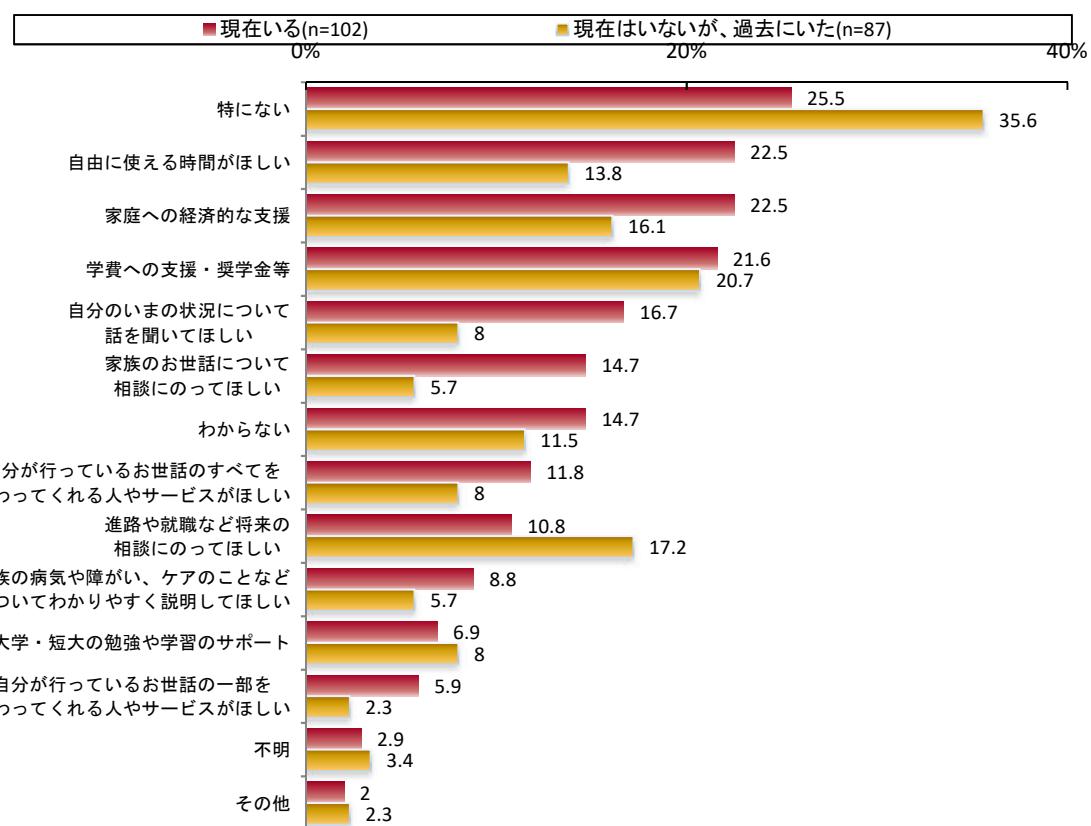
■図 38 相談していない理由



4 大学・短大や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援

大学・短大や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援について、「現在いる」方については、「特にない」の割合が最も高く 25.5%、次いで「自由に使える時間が欲しい」及び「家庭への経済的な支援」が 22.5%、「学費への支援・奨学金等」21.6%、「自分の今の状況について話を聞いてほしい」及び「わからない」が 16.7%となっています。

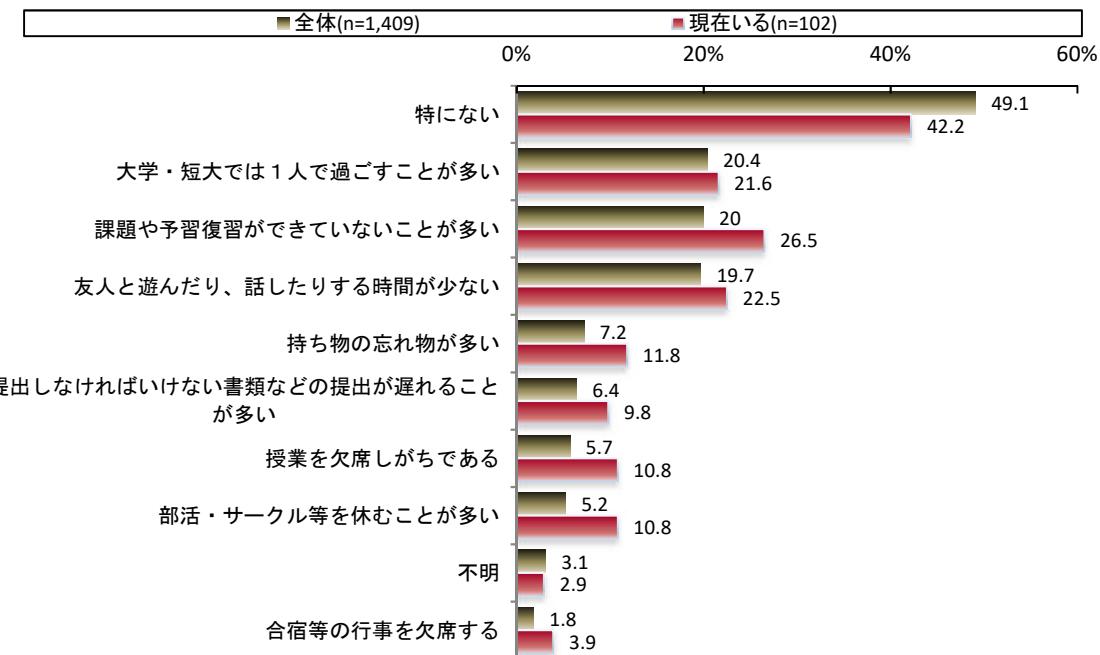
■図 39 大学・短大や周りの大人に助けてほしいことや、必要としている支援



5 普段の学校生活等においてあてはまるもの

現在の悩み事や困りごとについて、「現在いる」方については、「特にない」の割合が最も高く 49.1%、次いで「大学・短大では 1 人で過ごすことが多い」 21.6%、「友人と遊んだり、話したりする時間が少ない」が 22.5% となっています。

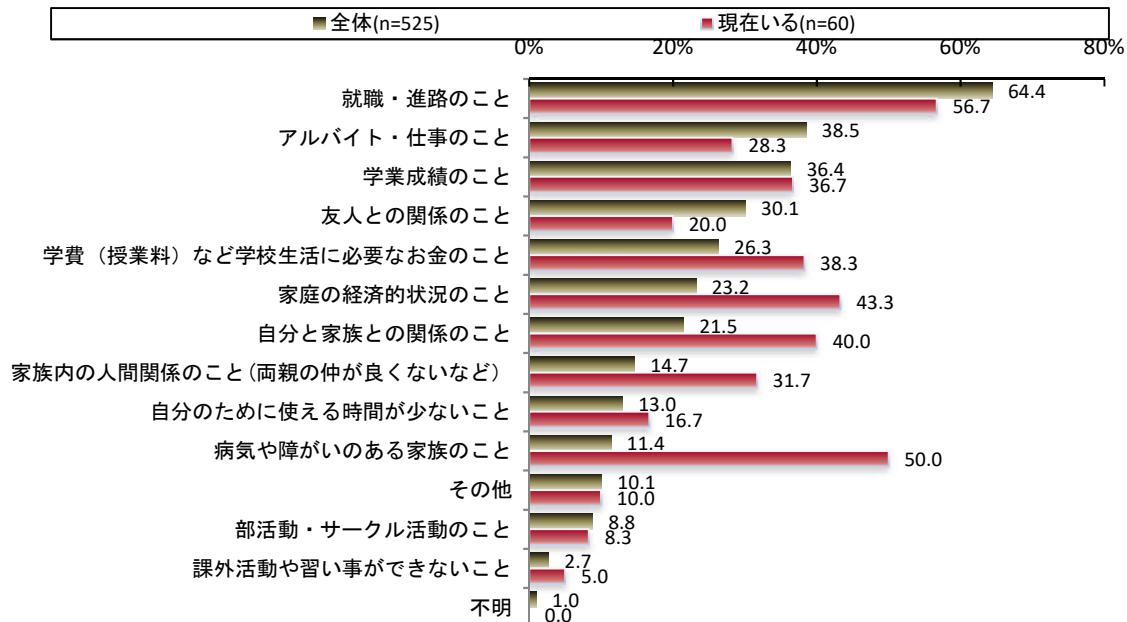
■図40 普段の学校生活等においてあてはまるもの



6 現在の悩みや困りごと

現在の悩み事や困りごとについて、「現在いる」方については、「進路・就職のこと」の割合が最も高く 56.7%、次いで「病気や障がいのある家族のこと」50.0%、「家庭や経済的状況のこと」が 43.3%、「学費（授業料）など学校生活に必要なお金のこと」38.3%、となっています。

■図41 現在の悩みや困りごと



2－2－4 ケアラー支援の状況

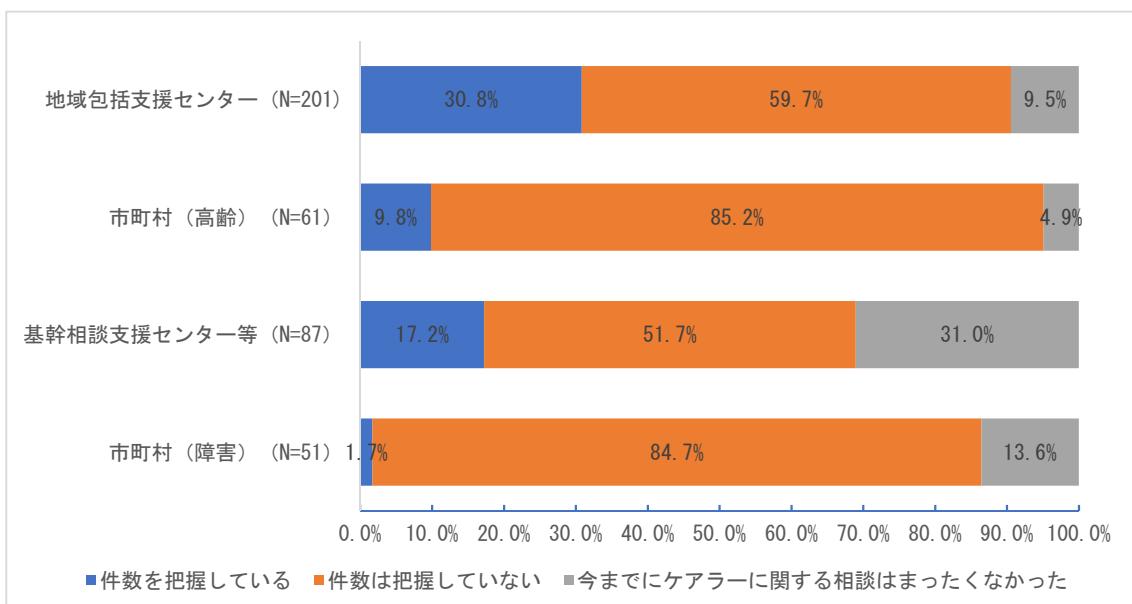
県内の市町村の高齢福祉担当課、障害福祉担当課、地域包括支援センター、市町村障害者相談支援事業受託事業所、基幹相談支援センターを対象に調査を実施しました。

1 ケアラーからの相談

(1) 相談実績の把握

「件数を把握している」は地域包括支援センターが 30.8%と最も高く、「件数は把握していない」は市町村の高齢福祉担当課が 85.2%、「今までにケアラーに関する相談はまったくなかった」は基幹相談支援センター等が 30.1%と最も高くなっています。

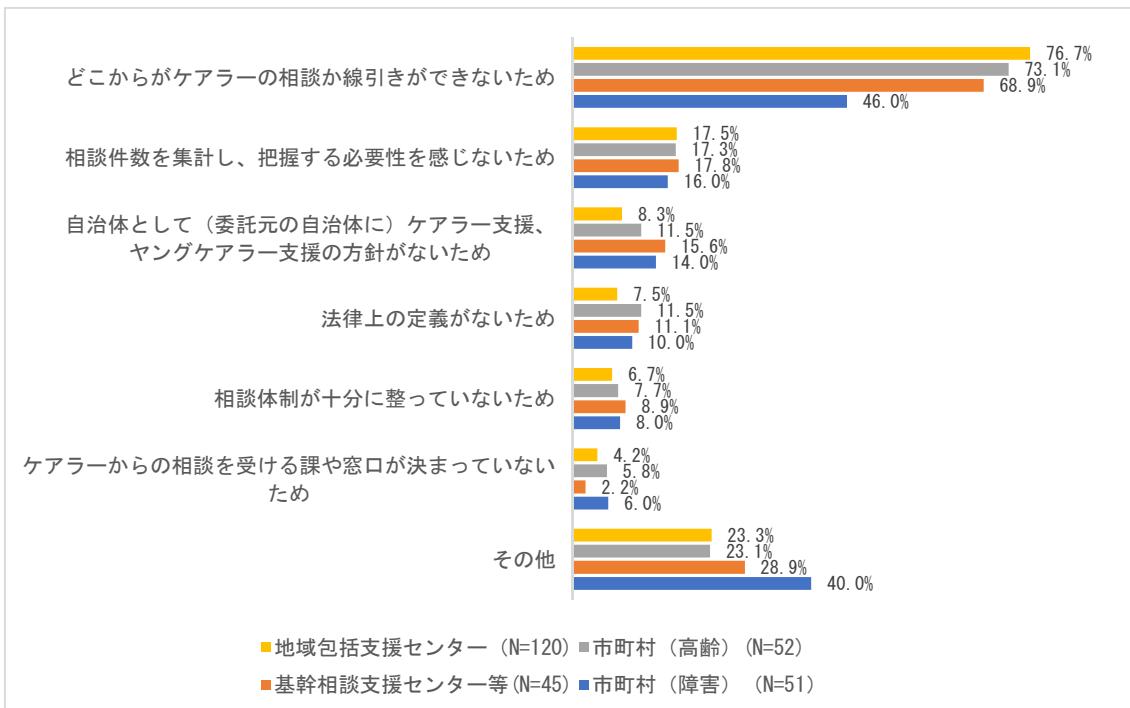
■図 42 ケアラーからの相談実績の把握



(2) 相談件数を把握していない理由

「どこからがケアラーか線引きができないため」が全機関共通で最も高く、次いで「相談件数を集計し、把握する必要性を感じないため」となっています。

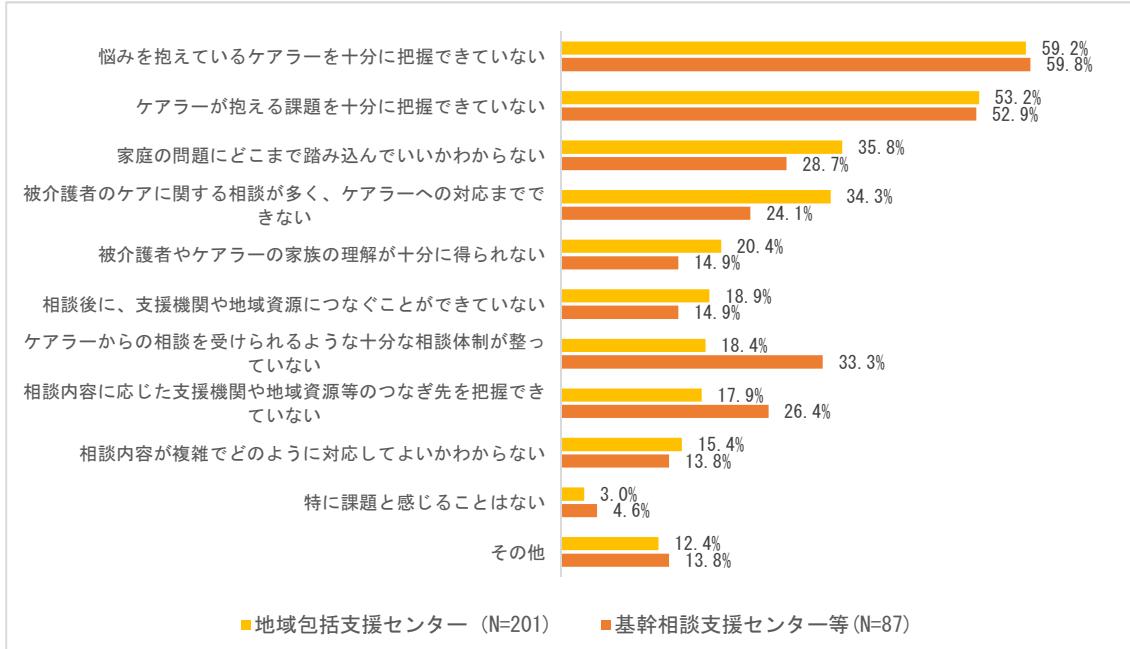
■図43 相談件数を把握していない理由



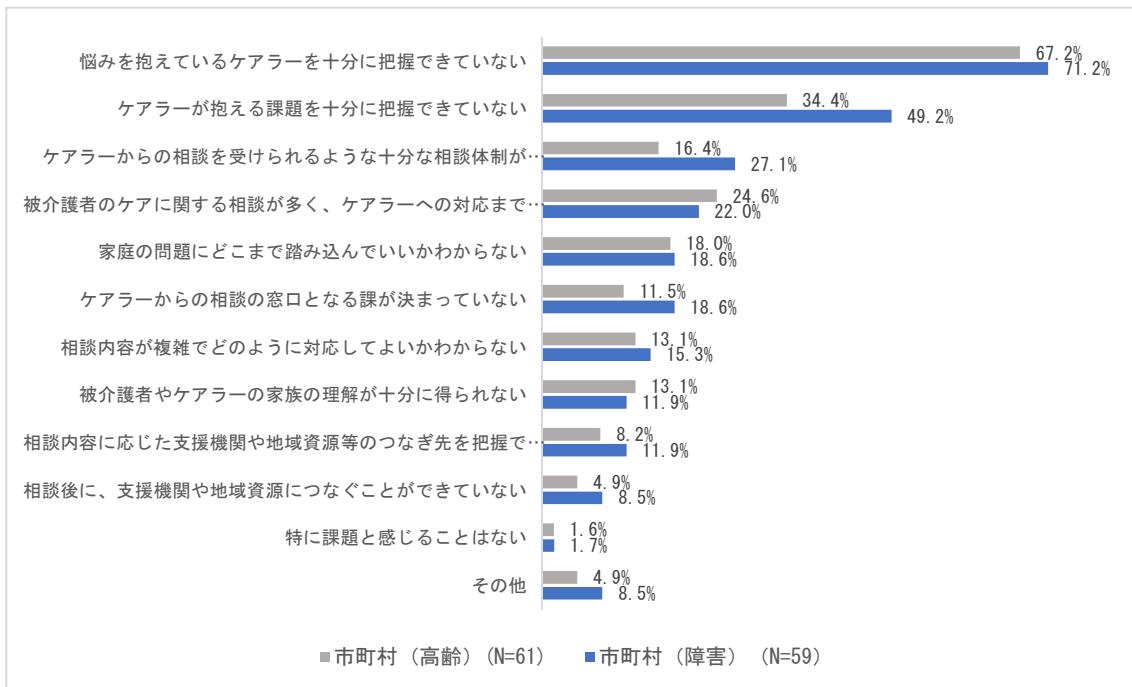
2 相談対応に際しての課題

相談対応に際しての課題については、「悩みを抱えているケアラーを十分に把握できていない」が全機関共通で最も高く、次いで「ケアラーが抱える課題を把握できていない」となっています。

■図44-1 相談対応に際しての課題（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）



■図 44-2 相談対応に際しての課題（市町村（高齢）、市町村（障害））

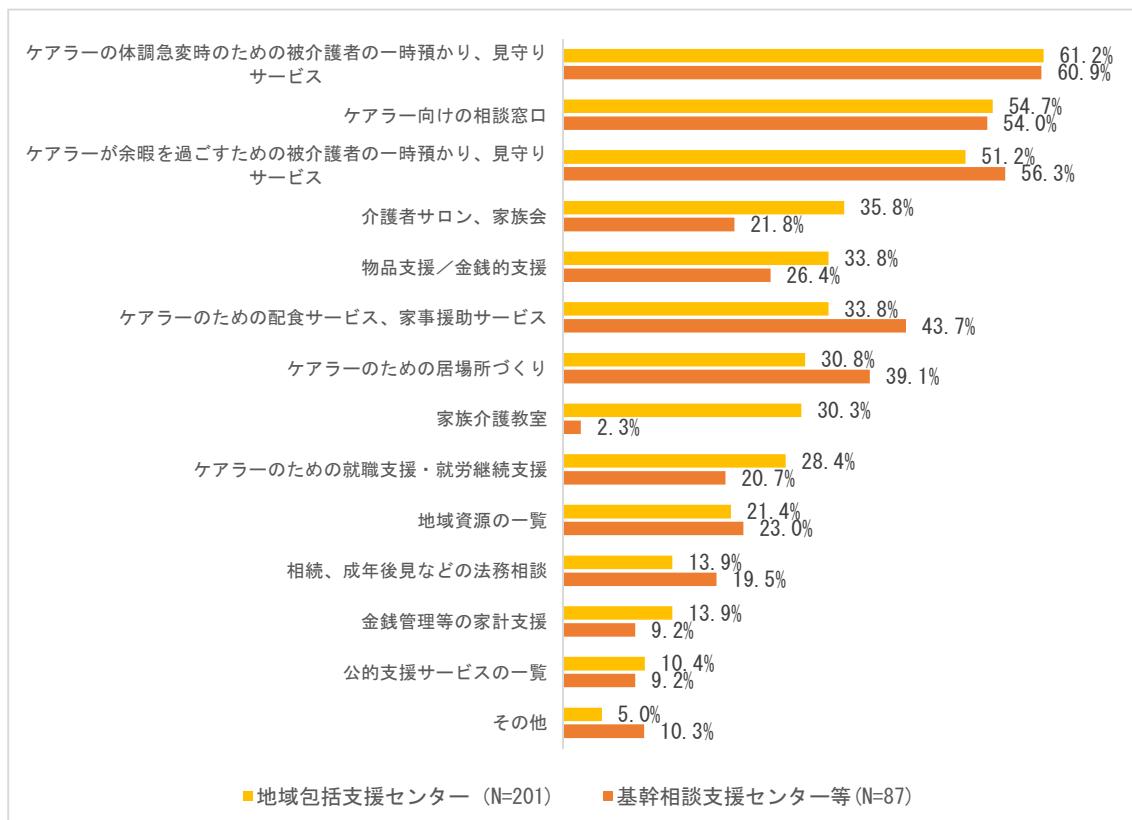


3 あつたら良い取組

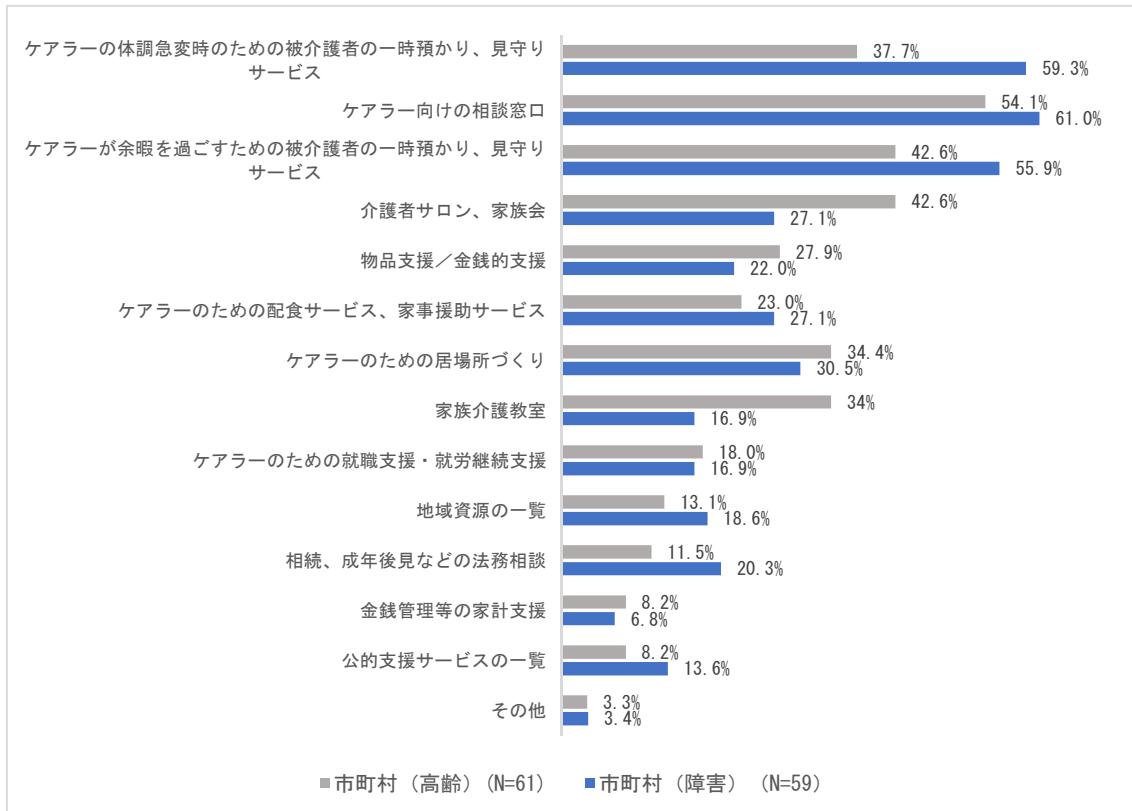
あつたら良い取組については、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等では「ケアラーが体調不良時のための被介護者の一時預かり、見守りサービス」が共通して最も高く、次いで地域包括支援センターでは「ケアラー向け相談窓口」、基幹相談支援センター等では「ケアラーが余暇を過ごすための被介護者の一時預かり、見守りサービス」となっています。

一方で、市町村の高齢福祉担当課、障害福祉担当課では「ケアラー向けの相談窓口」が共通して最も高く、次いで高齢福祉担当課では「介護者サロン、家族会」及び「ケアラーが余暇を過ごすための被介護者の一時預かり、見守りサービス」、障害福祉担当課では「ケアラーが体調不良時のための被介護者の一時預かり、見守りサービス」となっています。

■図45-1 あつたら良い取組（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）



■図45-2 あつたら良い取組（市町村（高齢）、市町村（障害））



2-2-5 ヤングケアラー支援の状況

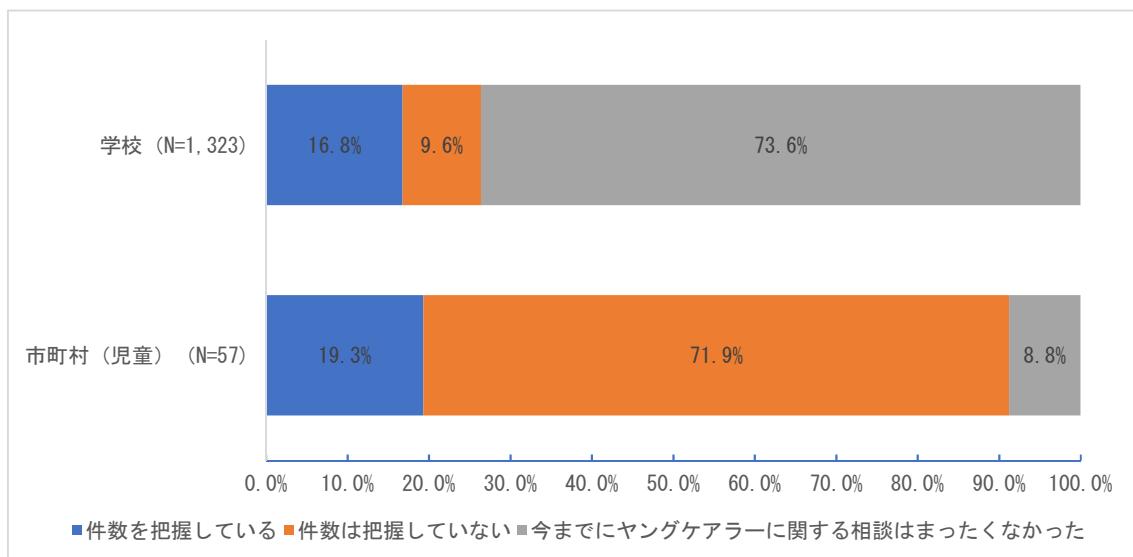
県内の市町村の児童福祉課、学校、県配置のSSW（スクールソーシャルワーカー）を対象に調査を実施しました。

1 ヤングケアラーからの相談

（1）相談実績の把握

学校においては「今までにケアラーに関する相談はまったくなかった」が73.6%と最も高く、市町村の児童福祉担当課においては「件数は把握していない」が71.9%と最も高くなっています。

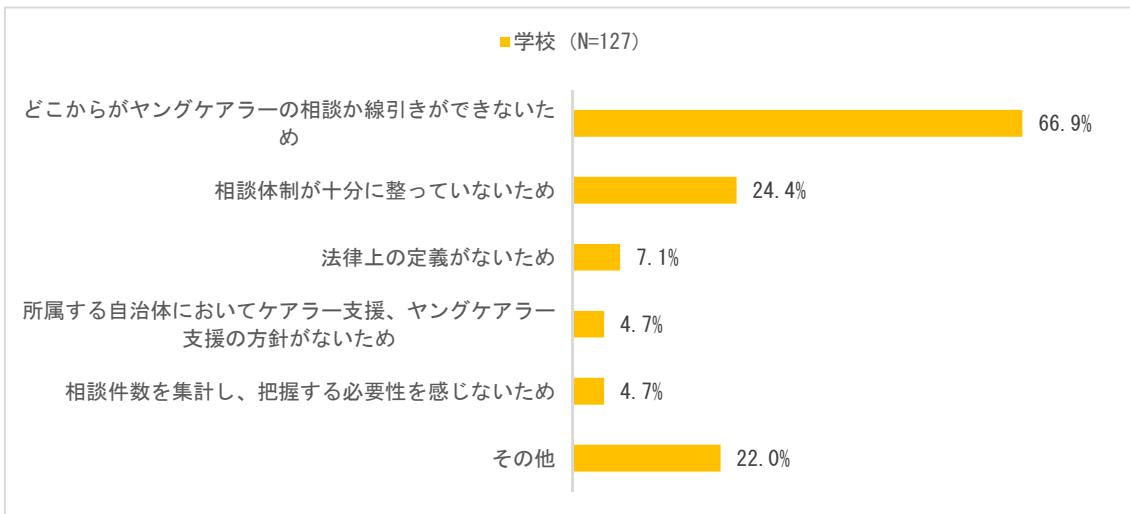
■図46 ヤングケアラーからの相談実績の把握



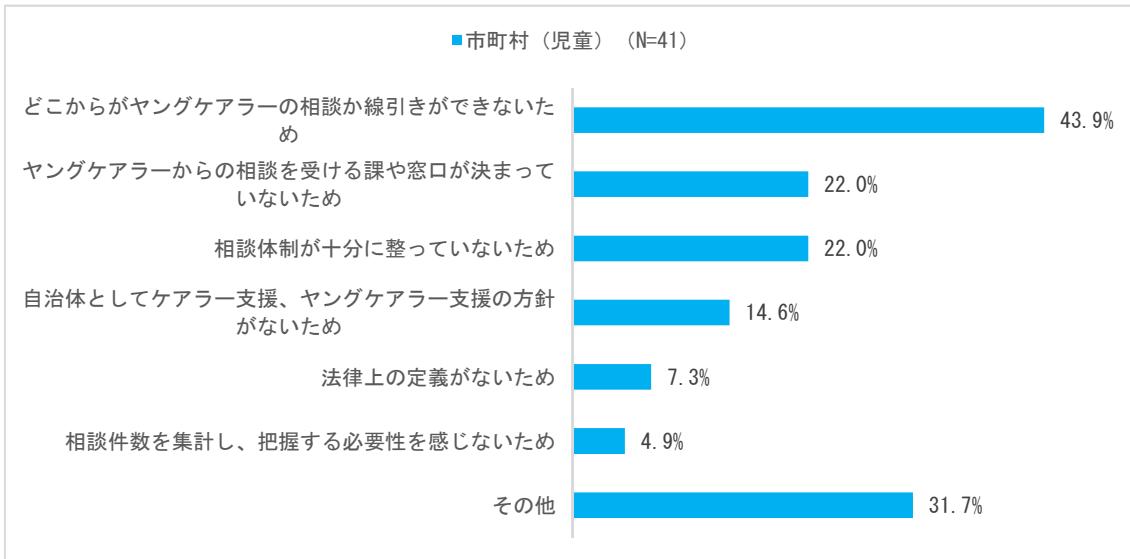
（2）相談件数を把握していない理由

相談件数を把握していない理由としては、「どこからがケアラーか線引きができるないため」が学校、市町村の児童福祉担当課共通で最も高く、次いで学校では「相談体制が十分に整っていないため」、市町村の児童福祉担当課では「相談体制が十分に整っていないため」及び「ヤングケアラーからの相談を受ける課や窓口が決まっていないため」となっています。

■図 47-1 相談件数を把握していない理由（学校）



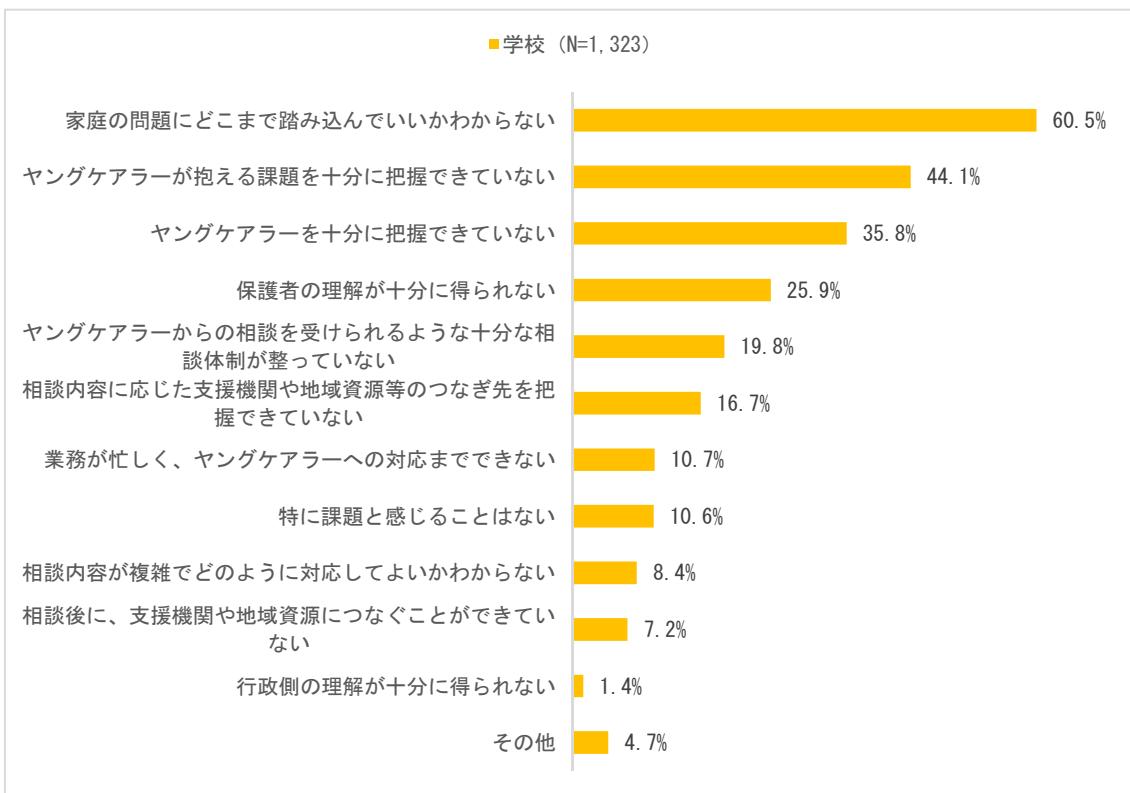
■図 47-2 相談件数を把握していない理由（市町村（児童）



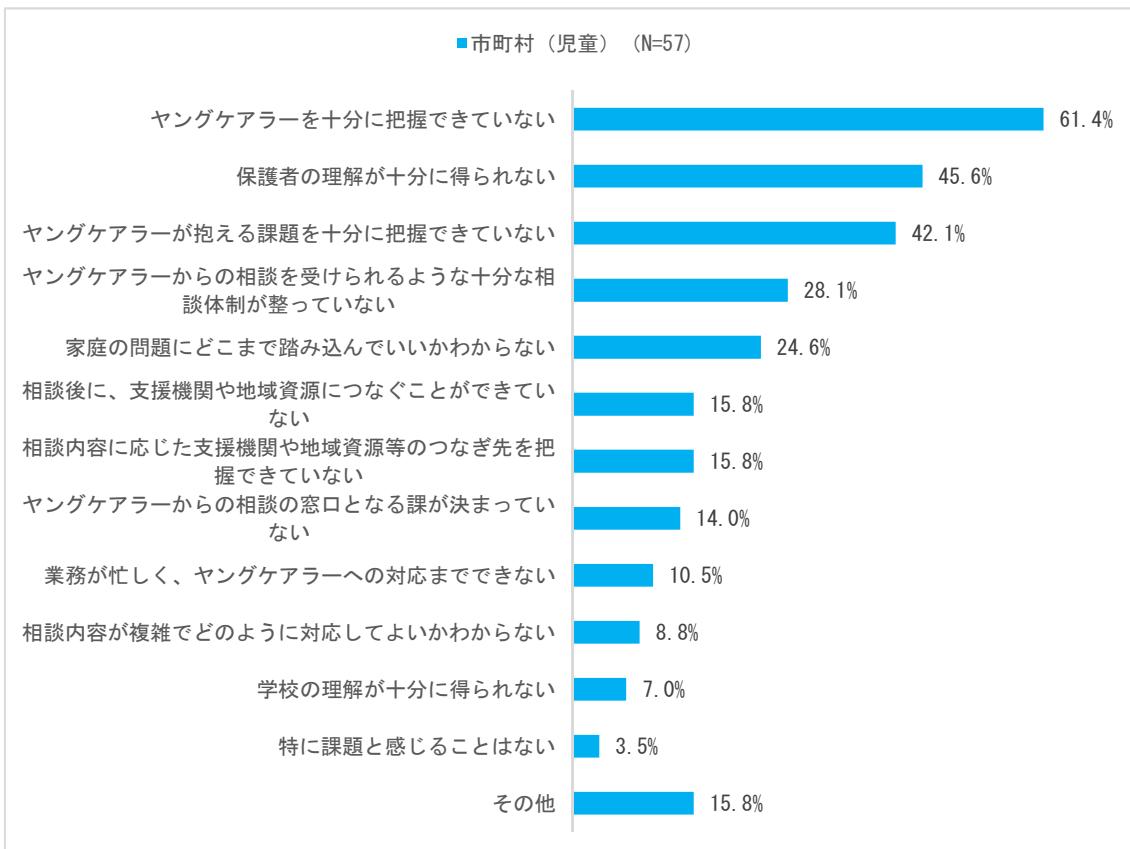
2 相談対応に際しての課題

相談対応に際しての課題については、学校では「家庭の問題にどこまで踏み込んでいいのかわからない」が 60.5%と最も高く、次いで「ヤングケアラーが抱える課題を把握できていない」が 24.4%となっています。市町村の児童福祉担当課では「ヤングケアラーを十分に把握できていない」が 61.4%と最も高く、次いで「保護者の理解が十分に得られない」が 45.6%となっています。また、SSWにおいては、「ヤングケアラーを十分に把握できていない」が 50.8%と最も高く、次いで「ヤングケアラーが抱える課題を十分に把握できていない」が 45.9%となっています。

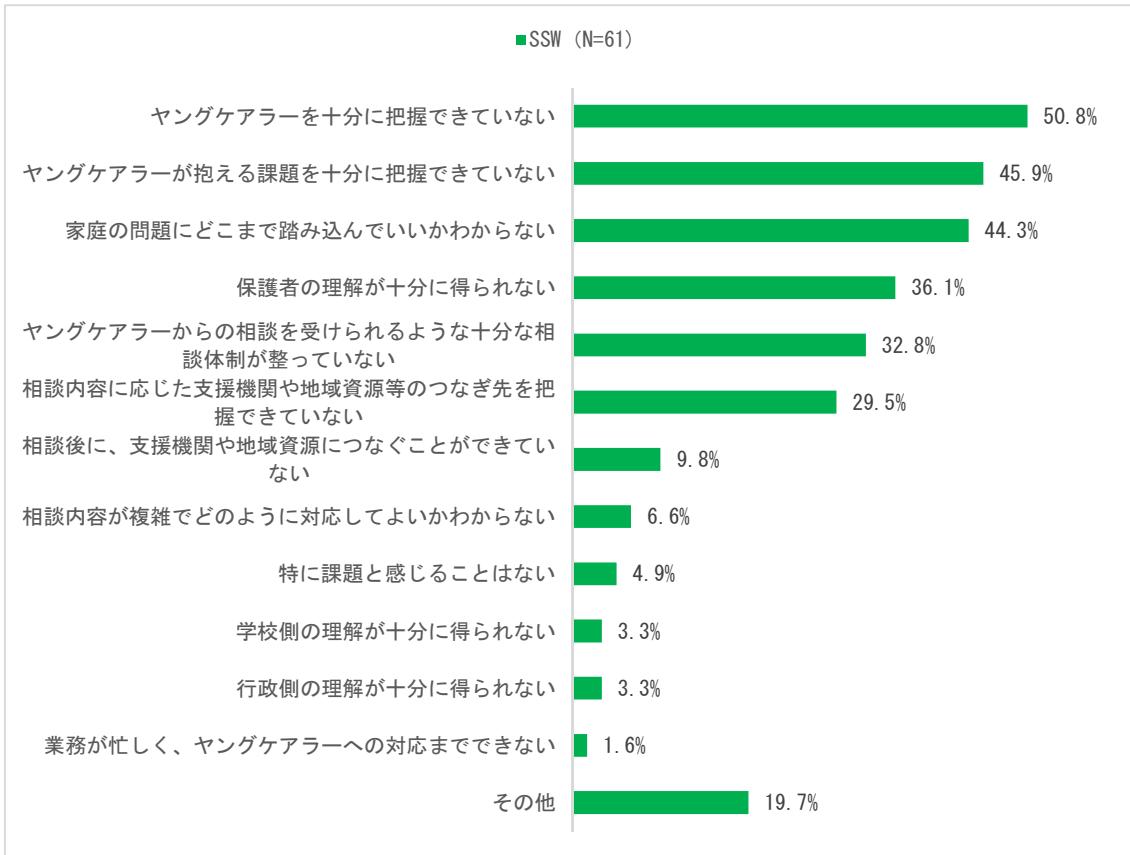
■図 48-1 相談対応に際しての課題（学校）



■図 48-2 相談対応に際しての課題（市町村（児童））



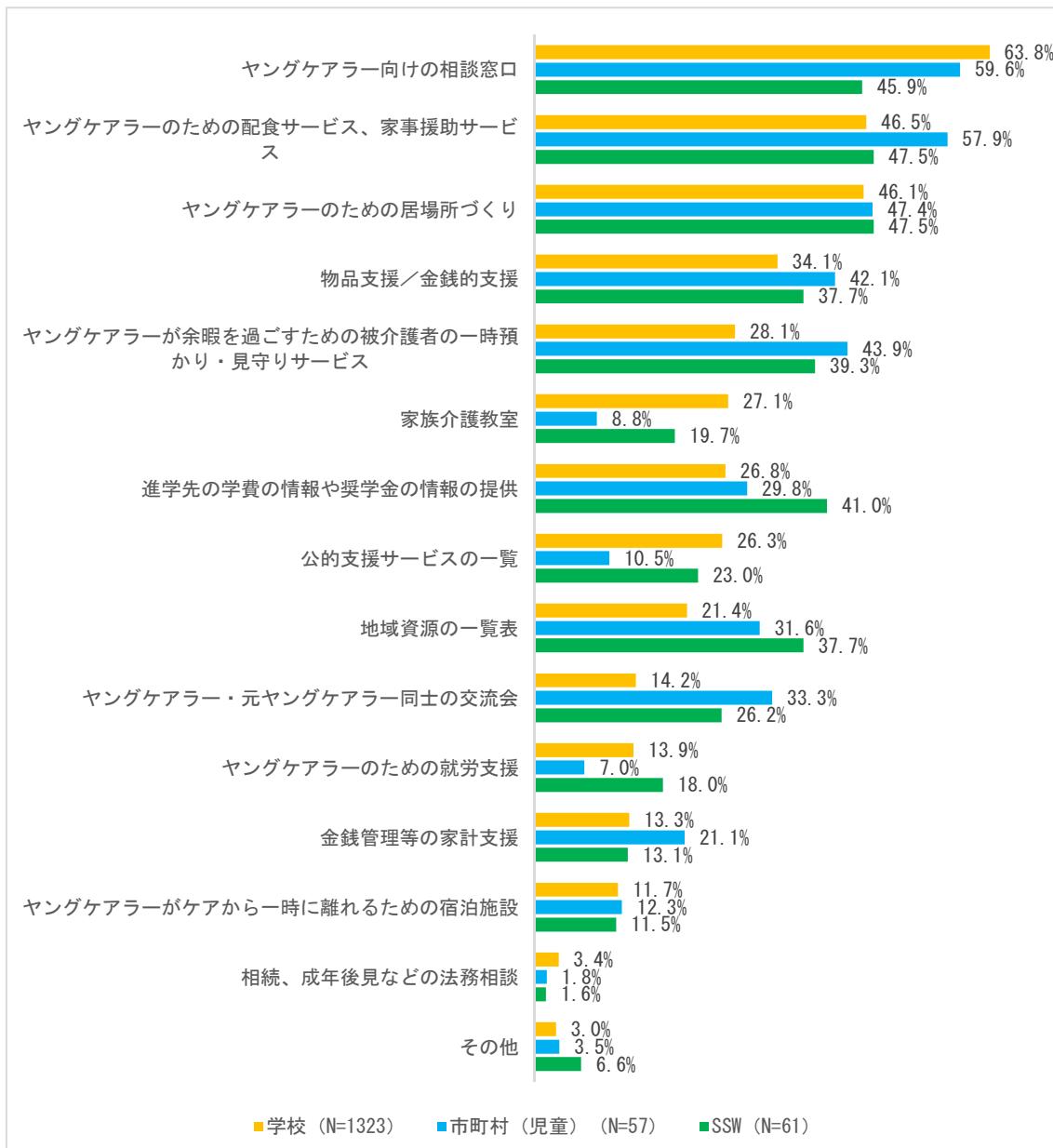
■図 48-3 相談対応に際しての課題（SSW）



3 あつたら良い取組

あつたら良い取組については学校、市町村の児童福祉担当課共通して「ヤングケアラー向けの相談窓口」が最も高く、次いで「ヤングケアラーのための配食サービス、家事援助サービス」となっています。SSWでは「ヤングケアラーのための配食サービス、家事援助サービス」及び「ヤングケアラーのための居場所づくり」が47.5%と最も高く、次いで「ヤングケアラー向けの相談窓口」が45.9%となっています。

■図49 あつたら良い取組



2－3 実態調査やこれまでの取組等の結果を踏まえた課題

1 社会的認知度の向上

令和2年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」が全国初の条例として制定されたことや新聞やテレビなどで、ヤングケアラーを中心に報道される機会が増えたことで、その認知度は近年急速に上昇しました。

しかしながら、現在でも介護は家族が担っていることが多いこともあり、「家族が介護をするのは当たり前」という考えはまだまだ根強く、ケアラーが声を上げづらい状況があると推察されます。

今後は、県民、事業者のみならず、ケアラー自身に対しても周りに助けを求めてよいということについての啓発や具体的な相談窓口についても周知していく必要性があります。

2 複合課題の増加と包括的な支援体制の構築

公的福祉サービスについては、これまで高齢者・障害者・児童・生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談支援機関による支援の充実が図られてきました。

しかし、現場ではケアラーをはじめ、複合課題を抱える人・世帯が増加しており、分野ごとの相談支援体制では十分に対応できない状況となっています。そのため、市町村関係各課、各分野の相談支援機関の連携がこれまで以上に必要になっています。

ケアラーをはじめとした複合課題を抱える人・世帯を支援していくため、市町村の実情に応じて、重層的支援体制整備事業の活用などにより包括的な支援体制の構築を進めていく必要があります。

3 ケアラーの居場所づくり

ケアラーの中には、介護は家族がするものと思い込みからケアすることが当たり前となり、自身の心身の健康を損なっていることに気づかない、困りごとが整理できていないといった状況の方もいます。そうした地域で孤立しがちなケアラーにとって安心できる居場所が必要です。ケアラーが信頼して相談できる居場所として「介護者サロン*」の普及を進めてまいりましたが、まだまだどこでも身近にあるという状況ではありません。

今後は、引き続き介護者サロンの普及を進めるとともに、その担い手も育成していく必要があります。

4 介護離職の防止

ビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）は2030年に約300万人に達し、介護離職や仕事と介護の両立困難等による経済損失は約9兆円と推計されています。一方で、高齢の親の介護については、ケアの中でも事前に備えられるケアであるものの、多くの方が備えていない状況です。

介護が始まる前の方も含め、知識の習得や心構え等の事前の準備を促していくとともに企業側の理解や体制整備を促し、ビジネスケアラーの介護離職を防止していく必要があります。

5 支援を担う関係機関の人材の育成

これまで、ケアラーにとって身近な相談機関である地域包括支援センター、担当のケアマネジャー、サービス事業所の職員、障害者相談支援機関などを中心にケアラー支援について理解をもった人材の育成を進めてまいりました。

しかしながら、令和5年度に各支援機関を対象に実施した実態調査では「ケアラーからの相談件数を把握していない」又は「今までにケアラーからの相談はまったくなかった」という回答が約7~9割を占めています。引き続き研修や啓発を通じてケアラーについて理解を深めていくほか、個別のケースの把握に繋げていく必要があります。

また、ケアラーにとって身近な相談先は福祉分野に限らないことから、今後は、医療機関など福祉分野以外についても幅を広げていく必要があります。

6 ヤングケアラーの支援体制の構築

これまで、ヤングケアラー本人にとって「信頼できる大人」を増やすため、教育・福祉合同研修の実施や、主任児童委員、子供の居場所運営者の方等を対象に人材育成に取り組んできました。また、ヤングケアラーが困ったときに気軽に相談できる窓口として「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」を設置し、具体的な支援に繋がった事例も出てきています。

しかしながら、令和5年度に各学校を対象に実施した実態調査では「今までにヤングケアラーに関する相談はまったくなかった」という回答が約7割を占めています。「家族のことなので話したくない」など、子供が相談することをためらうケースも考えられ、引き続きヤングケアラー本人が相談しやすい環境づくりとともに、研修や啓発を通じて、ヤングケアラーについて、教職員の理解を深めていく必要があります。

また、子供たちの居場所づくりも重要です。今後も、子ども食堂をはじめとした子供の居場所の普及に取り組んでいく必要があります。

さらに、ヤングケアラーが関わる課題は18歳を超えてなお続きます。令和5年度に大学生・短大生を対象に実施した実態調査の結果では、回答者の7.2%が「お世話をする家族がいる」と回答しており、経済面や、就職に不安を感じていることが伺えます。困難を抱える若者の相談支援、就労支援についても進めていく必要があります。

第3章 計画の理念と施策体系

1 計画の基本理念

調整中

全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現

2 施策の体系・数値目標

(1) ケアラーを支えるための広報啓発の推進

広く県民に対しケアラーの存在について、そしてケアラー自身に対しても周囲に助けを求めてよいということについて、引き続き啓発します。

また、県民や事業者に対し、市町村や身近な介護の相談機関である地域包括支援センター等を周知することで、ケアラーが支援につながるよう促します。

(2) 行政におけるケアラー支援体制の構築

認知症の人や障害のある方、難病疾患の方の介護・看護などケアラーがケアする相手も多様であり、ケアラー自身の困りごとやケアラーがいる世帯が抱える課題も様々です。

県内の市町村において、どの窓口に相談しても複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築します。また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村を支援します。

No.	指標名	現状値	目標値
1	ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	51 市町村 (令和5年4月1日)	全市町村 (令和9年4月1日)

(3) 地域におけるケアラー支援体制の構築

ケアラーが地域で孤立することがないよう、いわゆる介護者サロン*などの場づくりと住民同士の助け合いや見守り体制づくりを進めます。また、その担い手の育成に取り組むとともに、介護者サロンの認知度向上にも取り組みます。

No.	指標名	現状値	目標値
2	介護者サロン*を設置する市町村数	55 市町村 (令和5年4月1日)	全市町村 (令和9年4月1日)

(4) 企業におけるケアラー支援体制の構築

働く現役世代のケアラーの介護離職を防止していくため、介護が始まる前の方も含め、知識の習得や心構え等の事前の準備を促していくとともに、企業の理解や体制づくりを後押し、ケアラーが仕事と介護を両立できる体制を構築します。

No.	指標名	目標値	
3	ビジネスケアラーに関する事業者及び勤労者向けセミナー等の受講者数	1, 200人 (令和6年度～令和8年度の累計)	
No.	指標名	現状値	目標値
4	地域包括支援センターの認知度 (30～50代)	41.3% (令和5年度)	70.0% (令和9年4月1日)

(5) ケアラーを支える人材の育成

アセスメントシートの活用等により、ケアラーの置かれている状況や悩み等を適切に把握し、支援に繋げることができる人材を育成していきます。

また、地域の住民の中にもケアラーを支援する担い手として活躍してもらうことも重要であるため、ケアラー支援の必要性の理解を促進し、参加するきっかけづくりに取り組みます。

No.	指標名	目標値
5	ケアラー支援を担う人材育成数	3, 000人 (令和6年度～令和8年度の累計)

(6) ヤングケアラー支援体制の構築・強化

教育機関等と福祉部門とが連携して支援できる体制を構築します。

あわせて、ヤングケアラーも含めた子供たちの居場所づくりを進めるほか、若者ケアラー*についても切れ目なく支援していきます。

No.	指標名	目標値	
6	ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数	1, 000人 (令和6年度～令和8年度の累計)	
No.	指標名	現状値	目標値
7	子供の居場所の数	520か所 (令和3年度)	800か所以上 (令和8年度)

基本目標	施 策	個別項目
1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進	ケアラーに関する啓発活動	
2 行政におけるケアラー支援体制の構築	1 相談支援体制の整備	市町村におけるケアラーへの相談支援体制の構築
		認知症の方や高齢の方をケアするケアラーへの支援
		障害者の方をケアするケアラーへの支援
	2 多様なケアラーへの支援	高次脳機能障害の方をケアするケアラーへの支援
		医療的ケアを必要とする児童をケアするケアラーへの支援
		小児慢性特定疾病児童をケアするケアラーへの支援
		難病患者をケアするケアラーへの支援
	3 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援	
	4 ケアラーの生活支援	
3 地域におけるケアラー支援体制の構築	1 ケアラーが孤立しない地域づくり	
	2 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充	民生委員・児童委員の活動支援
		地域の支え合いの取組、NPO・ボランティア団体・自治会の地域活動への支援
4 企業におけるケアラー支援体制の構築	1 ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進	
5 ケアラーを支える人材の育成	1 ケアラー支援への対応能力向上・連携強化	
	2 ケアラー支援を担う県民の育成	
6 ヤングケアラー支援体制の構築・強化	1 学校におけるヤングケアラー支援体制の構築	
	2 行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の構築	

基本目標 1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進

1 ケアラーに関する啓発活動

■取組の方向性

ケアラー・ヤングケアラーという言葉の認知度は大幅に向上したものの、現在でも介護は家族が担っていることが多いことからも、まだまだケアラーが声を上げづらい状況があると推察されます。

このため、ケアラー自身に対し周りに助けを求めてよいということの啓発や相談窓口等に関する啓発・広報活動が求められています。

■県の主な取組・支援

1	ケアラーに関する理解を促進するため、啓発事業を推進します。
2	ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動を実施します。
3	認知症の人、その家族及び認知症介護に携わる介護者等に対して、知識の普及・啓発・研修を実施します。
4	介護支援専門員など専門職等の研修を通じて、ケアラーへの支援に関する理解促進を図ります。
5	児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する理解を促進するため、元ヤングケアラーや専門家等を講師とする出張授業を実施します。

■関連する主な取組・支援

①	認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」を任命し、活動していただくことにより、認知症や本人及びケアラーへの理解を深めます。	福祉部
②	認知症サポートやキャラバン・メイト養成を推進するとともに、小学校・中学校・高校などにおける養成講座をさらに拡充します。	福祉部

③	「埼玉県共助の総合ポータルサイト」、フェイスブックにより、共助の取組を発信します。	県民生活部
④	障害者の特性に応じた、専門性の高い知識と技術の習得を目的とする研修を実施し、障害者への質の高いサービスの提供を行える人材を確保します。	福祉部
⑤	障害や障害者等に関する正しい知識の普及に努め、ケアを受ける人やケアラーに対する誤解や偏見、無理解を解消し、一層の理解を推進します。	福祉部
⑥	障害児（者）やその家族からの相談対応や啓発などを行う団体の活動を通じて県民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を促進します。	福祉部
⑦	児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育むため、人権を尊重した教育を推進します。	教育局

基本目標2 行政におけるケアラー支援体制の構築

2-1 相談支援体制の整備

■取組の方向性

認知症の人や障害のある方、難病疾患の方の介護・看護などケアラーがケアする相手も多様であり、ケアラー自身が抱える困りごとやケアラーがいる世帯が抱える課題も様々です。

ケアラーが気軽に相談できる窓口の設置や、どの窓口に相談しても複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の構築が求められています。

■県の主な取組・支援

市町村におけるケアラーへの相談支援体制の構築

6	ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制（包括的な相談支援体制）の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。
7	市町村における相談支援体制（重層的支援体制整備事業）に関する先進事例の情報を提供します。

■関連する主な取組・支援

⑧	地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点を広域的に支援するとともに、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点から在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。	福祉部 保健医療部
⑨	障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。	福祉部
⑩	圏域ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することによって、精神科医療機関、地域援助事業者、	福祉部

	市町村などが情報を共有し、重層的な連携による支援体制を構築します。	
⑪	市町村の障害者相談支援事業の実施を支援し、様々な福祉サービスの利用や自立のための相談体制を充実するため、市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会（市町村が設置する障害者総合支援法上の「協議会」。）への専門部会の設置や基幹相談支援センターの設置など、障害者とその家族のニーズにきめ細やかに対応できるような体制づくりを支援します。	福祉部
⑫	地域生活支援拠点を市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備するよう各市町村と連携して取り組みます。	福祉部

※重層的支援体制整備事業

市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「I 相談支援（包括的な相談支援）」「II 参加支援」、「III 地域づくりに向けた支援」を一体的に行う市町村の新たな事業（重層的支援体制整備事業）を創設

I 相談支援
介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施 【強化される機能】 <ul style="list-style-type: none">● 多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）● 個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走型支援を中心的に担う機能
II 参加支援
<ul style="list-style-type: none">○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施○ 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う
III 地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none">○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター*）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施○ 以下の場及び機能を確保<ul style="list-style-type: none">① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出す

I～IIIを一体的に実施。I～IIIを通じ、「継続的な伴走支援」、「多機関協働による支援」を実施

2-2 多様なケアラーへの支援

■取組の方向性

認知症の人や障害のある方、難病患者の方の介護や看護などを行う多様なケアラーが存在します。ケアされる方の状態によってケアラーが必要とする支援も多種多様です。

ケアラーの置かれた状況に応じて適切な支援が行き届く体制づくりが求められています。

■県の主な取組・支援

①認知症の方や高齢の方をケアするケアラーへの支援

8	ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町村と連携して取り組みます。
9	認知症の人やその家族に対し、介護経験のある方が対応する電話相談窓口や交流集会等の開催により、認知症の知識や介護技術の提供及び精神面の支援を行います。

②障害者の方をケアするケアラーへの支援

10	ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町村と連携して取り組みます。
11	身体障害者・知的障害者の家族の悩み等に関する相談会や研修会、交流会を行う家族会等の団体の活動を支援するとともに、市町村の相談員のスキル向上を図ります。
12	精神障害者の家族（精神障害のある親を持つ子供を含む。）を対象に交流会を実施し、障害者を支える家族が相談相手になるとともに、家族同士の交流の機会を持つ「精神障害者の家族による家族支援」に取り組みます。

③高次脳機能障害の方をケアするケアラーへの支援

13	高次脳機能障害＊とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる職員に対する研修やピアカウンセリング＊などを実施します。
14	高次脳機能障害当事者や家族の相談を受ける電話相談と地域交流（相談）会を実施し、支援につなげます。

④医療的ケアを必要とする児童をケアするケアラーへの支援

15	医療的ケアを必要とする超重症心身障害児＊等を在宅で介護する家族が一時的に休息しリフレッシュできる環境を充実するため、対象児等をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設を支援します。
16	専門的な相談や情報提供及び関係機関等との連絡調整などを行う医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケアを必要とする障害児等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。

⑤小児慢性特定疾病児童をケアするケアラーへの支援

17	小児慢性特定疾病児童等を養育している親等が日常生活を送る上で抱えている不安や悩みに対して、小児慢性特定疾病児童等を養育していた親等による助言及び相談等を行うピアカウンセリングを実施し、小児慢性特定疾病児童等を養育している親等の負担軽減を図るとともに、子どもの日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。また、必要なピアカウンセラーを養成します。
----	--

⑥難病患者をケアするケアラーへの支援

18	ケアラー、難病患者の療養生活を支援するため、ケアラーが一時的に休息しリフレッシュできること等を目的に、人工呼吸器を装着している病状安定在宅難病患者を対象にした一時的入院を行います。
19	難病相談支援センター＊において、難病患者とその家族の療養生活等を支援します。

■関連する主な取組・支援

(13)	地域包括支援センター*、民生委員*・児童委員*、自治体、ボランティア、ライフライン事業者が連携した要援護高齢者等支援ネットワークを充実させ、高齢者等の見守り体制の整備を支援します。	福祉部
(14)	若年性認知症*に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口の設置と相談窓口への若年性認知症支援コーディネーター*の配置などを推進します。	福祉部
(15)	若年性認知症*の人の就労継続等支援を行います。また、若年性認知症カフェ*など若年性認知症*の人の活動の場の拡大等を図ります。	福祉部
(16)	障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、全ての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、障害児（者）生活サポート事業や全身性障害者介助人派遣事業*を実施する市町村を支援します。	福祉部
(17)	障害児やその家族が、身近な地域で継続的な相談を受けられる体制を構築するため、障害児支援利用計画*を作成する相談支援事業所の運営を支援します。	福祉部
(18)	子どもが発達障害*と診断された親等に対し、発達障害の子どもを育てた経験のある親（ペアレントメンター）が先輩として適切な情報提供をするなど支援します。	福祉部
(19)	高次脳機能障害者及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンター*に設置した高次脳機能障害者支援センター*を核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。	福祉部
(20)	医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携促進に努めます。	福祉部

㉑	医療的ケアが必要な障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、市町村への配置を促進します。	福祉部
㉒	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援＊や地域定着支援＊など、精神障害（発達障害＊及び高次脳機能障害＊を含む。）に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	福祉部
㉓	保健師等による家庭訪問による指導や、難病患者や家族支援を行う訪問相談員の育成を行います。	保健医療部
㉔	難病に関する地域の医療体制や患者の支援体制を一層充実させるほか、増え続ける患者への支援に迅速・的確に対応していきます。	保健医療部
㉕	男女共同参画に関する、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じます。	県民生活部
㉖	ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備し、本人の意思を尊重した支援を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築及び情報発信を行います。	保健医療部

2-3 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

■取組の方向性

晩婚化に伴う女性の出産年齢の高齢化や核家族化の進展などにより、子育てと親の介護を同時に行うダブルケアと呼ばれる問題に直面する方の増加が見込まれます。ダブルケアの状態になると、育児と介護の両方が重なり、身体的、精神的負担が大きくなるため、悩みを共有できる人や機関が少なく孤立しがちになる、仕事との両立が困難となり離職につながる可能性がある、ケアに割く時間が多くなり育児への影響が懸念されるなどの問題が生じることがあります。

このため、地域全体で子育て家庭を応援し、子育て中のケアラーが孤立しないよう、地域における支援拠点の整備・充実が求められています。

■県の主な取組・支援

20	子育てながら介護を担うケアラーも含めて相談に応じ、子育て家庭が地域で孤立しないよう地域子育て支援拠点＊を整備するとともに、質の充実を図ります。
21	こども家庭センター＊において、妊産婦や保護者が介護等のケアを担っている状態であることに気づいた場合には、福祉部門等との連携により適切な支援を行います。

■関連する主な取組・支援

②7	地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を調整するファミリー・サポート・センターが各市町村に整備されるよう運営を支援します。	福祉部
②8	子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。また、こども家庭センター＊をはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、支援を必要とする子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。	福祉部 保健医療部

(29)	子育てに悩むケアラーからの相談について、子供に関する相談を受け付ける「子どもスマイルネット＊」において、本人の気持ちに寄り添って話を聞き、悩みに関する助言等を行います。	福祉部
(30)	市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業＊及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業＊の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。	福祉部
(31)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、養育支援が必要な家庭に支援を行う市町村を支援します。	保健医療部
(32)	介護・子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を対象に、専門の相談員が電話等による相談を受け、情報を提供することで、介護や育児に伴う休暇・休業の取得等、さまざまな制度及びサービスの活用を促し、離職を防止し、仕事との両立を支援します。	産業労働部
(33)	企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行います。	産業労働部
再掲	男女共同参画に関する、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じます。	県民生活部

2-4 ケアラーの生活支援

■取組の方向性

継続的な介護は、経済的に大きな負担が伴います。また、介護をきっかけに退職することにより生活困窮に陥れば、ケアラーの健康的な生活にも影響を及ぼしかねません。

生活困窮者の状態にあるケアラーに早期に気づくため、福祉・保健部門に限らず様々な部門・関係機関と連携するとともに、自立に向けた支援の充実が求められています。

■県の主な取組・支援

21	生活困窮の状態にあるケアラーを支援するため、相談窓口において生活困窮者が抱える課題に応じて、生活困窮者自立支援制度の活用など自立支援を行います。
----	--

■関連する主な取組・支援

⑩	生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対し、学習支援事業の実施により、将来の自立に向けて支援します。	福祉部
⑪	離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、一定期間家賃相当額を支給し、住居を確保した上で就職に向けた支援を行います。	福祉部
⑫	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を行います。	福祉部
⑬	生活困窮者の家計収支を改善させ、早期の生活再建を支援します。	福祉部
⑭	生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象とした自立支援の取組を推進します。	福祉部
⑮	ひとり親家庭を支援するため、県の福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）に専門の職員を配置し、就業相談・就業情報の提供などを行うとともに、養育費の確保支援などの支援を行います。また、就業に向けた資格の取得	福祉部

	や就職・転職の支援、高等職業訓練促進給付金などの支給を行います。	
⑩	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。	福祉部
⑪	地域の実情を踏まえながら、質の高いサービス付き高齢者向け住宅*などの整備を促進します。	都市整備部
⑫	市町村域や圏域での居住支援協議会等の連携体制づくりを促進します。	都市整備部

■基本目標3 地域におけるケアラー支援体制の構築

3-1 ケアラーが孤立しない地域づくり

■取組の方向性

ケアに悩みを抱えるケアラーが身近な地域で集い、話し合える場を提供することは、ストレスの解消につながります。いわゆる介護者サロン*などの場づくり、運営の支援が求められています。

さらに、集う場の拡大を図るため、地域で活動するNPO*・ボランティア団体等との連携を進めることが重要です。

■県の主な取組・支援

22	市町村や市町村社会福祉協議会*、地域包括支援センター*、地域の団体等による介護者サロン*の立ち上げ・運営を支援します。
23	介護者サロンに関する周知・啓発に取り組みます。
24	子供の居場所*など、ヤングケアラーにとって安心して過ごせる場を増やすために、地域で活動する団体等に働きかけます。

■関連する主な取組・支援

⑬	共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPO*やボランティア団体等を支援します。	福祉部
⑭	地域共生社会の実現に向けて、地域づくりの中核、プラットフォーム（連携・協働の場）としての役割を担う市町村社会福祉協議会を支援する、埼玉県社会福祉協議会と十分な連携を図ります。	福祉部
⑮	県営住宅に入居している子供や地域の子供たちを対象に、NPO*が実施する学習支援や食事提供の場として県営住宅の集会所を提供します。	都市整備部

④⁶	子ども食堂＊など子供の居場所＊づくりに取り組む団体と、こうした団体を支援するフードバンクや企業などとのネットワークが構築できるよう支援します。	福祉部
④⁷	子ども食堂＊などの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。	福祉部

3-2 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充

■取組の方向性

ケアラーが日常的にケアする対象者の状態は様々であるため、県や市町村の福祉、保健、教育等の各行政分野はもちろんのこと、県民や事業者、民間支援団体も含めた社会全体で支えていかなければなりません。

特に、ケアラーを支援する関係機関として、NPO*などの民間支援団体の役割は重要です。地域のNPO*やボランティア団体、自治会等の地域活動を通じて、ケアラー支援の担い手の輪を広げることが求められています。

■県の主な取組・支援

①民生委員・児童委員の活動支援

25	地域で孤立しがちなケアラー等の把握や見守り、生活相談に対する助言や、必要なサービスにつなげるなど大きな役割が期待される民生委員・児童委員に対し、研修等を通じてケアラーへの支援に関する理解促進を図り、活動を支援します。
----	--

②地域の支え合いの取組、NPO・ボランティア団体・自治会の地域活動への支援

26	ケアラーを地域で支えるため、地域においてケアラー支援の取組や事業の立ち上げ等を行うNPO*やボランティア団体等を支援します。
27	市町村においてステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人や家族のニーズにあった具体的な支援につながる仕組みである「チームオレンジ*」が整備されるよう支援します。

■関連する主な取組・支援

④⑧	民生委員*・児童委員*の活動を促進し、地域福祉の向上を図るため、民生委員・児童委員協議会の活動を支援します。	福祉部
④⑨	埼玉県社会福祉総合センターで運営する福祉研修センターにおいて、「民生委員・児童委員研修」を実施します。	福祉部

⑤〇	市町村において、民生委員*・児童委員*など福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。	福祉部
⑤一	認知症の人が行方不明になることを未然に防ぐため、徘徊 SOS ネットワークの活用や地域での訓練の実施など地域での見守り体制の構築を支援します。	福祉部
⑤二	NPO*活動を更に展開するため、NPO*の特性を生かしたアイデア・視点で新たに実施する取組を支援します。	県民生活部
⑤三	彩の国市民活動サポートセンターの運営により、市民活動やボランティア活動をサポートします。	県民生活部
⑤四	NPO*の運営に必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「埼玉県 NPO 情報ステーション」を運営します。	県民生活部
再掲	「埼玉県共助の総合ポータルサイト」、フェイスブックにより、共助の取組を発信します。	県民生活部

基本目標4 企業におけるケアラー支援体制の構築

4-1 ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進

■取組の方向性

ビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）は、高齢者の増加等により、今後増えていきます。介護を行わなければならない状況は突然訪れ、また、その期間も見込めないことから、仕事と介護の両立が困難になることもあります。

仕事と介護の両立は、ケアラーにとっても、企業にとってもメリットがあるものです。介護と仕事の両立を実現していくため、個々人の備えを促すとともに企業における支援体制の構築が求められています。

■県の主な取組・支援

28	企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行います。
29	介護・子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を対象に、専門の相談員が電話等による相談を受け、情報を提供することで、介護や育児に伴う休暇・休業の取得等、さまざまな制度及びサービスの活用を促し、離職を防止し、仕事との両立を支援します。
30	仕事と介護の両立支援のため、事業者等を通じて、勤労者に各種相談窓口や介護休業制度、介護保険制度を周知します。
31	企業における仕事と介護の両立支援体制の構築に向け、企業の経営者や人事担当者等を対象にセミナーを行い、県内中小企業への普及を図ります。
32	企業の従業員に対し、啓発を行い、介護にあたっての事前の知識の習得や心構え等の事前の準備を促すことで、ケアラーの仕事と介護の両立を支援します。

■関連する主な取組・支援

(55)	介護休暇等の取得を必要とする県職員のケアラーが、介護休暇等を取得できるよう、職務上必要な配慮を行います。	総務部
------	--	-----

⑯	<p>従業員等の健康に配慮した経営に取り組む事業所・団体を「埼玉県健康経営実践事業所」*として認定し、仕事と介護の両立支援に関する情報を提供します。</p>	保健医療部
⑰	<p>仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を実践している企業等を「埼玉県多様な働き方実践企業」*として認定し、県 HP 等で広く PR します。</p>	産業労働部

■ 基本目標5 ケアラーを支える人材の育成

5-1 ケアラー支援への対応能力向上・連携強化

■取組の方向性

多様なケアラーに対する支援を行うには、多様な関係機関の職員の理解を深めることが重要です。ケアラーの心身の健康、仕事と介護との両立、生活困窮など、顕在化していない課題を抱える世帯に早期に気づき、支援につなげていくためにも、行政職員や団体職員、各種相談機関の職員などケアラー支援を担う人材の育成が求められています。

■県の主な取組・支援

33	地域包括支援センター＊職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。
34	市町村及び市町村社会福祉協議会＊、地域包括支援センター＊、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点＊等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。
35	学校以外の地域でヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役を育成するため、主任児童委員や民間支援団体等地域で活動している方に対し、研修を実施する。

■関連する主な取組・支援

⑤⑧	地域包括支援センター＊及び市町村担当職員に対し、地域包括支援センター＊機能強化のための研修を実施します。	福祉部
⑤⑨	障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を支援するため、民生委員＊・児童委員＊、身体障害者相談員＊、知的障害者相談員などの研修内容を充実し、その資質の向上を図ります。また、様々な障害ごとに当事者やその家族などによるピアカウンセリング＊も含めた身近な相談体制を充実します。	福祉部

⑥〇	発達障害＊に早期に気づき、早期に適切な支援ができる人材を育成するため、保育士・幼稚園教諭、市町村職員、小学校教員等を対象とした研修を実施します。	福祉部
⑥①	保育所、認定こども園＊、地域子育て支援拠点＊や児童館＊の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を活用し、ケアラーへの理解を深めます。	福祉部
⑥②	介護離職を防ぐため、専門の相談員が市町村の地域包括支援センター＊の職員及びケアマネジャー等に対し、介護をしながら働くために知っておくべきこと、両立支援に関する法律や支援制度などの研修を実施します。	産業労働部
⑥③	生活困窮者に係る支援員向けの研修を実施し、人材の育成を支援します。	福祉部
再掲	保健師等による家庭訪問による指導や、難病患者や家族支援を行う訪問相談員の育成を行います。	保健医療部

5-2 ケアラー支援を担う県民の育成

■取組の方向性

様々な世代の地域住民にケアラー支援の担い手として活躍してもらうため、ケアラー支援の必要性の理解促進を図るとともに、参加するきっかけづくりを行い、県民がケアラーを支える機運を高めることが求められています。

■県の主な取組・支援

36	県政出前講座＊等により住民や関係団体にケアラー支援の必要性を啓発します。
37	認知症＊を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るため、認知症サポーターを養成します。
38	認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援を行うための仕組みである「チームオレンジ＊」の整備を促進するため、市町村における認知症サポーターに対するステップアップ研修の実施を支援します。

■関連する主な取組・支援

⑥4	県民に障害や障害者に対する正しい理解を普及するための啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる共生社会＊の実現を図ります。	福祉部
⑥5	ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進を図ります。	福祉部
⑥6	地域における福祉教育の一環として、子供から大人まで広く県民を対象にした「彩の国ボランティア体験プログラム事業」などのボランティア体験学習を促進するため、埼玉県社会福祉協議会＊や市町村社会福祉協議会＊を支援します。	福祉部

(67)	<p>埼玉未来大学、大学の開放授業講座（リカレント教育）</p> <p>*など、高齢者の地域社会に参加するためのきっかけづくりや多様な学習の機会を提供します。</p>	<p>福祉部 県民生活部</p>
(68)	<p>埼玉県老人クラブ連合会による地域福祉活動や高齢者の健康づくり、ボランティア活動等の支援を行います。</p>	<p>福祉部</p>
(69)	<p>シニアの地域デビューを後押しするため、魅力やノウハウを発信します。</p>	<p>県民生活部</p>
(70)	<p>県民に「埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金」への寄附を呼びかけることで、地域福祉活動に対する理解に努めます。</p>	<p>福祉部</p>

■ 基本目標6 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

6-1 学校におけるヤングケアラー支援体制の構築

■ 取組の方向性

家族の介護や看護、日常生活上の世話をしているヤングケアラーは、将来のための重要な時期にケアを担っています。家族や友人以外に相談相手がほとんどいない場合、悩みをどこに相談をしたらよいか分からず、その結果、ヤングケアラーの存在が顕在化しにくくなっていると考えられます。

ヤングケアラーの心身の健やかな成長及びその自立、教育機会の確保が図られるよう、子どもたちが日中の多くの時間を過ごす場である学校において、早期の発見・把握、そして関係機関とのスムーズな連携を行える体制の構築が求められています。

■ 県の主な取組・支援

39	ヤングケアラーに対し、適切な対応や支援を行うため、教職員を対象とした研修を充実します。
40	ヤングケアラーに対して、福祉分野と教育分野が連携して適切な支援を行う体制を構築するため、市町村福祉関係課職員、教育委員会職員、学校の教職員等を対象とした合同研修を実施します。
再掲	児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する理解を促進するため、元ヤングケアラーや専門家等を講師とする出張授業を実施します。
41	県立高校において、ヤングケアラーに関する授業と学校の実情に応じたヤングケアラー支援策をセットにした、学校独自の取組を実施します。
42	スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。
43	スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*に対し研修を通じて、ヤングケアラーへの支援に関する理解促進を図ります。

44	学校には直接相談できない子供たちの様々な悩みや不安等に対応するため、電話やSNSなどを活用した学校外の相談体制の整備に取り組みます。
----	--

■関連する主な取組・支援

⑦①	校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、関係機関等と連携・協働し、問題行動に対して組織的に対応する指導体制の充実を支援します。	教育局
⑦②	人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるため、人権教育の推進を図る協議会を開催します。	教育局
⑦③	学習の遅れがちな生徒等を支える、地域の人材等を活用した市町村の取組を支援します。	教育局
⑦④	私立学校内の相談体制の確立のためスクールカウンセラー＊、スクールソーシャルワーカー＊等の配置に対する支援を行います。	総務部

6-2 行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

■取組の方向性

ヤングケアラーの心身の健やかな成長及びその自立、教育機会の確保が図られるには、学校や教育委員会と福祉部門が連携して支援できる体制を構築することが求められています。また、特に若者ケアラーにおいては、就職への悩みが顕在化しており、就労支援との連携も求められています。

さらに、行政機関に限らず、子どもの居場所など、地域の民間団体等とも連携し、社会全体でヤングケアラーを見守る体制の構築が求められています。

■県の主な取組・支援

45	ヤングケアラーへの適切な支援につなげていくために、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉部局などの関係部署との連携が図られるよう支援します。
46	要保護児童対策地域協議会＊において関係機関や団体が連携して適切に支援できるよう、ヤングケアラーに対する理解を深めるための周知を図ります。
47	若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できるよう SNS を活用した相談窓口の設置やオンラインサロンの開催等を行う。
48	親子関係などの悩みに関し、子供たちが相談しやすいよう SNS を活用した相談窓口により対応します。
49	家族関係などに悩むヤングケアラーからの相談について、子供に関する相談を受け付ける「子どもスマイルネット＊」において、本人の気持ちに寄り添って話を聞き、悩みに関する助言等を行います。
50	県内の各地域においてヤングケアラーの支援体制が構築されるよう、市町村等に対し、助言や情報提供等を行います。
51	市町村が実施する、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭の居宅を訪問し家事・育児支援を実施する事業を支援します。

再掲	子供の居場所など、ヤングケアラーにとって安心して過ごせる場を増やすために、地域で活動する団体等に働きかけます。
再掲	子ども食堂*などの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。
再掲	学校以外の地域でヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役を育成するため、主任児童委員や民間支援団体等地域で活動している方に対し、研修を実施します。
52	若者自立支援センター埼玉において、若者ケアラーも含めた職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象として、専門的な助言や就労体験等を通して就労に向けた支援に取り組みます。
53	埼玉しごとセンターにおいて、若者ケアラーも含めた39歳以下及び正社員経験の少ない44歳以下の方向を対象に就職相談、セミナー等によるきめ細かい就職活動支援します。

■関連する主な取組・支援

⑦₅	困難を抱える若者の支援を円滑に行うため、支援機関・団体のネットワークを形成し、情報共有や支援者のスキルアップを図ります。	県民生活部
⑦₆	子供たちの悩み相談を電話やチャットで受け止める「さいたまチャイルドライン」の実施主体であるNPO*等の団体の活動を支援します。	保健医療部
⑦₇	各市町村において、子供の貧困状況を調査・把握し、効果的な施策が展開できるよう働き掛けます。	福祉部
⑦₈	子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会*において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組みます。また、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働き掛けなどを行います。	福祉部
再掲	ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制（包括的な相談支援体制）の整備に取り組む市町村に	福祉部

	対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	
再掲	市町村における相談支援体制（重層的支援体制整備事業）に関する先進事例の情報を提供します。	福祉部
再掲	地域包括支援センター＊及び在宅医療連携拠点＊を支援するとともに、地域における認知症の人への対応力を強化していく観点から在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。	福祉部 保健医療部
再掲	障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、児童相談所＊、保健所、更生相談所＊、精神保健福祉センター＊、発達障害者支援センター＊及び高次脳機能障害者支援センター＊などの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。	福祉部
再掲	圏域ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することによって、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村などが情報を共有し、重層的な連携による支援体制を構築します。	福祉部
再掲	市町村の障害者相談支援事業＊の実施を支援し、様々な福祉サービスの利用や自立のための相談体制を充実するため、市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会（市町村が設置する障害者総合支援法＊上の「協議会」。）への専門部会の設置や基幹相談支援センター＊の設置など、障害者とその家族のニーズにきめ細やかに対応できるような体制づくりを支援します。	福祉部
再掲	地域生活支援拠点＊を市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備するよう各市町村と連携して取り組みます。	福祉部
再掲	ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町村と連携して取り組みます。	福祉部
再掲	認知症の人やその家族に対し、介護経験のある方が対応する電話相談窓口や交流集会等の開催により、認知症＊の知識や介護技術の提供及び精神面の支援を行います。	福祉部

再掲	身体障害者・知的障害者の家族の悩み等に関する相談会や研修会、交流会を行う家族会等の団体の活動を支援するとともに、市町村の相談員のスキル向上を図ります。	福祉部
再掲	精神障害者の家族（精神障害のある親を持つ子供を含む。）を対象に交流会を実施し、障害者を支える家族が相談相手になるとともに、家族同士の交流の機会を持つ「精神障害者の家族による家族支援」に取り組みます。	福祉部
再掲	高次脳機能障害＊とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる職員に対する研修やピアカウンセリング＊などを実施します。	福祉部
再掲	高次脳機能障害当事者や家族の相談を受ける電話相談と地域交流（相談）会を実施し、支援につなげます。	福祉部
再掲	医療的ケアを必要とする超重症心身障害児＊等を在宅で介護する家族が一時的に休息しリフレッシュできる環境を充実するため、対象児等をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設を支援します。	福祉部
再掲	小児慢性特定疾病児童等を養育している親等が日常生活を送る上で抱えている不安や悩みに対して、小児慢性特定疾病児童等を養育していた親等による助言及び相談等を行うピアカウンセリングを実施し、小児慢性特定疾病児童等を養育している親等の負担軽減を図るとともに、子どもの日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。また、必要なピアカウンセラーを養成します。	保健医療部
再掲	ケアラー、難病患者の療養生活を支援するため、ケアラーが一時的に休息しリフレッシュできること等を目的に、人工呼吸器を装着している病状安定在宅難病患者を対象にした一時的入院を行います。	保健医療部
再掲	難病相談支援センター＊において、難病患者とその家族の療養生活等を支援します。	福祉部
再掲	地域包括支援センター＊、民生委員＊・児童委員＊、自治体、ボランティア、ライフライン事業者が連携した要援護高齢者等支援ネットワークを充実させ、高齢者等の見守り体制の整備を支援します。	福祉部

再掲	若年性認知症＊に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口の設置と相談窓口への若年性認知症支援コーディネーター＊の配置などを推進します。	福祉部
再掲	若年性認知症＊の人の就労継続等支援を行います。また、若年性認知症カフェ＊など若年性認知症＊の人の活動の場の拡大等を図ります。	福祉部
再掲	障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、全ての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、障害児（者）生活サポート事業や全身性障害者介助人派遣事業＊を実施する市町村を支援します。	福祉部
再掲	障害児やその家族が、身近な地域で継続的な相談を受けられる体制を構築するため、障害児支援利用計画＊を作成する相談支援事業所の運営を支援します。	福祉部
再掲	子どもが発達障害＊と診断された親等に対し、発達障害の子どもを育てた経験のある親（ペアレントメンター）が先輩として適切な情報提供をするなど支援します。	福祉部
再掲	高次脳機能障害者及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンター＊に設置した高次脳機能障害者支援センター＊を核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。	福祉部
再掲	医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携促進に努めます。	福祉部
再掲	医療的ケアが必要な障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、市町村への配置を促進します。	福祉部
再掲	専門的な相談や情報提供及び関係機関等との連絡調整などを行う医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケアを必要とする障害児等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援します。	福祉部
再掲	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援＊や地域定着支援＊など、精神障害（発達障害＊及び高次脳機能障害＊を含む。）に対	福祉部

	応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	
再掲	保健師等による家庭訪問による指導や、難病患者や家族支援を行う訪問相談員の育成を行います。	保健医療部
再掲	難病に関する地域の医療体制や患者の支援体制を一層充実させるほか、増え続ける患者への支援に迅速・的確に対応していきます。	保健医療部
再掲	男女共同参画に関する、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じます。	県民生活部
再掲	ひきこもり＊状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備し、本人の意思を尊重した支援を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築及び情報発信を行います。	保健医療部

今後のスケジュール

11月	・第3回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議（7日） ・社会福祉審議会（22日）
12月	
1月	・県民コメント（1月5日～2月5日）
2月	・第4回埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議
3月	・福祉保健医療委員会（行政報告）

第2期埼玉県ケアラー支援計画骨子（案）について

I 計画の趣旨

ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

II 計画の性格

- 埼玉県ケアラー支援条例第9条に規定する計画
- 高齢、障害、児童等の福祉の各分野に限らず、保健医療、産業労働、教育等の各分野の共通事項を横断的に記載した計画

III 計画の期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

IV ケアラーの状況

1 介護離職者の推移

(1) 家族介護者・ビジネスケアラー・介護離職者の人数の推移



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」、総務省統計局「就業構造基本調査（平成24年、平成29年）」、厚生労働省「雇用動向調査（平成25年～令和3年）」

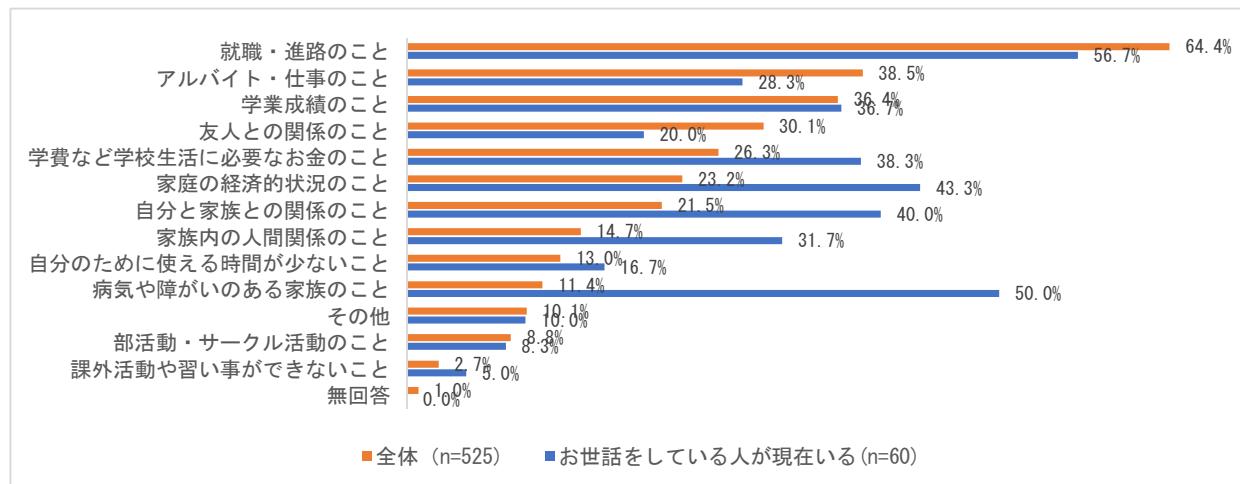
※1 2012年及び2017年の家族介護者・ビジネスケアラーの数は就業構造基本調査結果より ※2 2012～2020年の介護離職者数は雇用動向調査結果より ※3 就業構造基本調査における有業者のうち「仕事が主な者」をビジネスケアラーとして定義している。有業者全体（仕事は従事する者を含む）まで広げた場合には、2030年時点で438万人と推計される。今後、女性の社会進出や高齢者の雇用促進等に伴い、数値はさらに上振れする可能性もある。 ※4 介護離職者数の将来推計は、厚生労働省「雇用動向調査（平成29年～令和3年）」をもとに算出したものであり、将来的な施策効果等は加味していない。

その他の推計値は、各調査における年齢階層別人数割合と将来推計人口の掛け合わせにより算出。

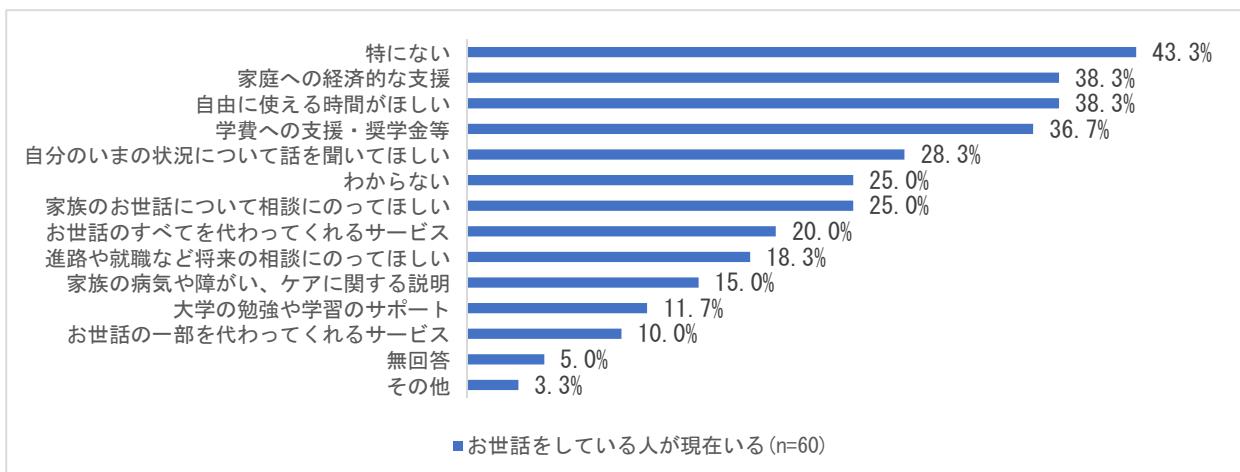
経済産業省「令和4年度ヘルスケアサービス社会実装事業（サステナブルな高齢化社会の実現に向けた調査）」より

2 大学生・短大生（若者ケアラー）の実態調査

（1）大学生・短大生の悩みや困りごと



（2）大学生・短大生のケアラーが必要と考える支援



V 課題

1 社会的認知度の向上

言葉の認知度は向上したもの、「家族が介護するのは当たり前」という考えがまだまだ根強いことから、ケアラーが声を上げづらい状況があります。

県民や事業者及び関係機関のみならず、ケアラー自身に対しても周りに助けを求めてよいということや具体的な相談窓口の周知が必要です。

2 複合課題の増加と包括的な支援体制の構築

ケアラーをはじめとした複合課題を抱える人・世帯が増加しており、それらを支援していくため、市町村の状況に応じて、重層的支援体制整備事業の活用などにより包括的な支援体制の構築を進めていく必要があります。

3 ケアラーの居場所づくり

地域で孤立しがちなケアラーにとって安心できる居場所となる介護者サロンの普及が必要です。

4 介護離職の防止

介護が始まる前の方も含め、知識の習得や心構え等の事前の準備を促していくとともに企業の理解や体制づくりを後押しし、介護離職を防止していく必要があります。

5 支援を担う関係機関の人材の育成

ケアラーの置かれている状況や悩み等を適切に把握し、支援に繋げることができる人材を育成していきます。

6 ヤングケアラー支援体制の構築

引き続きヤングケアラ本人にとって「信頼できる大人」を増やすとともに、子供たちの居場所づくりを進める必要があります。また、18歳を超える若者ケアラーに対しては、相談支援や就労支援も必要です。

VI 施策の体系

基本目標	施策
1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進	1 ケアラーに関する啓発活動
2 行政におけるケアラー支援体制の構築	1 相談支援体制の整備 2 多様なケアラーへの支援 3 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援 4 ケアラーの生活支援
3 地域におけるケアラー支援体制の構築	1 ケアラーが孤立しない地域づくり 2 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充
4 企業におけるケアラー支援体制の構築	1 ビジネスケアラーの仕事と介護の両立支援の推進
5 ケアラーを支える人材の育成	1 ケアラー支援への対応能力向上・連携強化 2 ケアラー支援を担う県民の育成
6 ヤングケアラー支援体制の構築・強化	1 学校におけるヤングケアラー支援体制の構築 2 行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

VII 主な施策

基本目標1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進

(1) ケアラーに関する啓発活動

- ケアラーに関する理解を促進するため、啓発事業を推進
- ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動の実施

基本目標2 行政におけるケアラー支援体制の構築

(1) 相談支援体制の整備

- ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制（包括的な相談支援体制）の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などの実施
- 市町村における相談支援体制（重層的支援体制整備事業）に関する先進事例の情報を提供

(2) 多様なケアラーへの支援

- ショートステイやデイサービスなど、一時的に休息しリフレッシュできる環境の整備とサービスの充実、ケアラーへの周知
- 高次脳機能障害とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる職員に対する研修やピア・カウンセリングの実施
- 専門的な相談や情報提供及び関係機関等との連絡調整などを行う医療的ケア時等支援センターを運営し、医療的ケアを必要とする障害時等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援
- ケアラーのレスパイト等を目的に、人工呼吸器を装着している病状安定在宅難病患者を対象とした一時的入院の実施

(3) 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

- 子育てしながら介護を担うケアラーからの相談に応じ子育て家庭が地域で孤立しないよう地域子育て支援拠点の整備と質の充実
 - こども家庭センターにおいて、妊産婦や保護者が介護等のケアを担っている状態であることに気づいた場合の福祉部門等との連携による適切な支援
- (4) ケアラーの生活支援
- 生活困窮の状態にあるケアラーの課題に応じた生活困窮者自立支援制度の活用などによる自立支援

基本目標3 地域におけるケアラー支援体制の構築

- (1) ケアラーが孤立しない地域づくり
 - 市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営の支援
 - 子どもの居場所など、ヤングケアラーにとって安心して過ごせる場を増やすための、地域で活動する団体等への働きかけ
- (2) 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充
 - 地域で孤立しがちなケアラー等の把握や見守り、生活相談に対する助言や、必要なサービスにつなげるなど大きな役割が期待される民生委員・児童委員に対する研修の実施、活動の支援
 - ケアラーを地域で支えるため、地域においてケアラー支援の取組や事業の立ち上げ等を行うN P Oやボランティア団体等を支援

基本目標4 企業におけるケアラー支援体制の構築

- (1) ビジネスケアラーの両立支援の推進
 - 企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを助言

- 企業における仕事と介護の両立支援体制の構築に向け、企業の経営者や人事担当者等を対象にセミナーを実施
- 企業の従業員に対し、啓発を行い、介護にあたっての知識の習得や心構え等の事前の準備を促すことで介護と仕事の両立を支援

基本目標5 ケアラーを支える人材の育成

- (1) ケアラー支援への対応能力向上・連携強化
 - 地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施
- (2) ケアラー支援を担う県民の育成
 - 県政出前講座等により住民や関係団体にケアラー支援の必要性を啓発

基本目標6 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

- (1) 学校におけるヤングケアラー支援体制の構築
 - ヤングケアラーに対し、適切な対応や支援を行うため、教職員を対象とした研修を充実
 - ヤングケアラーへの適切な支援につなげるために、教育機関と福祉部門の連携が図られやすくなるよう、検討の場を設置
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とした研修を通じて、ヤングケアラーへの支援に関する理解を促進
- (2) 行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の構築
 - 若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようSNSを活用した相談窓口の設置やオンラインサロンを開催
 - 子ども食堂などの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣